資料３

令和２年度実施施策に係る
事前分析表（農政分野）

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－①）

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	食料産業局（林野庁） 【食料産業局企画課／輸出先国規制対策課／海外市場開拓・食文化課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／食品流通課／食品製造課、林野庁木材利用課】
政策の概要 【施策の概要】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の1（1） ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ・成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和元年12月10日改訂）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	新たな市場創出に向けた取組
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	・新たな市場創出に向けて、介護食品の開発やスマートミールの普及等の支援、国民の健康維持・増進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	スマートミールの普及等の支援

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア スマートミール等健康な食事・食環境認証事業者数	83 事業者	30年度	300 事業者	7年度	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミール（病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事）の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及していく必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業者対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事業者に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の新規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数を増加させていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。

把握の方法	出典：「健康な食事・食環境」認証制度（事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：健康な食事・食環境認証事業者数を集計
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

施策（2）	需要に応じた新たなバリューチェーンの創出
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の所得向上を図るため、6次産業化の取組等による付加価値の向上や民間活力の導入等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の高いビジネスの創出を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 6次産業化に取り組んでいる新たな優良事業体数	0 事業体	元年度	93 事業体	7年度	15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。 なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高（経営全体）、③営業利益（経営全体）、④経常利益（経営全体）の全ての指標が増加した者を指す。
	把握の方法	出典：六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査（農林水産省食料産業局） 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：６次産業化に取り組む優良事業体数を集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策（3）	食品産業の競争力の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品産業の競争力の強化に向けて、食品流通の合理化、労働力不足への対応、規格認証の活用等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化、卸売市場の機能の強化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合	11.6%	28年度	11.0%	6年度	11.4% 11.3% 11.2% 11.1% 11.0%					F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行（令和2年）後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度（6年度）まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
	把握の方法	出典：中小企業実態基本調査（経済産業省中小企業庁） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値－基準値）／（当該年度の目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 1中央卸売市場当たりの取扱金額	695億円	28年度	719億円	6年度	707億円	710億円	713億円	716億円	719億円	F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の機能の強化を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ① 卸売市場制度に基づき、中央卸売市場の再編及び機能強化のための施設整備等が進められたことにより、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値（平成32年度までに632億円）を達成したこと、 ② 改正した「卸売市場法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が施行となることにより、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、 を踏まえ、平成30年度に当該指標の見直しを行い、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額（719億円（税込み）（6年度））に上方修正。 目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行となること、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定しているため、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載。
	把握の方法	出典：農林水産省食料産業局調べ 作成時期：調査年度の翌年度５月末～６月末頃 算出方法：中央卸売市場の取扱金額／中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場は除く。									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値－基準値）／（当該年度の目標値－基準値）×100 A’ランク150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品産業における労働力不足の解消										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 食品製造業の労働生産性	5,149 千円/人	30年度	6,694 千円/人	11年度	5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。
	把握の方法	出典：「法人企業統計」（財務省） 作成時期：調査年度の翌年度９月頃 算出方法：労働生産性＝付加価値額／（役員数＋従業員数）									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	JASの制定										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 新たなJASの制定件数	0 件	28年度	20 件	2年度	20 件	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASの制定」に該当する指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、これまでよりもJAS制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成29年度から令和2年度までの間に20規格を制定することとして設定した。 ※令和3年度以降については、食料・農業・農村基本計画の「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として、食品・農林水産品の輸出力強化につながる国際規格の制定件数を測定指標に設定することを含めて検討予定。
	把握の方法		出典：農林水産省食料産業局調べ 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省告示JASの制定数を把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策（4）	食品ロス等をはじめとする環境問題への対応
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品ロスの削減、食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応等
目標① 【達成すべき目標】	食品ロス削減の取組を加速化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 事業系食品ロス量	328 万トン	29年度	273 万トン	12年度	324 万トン	320 万トン	315 万トン	311 万トン	307 万トン	F↓ー直	【測定指標の選定理由】 令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、これを測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12年度比で令和12年度までに半減と設定。 これまで年度毎の目標値を設定していなかったが、施策の進捗を適時適切に評価する観点から、年度毎の目標値を設定するように見直した。 令和12年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組により毎年度一定程度量が減少するものとして設定した。
	把握の方法	出典：農林水産省食料産業局調べ 公表時期：調査年度の翌々年度末頃 算出方法：食品廃棄物等の発生量（食品リサイクル法に基づく定期報告）及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 飲料用PETボトルの回収率	91 %	30年度	100 %	12年度	93 %	93 %	94 %	95 %	96 %	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。 このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。 【目標値設定（水準・目標年度）の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度（令和12年度）までに100%とする目標を設定した。
	把握の方法	出典：環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料 作成時期：調査年度の翌年度11月頃 算出方法：PETボトル回収量（市町村分別収集量＋事業系ボトル回収量、熱回収分を含む）／PETボトル販売量（輸入分を含む）×100									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 卸売市場法（昭和46年、令和2年改正）（主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	－
(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年）（主）	－	－	－	－	－	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
(3) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年、平成30年改正）（主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。	－
(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年）（主）	－	－	－	－	(4)-②-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	－
(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年）（主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
(6) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成13年）（主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	－

(7)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 （平成17年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
(8)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) （平成22年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	－
(9)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 （平成24年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	－
(10)	日本農林規格等に関する法律 （平成29年） （主）	－	－	－	－	(1)-③-ア	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
(11)	食品ロスの削減の推進に関する法律 （令和元年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。 この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。	－
(12)	持続可能な循環資源活用総合対策事業 （平成30年度） （主）	224 (194)	167 (153)	99 (97)	98	(4)-①-ア	持続可能な社会を構築していくため、食品産業における食品ロスの削減等の環境負荷低減を図るための取組の支援を行うとともに、農山漁村におけるバイオマス等の循環資源から得られるエネルギー等を活用する取組を通じた新たな産業創出及び地域活性化につながる持続的な仕組みづくりの支援を行うなど、経済、社会及び環境の三側面からの支援を行う。 この取組により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を図り、食品ロス削減の推進に寄与する。	
(13)	6次産業化サポート事業 （平成26年度） （主）	379 (356)	753 (683)	700 (622)	531	(2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	

(14)	食料産業・6次産業化交付金 （平成30年度） （主）	－	1,678 の内数 (1,463 の内数)	1,434 の内数 (867 の内数)	2,534 の内数	(2)-①-ア (4)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 フードバンク活動における人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等を支援する。 これらの支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。また、食品ロス削減の推進に寄与する。	
(15)	食品等流通合理化促進事業 （平成30年度） （主）	－	335 (297)	278 (235)	156	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	流通事業者によるサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化を促進するほか、トラックの確保が困難となるなかで物流の効率化等により輸送手段の安定的な確保を図ることで、ネット通販等の新たな販路の拡大にも資するなど、6次産業化の市場規模の拡大に寄与する。	
(16)	食品産業イノベーション推進事業 （平成30年度） （主）	－	86 (85)	107 (95)	50	(1)-②-ア	ロボット、AI、IoT等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援する。この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上の推進に寄与する。	
(17)	食品の品質・安全管理サポート事業 （令和元年度） （主）	－	－	147 (143)	63	－	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	
(18)	輸出環境整備推進事業 （平成27年度） （関連:2-②）	267 (238)	565 (378)	378 (180)	1,675	－	諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(19)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 （平成28年度） （関連:2-②）	174 (166)	172 (152)	160 (137)	111	－	地理的表示（GI）の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド産品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	
(20)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 （平成28年度） （関連：2-②）	100 (100)	91 (91)	77 (77)	40	－	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	

	(21)	食によるインバウンド対応推進事業 （平成28年度） （関連:2-②）	70 (70)	52 (48)	28 (28)	24	－	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	
	(22)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 （平成29年度） （関連:2-②）	83 (69)	95 (90)	140 (122)	137	－	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成、及び育成者権取得経費を支援する。 あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぐことにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	
	(23)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 （平成29年度） （関連:2-②）	45 (37)	41 (40)	47 (45)	－	(1)-③-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(24)	【TPP関連事業】 輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	4,301 (翌年度繰越)	4,301 (3,856)	－	－	TPP11や日EU・EPAの発効による農林水産物・食品の関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、2019年の農林水産物・食品の輸出額の1兆円目標の達成を更に加速させるため、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催、事業者サポート体制の強化、JFOODOのよる重点的・戦略的プロモーションを実施するとともに、事業者による重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
	(25)	海外需要創出等支援対策事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760	－	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
	(26)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	710 (翌年度繰越)	710 (421)	－	－	EU等向けに、輸出に関する規制、商流構造上の課題や取引条件等、輸出拡大の阻害要因を解消するため、事業者が行う新たな実証等の取組や、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組の支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(27)	【TPP関連事業】 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	41 (0)	394 (366)	－	－	訪日中に日本食・食文化経験を有する外国人旅行者を中心に、母国での日本食・食文化の再体験に資する情報発信を行うと共に、訪日経験者等の日本食や日本産品への理解の深化を図ることで、海外での日本食・食文化の更なる普及と日本産品の輸出促進に寄与する。	

	(28)	【TPP関連事業】 日本産食品の安全性に関する第三者評価委託事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	14 (0)	286 (285)	－	－	放射性物質に関する最新のデータ等を整理した上で、食品に含まれる放射性物質のリスク管理に関する専門的知識を持つ有識者による委員会を構成し、日本国内に流通する食品の放射性物質に関する安全性の評価を実施した上で評価報告書を作成することにより、諸外国・地域に対する働きかけに活用する。諸外国・地域に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて取り組むことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(29)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策のうちパスタ・菓子等の輸出強化支援事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	100 （翌年度繰越）	100 (95)	－	－	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、パスタ・菓子等の輸出先国に合わせた商品開発、PR等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPAにより関税が下げられる等、国境措置に著しい変化が生じるパスタ・菓子等製造業について、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	
	(30)	【TPP関連事業】 植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	－	94 (91)	－	－	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行う。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	
	(31)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうちGFP前倒し実施と支援活動増加委託事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	70 （翌年度繰越）	70 (70)	－	－	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行う。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークを構築するための取組を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	
	(32)	【TPP関連事業】 地理的表示保護制度緊急対策委託事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	－	59 (46)	－	－	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示（GI）の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	
	(33)	【TPP関連事業】 タイ王国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業 （平成30年度） （関連:2-②）	－	20 （翌年度繰越）	20 (9)	－	－	タイ基準を満たした証明書を取得のための体制整備の実証を行い、タイ基準と同等以上の規格とされた「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係わるJFS規格」（以下「JFS規格」という。）及びJFS規格のガイドラインに基づき、我が国の製造等施設がタイ基準を満たすために必要な具体的事項を取りまとめた取組マニュアルを策定するとともに、梱包容器に係るタイ王国の基準と我が国の基準の差異を分析する取組を支援する。 この支援措置により、タイ王国に対する日本産青果物の輸出の円滑化に寄与する。	

	(34)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策委託事業のうち木材製品の植物検疫条件や流通・販売規則等に関する調査 （平成30年度） （関連:2-②、㉑）	－	－	80 (80)	－	－	付加価値の高い木材製品の輸出促進を図るため、今後有望な輸出先と考えられる国・地域を対象として、文献調査や現地調査等により、植物検疫条件、木材の流通・販売に当たり必要となる品質基準及び検査等の規制事項、木材を建築に利用する際の規制（建築基準、防火規制、日本産木材の構造材への利用の可否等）などの法令と運用状況を明らかにする取組を支援する。 この支援措置により、日本産木材製品の輸出を円滑に行い、海外市場の獲得など農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(35)	グローバル産地づくり推進事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	189 (166)	469	－	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨氏資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び6次産業化の市場規模の拡大、食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
	(36)	農林水産業におけるデータ保護・利活用推進委託事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	16 (14)	－	－	高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI（人工知能）やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがあるため、AIの利用に関する権利関係の考え方を整理する。 また、「スマート水産データベース」（仮称）が構築・稼働されることを踏まえ、将来的に水産業におけるデータの保護と利活用を促進するための環境整備する。 これらにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	
	(37)	【TPP関連事業】 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	6,794 （翌年度繰越）	－	－	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(38)	【TPP関連事業】 海外需要創出等支援緊急対策事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	2,400 （翌年度繰越）	－	－	TPP、日EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
	(39)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうちコミュニティ形成委託事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	77 （翌年度繰越）	－	－	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行うとともに診断後にフォローアップを希望する生産者等を対象とした分野別の専門家等による個別相談を実施するなど、フォローアップ体制を強化を支援する。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークの構築を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	

	(40)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち加工食品の輸出強化支援事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	315 （翌年度繰越）	－	－	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、輸出向け加工食品の商品開発及びそれに必要な施設整備等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPA等及び日米貿易協定を通じ、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用することが求められている中、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	
	(41)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち輸入規制撤廃・緩和の働きかけの強化事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	89 （翌年度繰越）	－	－	輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に向け、必要な情報提供や報告書を作成するとともに、各国の担当者による日本国内の実地調査などを実施する。また、食品中の放射性物質の実態調査・分析の強化等、輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に必要な政府間交渉等のための科学的データの調査・分析等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(42)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	43 (36)	－	－	輸出先国が求める証明書の発行や施設の認定の迅速化のため、これらを担う民間検査機関や地方公共団体の能力向上や検査機器の導入等の体制整備を実施する。また、輸出を希望する事業者に対して、輸出施設の新規認定に向けた改善指導や審査への支援等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(43)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうちインポートトレランス申請加速化支援事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	72 （翌年度繰越）	－	－	日本国内では登録があるものの輸出先国で登録のない動物用医薬品について、輸出先国において残留薬剤基準値を設定するために必要な申請（インポートトレランス申請）に係る取組を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(44)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち国際的認証取得・更新等への支援事業 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	30 （翌年度繰越）	－	－	輸出先国が求める食品安全に係る認証等の証明書の取得や検疫等条件への対応、国際的に通用する認証の取得・更新等の輸出事業者等の取組に対し支援を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(45)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち一元的相談窓口開設のための実態調査 （令和元年度） （関連:2-②）	－	－	4 (－)	－	－	農林水産省に、輸出先国の輸入規制への対応をはじめ、輸出全般に係る一元的相談窓口を設置されたところであり、一元的相談窓口の相談機能を更に向上させるため、地方自治体、商工会議所等の民間機関、輸出事業者等が実施する農林水産物・食品の輸出に関する業務の実態や、事業者ニーズに対応するための課題等を把握することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	

(46)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 （平成29年度） （関連：2－②、⑤）	354 （314）	719 （673）	684 （618）	662	－	官民協議会を通じ、海外の農業・貿易投資に関する情報収集、具体的なバリューチェーン構築のための専門的調査、二国間プログラムの策定や官民連携による相手国への働きかけのための二国間対話、民間企業が行う事業化可能性調査等への支援等、情報提供から海外進出まで民間企業の一貫支援を行い、食産業の海外展開を通じた農産物・食品の輸出拡大に寄与する。	
(47)	強い農業づくり交付金 （平成17年度） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （令和元年度） （関連：2-⑨）	23,594 の内数 （21,345 の内数）	20,353 の内数 （16,756 の内数）	16,086 の内数 （9,139 の内数）	20,263の内数	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	産地における高付加価値化等による販売価格の向上等に向けた取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援。この支援措置により、6次産業化の市場規模の拡大等に寄与する。 また、卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	
(48)	学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業 （令和元年度） （関連：2-⑨）	－	－	694 （0）	－	(4)-①-ア	新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生した未利用食品についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援並びに販路が確保できない場合のフードバンクへの寄附及び飼料・肥料等への再生利用を支援する。 この取組により、食品ロス削減の推進に寄与する。	
(49)	【TPP関連事業】 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業 （令和元年度） （関連：2-⑬）	－	－	1,000 （0）	－	－	家畜排せつ物等の地域資源を積極的に活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援することにより、家畜排せつ物等処理の円滑化・高度化による生産コスト低減及び収益力強化を実現する。 この取組により、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	
(50)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち食品産業プラスチック資源循環対策事業 （令和2年度） （主）	－	－	－	10	(4)-②-ア	使用済みPETボトルの散乱状況等の調査、既存リサイクルボックス・回収リサイクルモデルの効果の検証、その検証結果に基づき消費者が認知しやすい効果の高いリサイクルボックス、新たな回収リサイクルモデルの構築について取りまとめを行う取組を支援する。 この支援措置により、飲料用PETボトルの有効利用率の向上を図るとともに、海洋プラスチックごみの削減に寄与する。	
(51)	農業知的財産保護・活用支援事業 （令和2年度） （関連:2-②）	－	－	－	78	－	農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策を支援するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援する。	
(52)	JASの制定・国際化調査委託事業 （令和2年度） （関連:2-②）	－	－	－	43	(1)-③-ア	我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定するとともに、海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化を戦略的に進めることで、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	

	(53)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	－
	(54)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	－
	(55)	食品流通改善資金のうち食品等生産販売提携型施設 (平成3年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
	(56)	食品流通改善資金のうち食品等生産製造提携型施設 (平成12年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	－
	(57)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	－
	(58)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	－

	(59) 農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置（卸売市場関係） ［不動産取得税：地方税法附則第11条第11項］ （昭和46年度） （主）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	－
	(60) 農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金-卸売市場近代化施設）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 ［固定資産税：地方税法第349条の3第4項］ （昭和49年度） （主）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	－
	(61) 卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 ［事業所税：地法第701条の34第3項第14号］ （昭和50年度） （主）	1,155 (1,155)	1,155 (R3年3月把握予定)	1,155 (R3年3月把握予定)	1,155	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	－
政策の予算額[百万円]		25,290 (内数を含む)	33,802 (内数を含む)	41,608 (内数を含む)	29,704 (内数を含む)			
政策の執行額[百万円]		22,889 (内数を含む)	24,175 (内数を含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額）			2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
	29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］				
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和２年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－②）

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓	担当部局名	食料産業局（国際部、政策統括官、林野庁、水産庁） 【国際部国際地域課、食料産業局企画課／輸出先国規制対策課／海外市場開拓・食文化課／産業連携課／知的財産課／食品流通課／食品製造課、政策統括官付農産企画課、林野庁木材利用課、水産庁企画課／加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の1（2） ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ・成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和元年12月10日改訂）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	農林水産物・食品の輸出促進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築・プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進
目標① 【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農林水産物・食品の輸出額	0.9 兆円	元年度	2 兆円	7年度	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画3の1(2)アの「輸出の促進」及びイの「輸出の取組の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 基本計画等において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、令和7年までに2兆円とする目標を設定。この目標については、①和牛の増頭や畑地転換等による輸出向けの青果物、緑茶の生産基盤の強化、②コメの大幅な販路拡大、③付加価値の高い木材の大幅な販路開拓、④水産物の資源管理や養殖生産の拡大、⑤加工食品の輸出拡大等の取組が最大限進捗した場合に、達成される目標として設定。 なお、各年度においては、その時点での世界的な政治・経済の状況により変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。
	把握の方法	出典：貿易統計（財務省） 作成時期：調査年度の３月頃 算出方法：貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／令和７年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	「グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数	124社	元年度	200社	6年度	139社	154社	170社	185社	200社	S ↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（2）ウの「グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 GFVC推進官民協議会は、海外展開に取り組む500社・団体以上から構成される協議会（農水省が事務局）であり、2019年（令和元年）12月、同協議会の今後5年間の取組方針として策定した「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」において、「協議会のメンバー企業の海外進出数を今後5年間で124社（令和元年度）から200社まで増加させる。」という目標を定めていることから、目標値として設定。
		把握の方法	出典：農林水産省調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：東洋経済「海外進出企業総覧【国別偏」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人（日本企業の出資比率が１０％以上の現地法人）を設立している企業数を集計									
		達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策（2）	知的財産等の保護・活用
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	知的財産等の保護・活用に向けて、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、海外における育成者権取得や侵害対応を促進し、我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む。
目標① 【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地理的表示産品の国内登録数	94 産品	元年度	200 産品	11年度	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「戦略的な知的財産の活用を推進」に該当する指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成27年6月のGI登録申請受付開始からこれまでに登録された産品数の年度別累計値のトレンドを基礎として、類似の地域ブランド制度（経済産業省、伝統工芸品の指定制度）の出願・登録傾向なども参考に設定した。
	把握の方法		出典：特定農林水産物等登録簿（農林水産省食料産業局） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値（登録件数）/当該年度の目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	海外における育成者権取得や侵害対応を促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数	1.1 カ国	元年度	2 カ国	9年度	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「海外において我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む」に該当。 また、農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、海外流出を防ぐことにより、海外の産地化や第三国への輸出を防止することが重要であることから、その品種登録を指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 海外流出リスクの高い品目については、外国のうち1カ国のみで品種登録ができても、他国から第三国マーケットに輸出されてしまえば、日本からの輸出の支障となる。このため、品種ごとに主要な外国の生産国と、輸出元国となり得る国として2カ国を目標として設定した。 なお輸出重点品目とは、果樹、米（稲）、いちご、ながいも、茶及びかんしょの6品目。
	把握の方法		出典：農林水産省食料産業局 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省により確認した登録数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値（登録国数／登録品種数）/当該年度の目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 種苗法（平成10年）（主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。 なお、先の通常国会に「種苗法の一部を改正する法律案」を提出し、我が国の優良な植物新品種の海外流出防止等の措置を講じることとしている。	－
(2) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）（平成27年、平成28年、平成30年改正）（主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	－
(3) 日本農林規格等に関する法律（平成29年）（関連:2-①、④）	－	－	－	－	(1)-①-ア	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	－
(4) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和2年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	－
(5) 食品等流通合理化促進事業（平成30年度）（関連:2-①）	－	335 (297)	278 (235)	156	-	流通事業者によるサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化を促進するほか、トラックの確保が困難となるなかで物流の効率化等により輸送手段の安定的な確保を図ることで、ネット通販等の新たな販路の拡大にも資するなど、6次産業化の市場規模の拡大に寄与する。	
(6) 輸出環境整備推進事業（平成27年度）（主）	267 (238)	565 (378)	378 (180)	1,675	(1)-①-ア	諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	

	(7)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 （平成28年度） （主）	174 (166)	172 (152)	160 (137)	111	(2)-①-ア	地理的表示（GI）の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド産品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	
	(8)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 （平成28年度） （主）	100 (100)	91 (91)	77 (77)	40	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証プログラム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(9)	食によるインバウンド対応推進事業 （平成28年度） （主）	70 (70)	52 (48)	28 (28)	24	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(10)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 （平成29年度） （主）	83 (69)	95 (90)	140 (122)	137	(2)-②-ア	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルを作成するとともに、育成者権取得経費や侵害対策に要する経費を支援する。 あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取組を行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を図るための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出等を防ぎ、輸出促進に寄与する。	
	(11)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 （平成29年度） （関連:2-①）	45 (37)	41 (40)	47 (45)	－	(1)-①-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(12)	【TPP関連事業】 輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 （平成30年度） （主）	－	4,301 （翌年度繰越）	4,301 (3,856)	－	(1)-①-ア	TPP11や日EU・EPAの発効による農林水産物・食品の関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、2019年の農林水産物・食品の輸出額の1兆円目標の達成を更に加速させるため、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催、事業者サポート体制の強化、JFOODOのよる重点的・戦略的プロモーションを実施するとともに、事業者による重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	

(13)	海外需要創出等支援対策事業 （平成30年度） （主）	－	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
(14)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業 （平成30年度） （主）	－	710 （翌年度繰越）	710 (421)	－	(1)-①-ア	EU等向けに、輸出に関する規制、商流構造上の課題や取引条件等、輸出拡大の阻害要因を解消するため、事業者が行う新たな実証等の取組や、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組の支援を行う。これらの支援措置を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(15)	【TPP関連事業】 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 （平成30年度） （主）	－	41 (0)	394 (366)	－	(1)-①-ア	訪日中に日本食・食文化経験を有する外国人旅行者を中心に、母国での日本食・食文化の再体験に資する情報発信を行うと共に、訪日経験者等の日本食や日本産品への理解の深化を図ることで、海外での日本食・食文化の更なる普及と日本産品の輸出促進に寄与する。	
(16)	【TPP関連事業】 日本産食品の安全性に関する第三者評価委託事業 （平成30年度） （主）	－	14 (0)	286 (285)	－	(1)-①-ア	放射性物質に関する最新のデータ等を整理した上で、食品に含まれる放射性物質のリスク管理に関する専門的知識を持つ有識者による委員会を構成し、日本国内に流通する食品の放射性物質に関する安全性の評価を実施した上で評価報告書を作成することにより、諸外国・地域に対する働きかけに活用する。諸外国・地域に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて取り組むことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(17)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策のうちパスタ・菓子等の輸出強化支援事業 （平成30年度） （主）	－	100 （翌年度繰越）	100 (95)	－	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、パスタ・菓子等の輸出先国に合わせた商品開発、PR等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPAにより関税が下げられる等、国境措置に著しい変化が生じるパスタ・菓子等製造業について、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	
(18)	【TPP関連事業】 植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業 （平成30年度） （主）	－	－	94 (91)	－	(2)-②-ア	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費等を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行う。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	

(19)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうちGFP前倒し実施と支援活動増加委託事業 （平成30年度） （主）	－	70 （翌年度繰越）	70 （70）	－	(1)-①-ア	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行う。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークを構築するための取組を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	
(20)	【TPP関連事業】 地理的表示保護制度緊急対策委託事業 （平成30年度） （主）	－	－	59 （46）	－	(2)-①-ア	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示（GI）の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	
(21)	【TPP関連事業】 タイ王国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業 （平成30年度） （主）	－	20 （翌年度繰越）	20 （9）	－	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(22)	コメ海外市場開拓戦略プロジェクト推進支援事業 （平成30年度） （主）	－	－	750 （661）	－	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえ、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの推進等によりコメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①戦略的輸出事業者が行う海外市場開拓等の推進、②日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化（中国向け集中プロモーションや日本酒・米菓・包装米飯等の重点的PRなど）、③新たなビジネスモデルの構築等の実証的取組をそれぞれ支援を行うことで、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上に寄与する。	
(23)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策委託事業のうち木材製品の植物検疫条件や流通・販売規則等に関する調査 （平成30年度） （主） （関連:2-①、㉑）	－	－	80 （80）	－	(1)-①-ア	付加価値の高い木材製品の輸出促進を図るため、今後有望な輸出先と考えられる国・地域を対象として、文献調査や現地調査等により、植物検疫条件、木材の流通・販売に当たり必要となる品質基準及び検査等の規制事項、木材を建築に利用する際の規制（建築基準、防火規制、日本産木材の構造材への利用の可否等）などの法令と運用状況を明らかにする取組を支援する。 この支援措置により、日本産木材製品の輸出を円滑に行い、海外市場の獲得など農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(24)	【TPP関連事業】 水産物輸出産地緊急対策 （平成30年度） （主）	－	0.3 （0.3）	299.7 （284.1）	－	(1)-①-ア	輸出先国・地域が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備への支援を行うことにより、日本産水産物の輸出拡大に寄与する。	

(25)	【TPP関連事業】 水産物輸出に係る衛生管理計画等作成支援事業 （平成30年度） （主）	－	100 （翌年度繰越）	100 (39)	－	(1)-①-ア	輸出先国・地域が求める衛生条件等に対応し、新たな輸出先国・地域への輸出や新たな品目の輸出を可能とするために必要な調査や計画の作成、申請等への支援を行うことにより、輸出障壁に対応する環境整備をすることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(26)	持続可能な水産業の認証活用加速化事業 （平成30年度） （主）	－	70 （翌年度繰越）	120 (67)	－	(1)-①-ア	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(27)	グローバル産地づくり推進事業 （令和元年度） （主）	－	－	189 (166)	469	(1)-①-ア	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨に資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
(28)	農林水産業におけるデータ保護・利活用推進委託事業 （令和元年度） （主）	－	－	16 (14)	－	－	高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI（人工知能）やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがあるため、AIの利用に関する権利関係の考え方を整理する。 また、「スマート水産データベース」（仮称）が構築・稼働されることを踏まえ、将来的に水産業におけるデータの保護と利活用を促進するための環境整備する。 これらにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	
(29)	【TPP関連事業】 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 （令和元年度） （主）	－	－	6,794 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(30)	【TPP関連事業】 海外需要創出等支援緊急対策事業 （令和元年度） （主）	－	－	2,400 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	TPP、日EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
(31)	【TPP関連事業】 植物品種等海外流出防止対策強化事業 （令和元年度） （主）	－	－	312 (－)	－	(2)-②-ア	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費や侵害対策に要する経費を支援する。 これら支援措置により海外における植物品種保護のため対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	

(32)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうちコミュニティ形成委託事業 （令和元年度） （主）	－	－	77 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	2018年8月に立ち上げた農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）において、輸出に積極的に取り組むGFP登録者のうち、輸出診断を希望する生産者等を、農林水産省職員等が現地訪問し、ヒアリング・現地視察を通じて、輸出に向けた現状・課題認識や要望の把握を行うとともに診断後にフォローアップを希望する生産者等を対象とした分野別の専門家等による個別相談を実施するなど、フォローアップ体制を強化を支援する。また、GFP登録者のうち、登録者同士の交流を希望する者を対象として、交流を図り深めることによって登録者同士の新たなネットワークの構築を行う。 これらの措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外発展の促進に寄与する。	
(33)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち加工食品の輸出強化支援事業 （令和元年度） （主）	－	－	315 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、輸出向け加工食品の商品開発及びそれに必要な施設整備等を支援する。 この支援措置により、TPP、日EU・EPA等及び日米貿易協定を通じ、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用することが求められている中、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大に寄与する。	
(34)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち輸入規制撤廃・緩和の働きかけの強化事業 （令和元年度） （主）	－	－	89 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に向け、必要な情報提供や報告書を作成するとともに、各国の担当者による日本国内の実地調査などを実施する。また、食品中の放射性物質の実態調査・分析の強化等、輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に必要な政府間交渉等のための科学的データの調査・分析等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(35)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援事業 （令和元年度） （主）	－	－	43 （36）	－	(1)-①-ア	輸出先国が求める証明書の発行や施設の認定の迅速化のため、これらを担う民間検査機関や地方公共団体の能力向上や検査機器の導入等の体制整備を実施する。また、輸出を希望する事業者に対して、輸出施設の新規認定に向けた改善指導や審査への支援等を実施する。これらを実施することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(36)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうちインポートトレランス申請加速化支援事業 （令和元年度） （主）	－	－	72 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	日本国内では登録があるものの輸出先国で登録のない動物用医薬品について、輸出先国において残留薬剤基準値を設定するために必要な申請（インポートトレランス申請）に係る取組を支援することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	

	(37)	【TPP関連事業】 地理的表示保護制度緊急対策委託事業 （令和元年度） （主）	－	－	39 （翌年度繰越）	－	(2)-①-ア	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示（GI）の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	
	(38)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち日本発食品安全管理規格活用加速化事業 （令和元年度） （主）	－	－	35 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	現在、食品産業が急速にグローバル化する中で、民間取引では、国際的に通用するHACCPを含む食品安全管理規格に取り組み、認証を取得することを取引相手に求める流れとなっており、我が国の食品関係事業者もこれに対応する必要がある。本事業において、国内の食品関係事業者が国際的に通用する食品安全管理規格の認証を取得しやすい環境を整備し、食品安全の取組の標準化によりコストの最適化を図ること等への支援を実施することで、我が国の食品産業の食品安全管理を向上させるとともに、農林水産物・食品の輸出拡大に寄与する。	
	(39)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち国際的認証取得・更新等への支援事業 （令和元年度） （主）	－	－	30 （翌年度繰越）	－	(1)-①-ア	輸出先国が求める食品安全に係る認証等の証明書の取得や検疫等条件への対応、国際的に通用する認証の取得・更新等の輸出事業者等の取組に対し支援を行うことで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(40)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策事業のうち一元的相談窓口開設のための実態調査 （令和元年度） （主）	－	－	4 (－)	－	(1)-①-ア	農林水産省に、輸出先国の輸入規制への対応をはじめ、輸出全般に係る一元的相談窓口を設置されたところであり、一元的相談窓口の相談機能を更に向上させるため、地方自治体、商工会議所等の民間機関、輸出事業者等が実施する農林水産物・食品の輸出に関する業務の実態や、事業者ニーズに対応するための課題等を把握することで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
	(41)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 （平成29年度） （関連：2-①、⑤）	354 (314)	719 (673)	684 (618)	662	(1)-②-ア	官民協議会を通じ、海外の農業・貿易投資に関する情報収集、具体的なバリューチェーン構築のための専門的調査、二国間プログラムの策定や官民連携による相手国への働きかけのための二国間対話、民間企業が行う事業化可能性調査等への支援等、情報提供から海外進出まで民間企業の一貫支援を行い、食産業の海外展開を通じた農産物・食品の輸出拡大に寄与する。	
	(42)	【TPP関連事業】 輸出促進等のための投資円滑化事業 （令和元年度） （関連：2-⑥）	－	－	2,500 (2,500)	－	(1)-①-ア	輸出に取り組む農業法人等の財務基盤の強化を図り、その経営発展を支援するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき承認を受けた投資主体の出資原資を日本政策金融公庫が出資するのに必要な額を、国が日本政策金融公庫へ出資金として交付。担い手への資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に寄与する。	

	(43) 農業知的財産保護・活用支援事業（令和2年度）（主）	－	－	－	78	(2)-②-ア	農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策を支援するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援する。	
	(44) JASの制定・国際化調査委託事業（令和2年度）（主）	－	－	－	43	(1)-①-ア	我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定するとともに、海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化を戦略的に進めることで、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
政策の予算額[百万円]		1,093	10,935	25,497	6,155			
政策の執行額[百万円]		994	5,035					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－③）

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化	担当部局名	食料産業局（消費・安全局） 【消費・安全局消費者行政・食育課、食料産業局海外市場開拓・食文化課／産業連携課】
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の1（3） ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和元年12月10日改訂）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら、食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。 また、消費者等に積極的に国産農産物を選択してもらえるよう、農林漁業体験の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	62 %	27年度	70 %	2年度	70 %	－	－	－	－	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第3次食育推進基本計画における「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民（世帯）を令和2年度までに70%以上とする」目標に基づき設定。 ※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。

把握の方法	出典：食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省消費・安全局） 公表時期：調査年度の翌年度２月頃 算出方法：「ほとんど実践している」及び「おおむね実践している」の数／有効回答数
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満

目標② 【達成すべき目標】	農林漁業体験の取組の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農林漁業体験を経験した国民の割合	36 %	27年度	40 %	2年度	40 %	－	－	－	－	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「農林漁業体験」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民（世帯）を令和2年度までに40%以上とする」目標に基づき設定。 ※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。

把握の方法	出典：食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省消費・安全局） 公表時期：調査年度の翌年度２月頃 算出方法：農林漁業体験への参加について、参加したことがあると答えた人数／有効回答数
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 学校給食における地場産物を使用する割合	26.9 %	27年度	30 %	2年度	30 %	－	－	－	－	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)①の「学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用」に該当するアウトカム指標として設定。ただし、病院等施設についてはデータの把握が困難なことから指標には学校給食のみを対象とした。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月農林水産省告示）では、学校給食において地場産物を使用する割合（食材数ベース）について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すとしていることから、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を令和2年度までに30％以上とすることを目指す」目標に基づき設定。 ※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。

把握の方法	出典：学校給食における地場産物（文部科学省） 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：実績値は「学校給食栄養報告」（文部科学省）で把握することとしおり、学校給食を実施校のうち、完全給食の実施校の中から約500校（調査対象期間：６月と11月の各５日間）のサンプリング調査を実施。
達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満）

施策（2）	和食文化の保護・継承
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	次世代への和食文化の継承のため、学校給食や家庭における和食提供の機会の拡大、和食の継承活動を行う中核的な人材の育成等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代への和食文化の継承

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6 %	27年度	50 %	2年度	50 %	－	－	－	－	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)②の「次世代への和食文化の継承」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値は、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を令和2（平成32）年度までに50％以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。 ※令和2年度中に策定される第4次食育推進基本計画を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：食育に関する意識調査（農林水産省消費・安全局） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：継承している人の割合×伝えている人の割合×100									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150%以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

施策（3）	消費者と生産者の関係強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	消費者と生産者の関係強化に向けて、地域支援型農業（CSA）等により産地と消費者とが結びつく取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	産地と消費者とが結びつく取組を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア CSA（地域支援型農業）に係る指標 （令和3年度に設定）	P	P	P	P	P P	P P	P P	P P	P P	ー	【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※CSAについては実態が十分に把握されていないことから、令和2年度は、実態の把握とそれを踏まえた対応の検討を行うこととし、令和3年度からCSAに係る新たな指標を設定予定。
把握の方法	出典：ー 作成時期：ー 算出方法：ー										
達成度合いの判定方法	ー										

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)（平成22年）（関連：2-①、⑬）	－	－	－	－	(1)-③-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（いわゆる「6次産業化」）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	－
(2) 食育活動の全国展開事業委託費（平成25年度）（主）	69 (65)	54 (51)	58 (51)	58	(1)-①-ア (2)-②-ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施・公表し、国及び地方公共団体の食育施策推進に資する基礎資料を提供するとともに、毎年6月の食育月間における中核的な行事としての食育推進全国大会、食育活動表彰等を実施し、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等の関係者が緊密な連携・協力を図りながら全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関心のある国民の増加を図るとともに、より食育に関する国民の理解の増進を図る。	
(3) 日本の食消費拡大国民運動推進事業（平成28年度）（主）	288 (280)	232 (230)	182 (176)	128	(1)-③-ア	民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場食材の供給の取組等を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。 この支援措置により、国産農林水産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与する。	
(4) 「和食」と地域食文化継承推進事業（平成28年度）（主）	60 (53)	54 (49)	72 (72)	72	(2)-①-ア	・地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、各地域が選定する郷土料理の調査及びデータベース作成、普及等 ・栄養士・保育士等を対象とした子育て世代や子供たちへ和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成 これらの取組により、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化を保護し、次世代への継承を推進する取組である。	

	(5) 食料産業・6次産業化交付金 （平成30年度） （関連：2-①、⑬）	－	1,678 の内数 （1,463 の内数）	1,434 の内数 （867 の内数）	2,534 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア (1)-③-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。 これらの支援措置により、食育基本法の理念が普及した社会の実現に寄与する。	
政策の予算額[百万円]		417	2,018 （内数を含む）	1,746 （内数を含む）	2,792 （内数を含む）			
政策の執行額[百万円]		398	1,793 （内数を含む）					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－④）

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保	担当部局名	消費・安全局（食料産業局、農林水産技術会議事務局） 【消費・安全局消費者行政・食育課／農産安全管理課／畜水産安全管理課、食料産業局食品製造課（食品企業行動室／基準認証室）、農林水産技術会議事務局研究開発官室】
政策の概要 【施策の概要】	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の1（4）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生産、製造の段階における食品の安全確保等
目標① 【達成すべき目標】	有機・副産物肥料（注1）を農家が安心して利用できる仕組みの構築、全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率	0 %	30年度	10 %	7年度	0.2 % 実績値	2 % 実績値	4 % 実績値	6 % 実績値	8 % 実績値	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（4）①アの「新たな肥料制度の整備・活用を進めるとともに、肥料、土づくり、畜産、食品リサイクル等の関連施策の連携により、地力の維持向上、農業の生産性の向上、資源循環を実現」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 有機・副産物肥料の生産量を、改正法（肥料の品質の確保等に関する法律）が施行される令和2年12月から令和7年までに10%増加させることとしている。各年度の目標値については、毎年度一定の割合で増加すると想定し設定しているが、法改正前後の実績の確定を踏まえ、令和4年度に目標値等を見直し予定。

把握の方法	出典：肥料取締法に基づく生産数量（１月～12月分）報告等（農林水産省消費・安全局集計） 作成時期：調査年度の翌年度10月頃 算出方法：（当該年生産量−基準年生産量）／基準年生産量
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（注2）に基づく管理手法の導入に取り組む飼料製造工場の割合	48 %	元年度	100 %	7年度	57 %	66 %	75 %	84 %	93 %	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 広域流通する最終製品の製造かつ供給の大宗を占める配合飼料製造工場について、GMPガイドラインに基づく管理手法の導入に向けて、その取組の着手状況を令和7年度までに100%とすることを目標として設定。 なお、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。
	把握の方法	出典：農林水産省消費・安全局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：導入に着手している広域流通する配合飼料製造工場数／広域流通する配合飼料製造工場数									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品等事業者を対象にHACCP（注3）に沿った衛生管理の導入										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア HACCPに沿った衛生管理を実施している食品製造事業者の割合	20 %	30年度	100 %	3年度	60 %	100 %	－	－	－	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（4）①イの「食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の導入」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 目標値については、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月に義務化されることを踏まえ、令和3年度までに100％と設定した。 また、令和2年度までに多くの食品・業態でHACCP手引書が作成され、導入が加速するものとして設定。 令和4年度に指標を見直し予定。
	把握の方法	出典：食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査（農林水産省食料産業局集計） 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：導入済みの事業者/全事業者（抽出調査から全事業者における割合を統計処理し推計）									
	達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度の実績値－基準値（28年度））／（当該年度の目標値－基準値（28年度））×100 A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

施策（2）	食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品表示の適正化等、食品トレーサビリティの普及啓発
目標① 【達成すべき目標】	食品表示の適正化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	1.0 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（4）②ア「立入検査や食品表示の監視・取締りなどを行うとともに、科学的な分析手法等を活用し、効果的・効率的な監視や食品表示の適正化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 なお、全ての加工食品における原料原産地表示義務化の経過措置期間が令和3年度末で終了することから、4年度の巡回調査結果を踏まえ目標値等を5年度に見直す予定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 平成30年度時点で、生鮮食品は1.0%、加工食品は1.8%であるが、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③実際上、過失による一時的な違反が生じうること 等を考慮し、可能な数値として7年度までに1.0%以下を目標値として設定した。 なお、加工食品に係る不適正表示率については、各年度において0.1%～0.2%程度の減少させることを目標として設定。
	把握の方法		出典：地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査（農林水産省消費・安全局） 作成時期：調査年度の翌年度５月頃 算出方法：不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
	達成度合いの判定方法		A（おおむね有効）：当該年度目標値以下の場合 C（有効性に問題がある）：当該年度目標値を上回った場合								
イ 加工食品の義務表示事項（品質に関するもの）の不適正表示率	1.8 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.6 %以下	1.4 %以下	1.3 %以下	1.2 %以下	1.1 %以下	F↓－直	
	把握の方法		出典：地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査（農林水産省消費・安全局） 作成時期：調査年度の翌年度５月頃 算出方法：不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
	達成度合いの判定方法		A（おおむね有効）：当該年度目標値以下の場合 C（有効性に問題がある）：当該年度目標値を上回った場合								

目標② 【達成すべき目標】	生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率	77 %	元年度	83 %	7年度	78 % 	79 % 	80 % 	81 % 	82 % 	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)②イの「生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 令和2年度は、畜産物加工品及び水産物加工品について新たな食品トレーサビリティ推進方策を策定することとしている。これにより、令和元年度の農産物加工品と併せ食品事業者向けの新たな食品トレーサビリティ推進方策がまとまる。このことから、各年度の目標値については、毎年度1%ずつ増加すると想定し設定。
	把握の方法	出典：食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 （農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度４月頃 算出方法：農畜水産物の出荷記録を保存している数／生産者数									
	達成度合いの判定方法	各年度の達成度合（%）＝ （当該年度実績値－基準値）÷（当該年度目標値－基準値）× 100(%) A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									
イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率	41 %	元年度	47 %	7年度	42 % 	43 % 	44 % 	45 % 	46 % 	S↑－差	
	把握の方法	出典：食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 （農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度４月頃 算出方法：入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録を保存している数／流通加工業者数									
	達成度合いの判定方法	各年度の達成度合（%）＝ （当該年度実績値－基準値）÷（当該年度目標値－基準値）× 100(%) A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 農薬取締法（昭和23年）（主）	－	－	－	－	－	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	－
(2) 肥料取締法（昭和25年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	－
(3) 日本農林規格等に関する法律（JAS法）（平成29年）（関連：2-①、②）	－	－	－	－	－	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	－
(4) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和29年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。	－
(5) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）（平成10年）（主）	－	－	－	－	(1)-②-ア	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備（高度化基盤整備）に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	－
(6) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年）（主）	－	－	－	－	－	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	－

	(7)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年) (主)	－	－	－	－	－	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	－
	(8)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年) (主)	－	－	－	－	－	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	－
	(9)	食品表示法 (平成27年) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	－
	(10)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	84 (69)	80 (77)	73 (69)	68	－	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミツバチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化に必要な試験等を推進する。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	
	(11)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,603 (6,603)	6,641 (6,641)	6,992 (6,992)	6,909	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	
	(12)	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 (平成15年度) (主)	230 (228)	233 (231)	235 (232)	234	－	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与している。	
	(13)	生産資材安全確保対策事業委託費 (平成18年度) (主)	259 (222)	283 (227)	312 (266)	264	(1)-①-イ	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析、実態調査を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。	
	(14)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業委託費 (平成18年度) (主)	136 (133)	155 (114)	173 (155)	168	－	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与する。	

(15)	産地表示適正化推進事業委託費 （平成24年度） （主）	13 （12）	35 （34）	38 （36）	34	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取締を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託する。 また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティの推進方策を検討する。さらに、食品関連事業者による自主的な適正表示の取組を推進するため、食品関連事業者の監査担当者等を対象とした監査ポイントに関する研修を実施することとし、これらの事業について民間企業に委託する。 当該事業の実施により、食品表示の適正化に寄与する。	
(16)	食品の品質・安全管理サポート事業 （令和元年度） （関連：2-①）	－	－	147 （143）	63	(1)-②-ア	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	
(17)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 （平成28年度） （関連：2-②）	100 （100）	91 （91）	77 （77）	40	(1)-②-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国の食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証プログラム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(18)	消費・安全対策交付金 （平成17年度） （関連：2－⑤）	3,455の内数 （3,218の内数）	3,710の内数 （3,423の内数）	2,184の内数 （2,036の内数）	3,020の内数	－	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、①の取組により、食の安全及び安定供給に寄与する。	
(19)	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス（注4）研究 （平成28年度） （関連：2－⑪）	108の内数 （102の内数）	97の内数 （92の内数）	94の内数 （94の内数）	－	－	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病害虫の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与する。	
(20)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究（食品安全対応プロジェクト） （令和2年度） （関連：2－⑪）	－	－	－	86	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関に委託して、次の技術開発等を実施。 ①省力的かつ現場で使い易いコメの無機ヒ素低減技術の開発、②国産農産物中のかび毒及びかび毒類縁体の動態解明並びに汚染の防止及び低減に関する研究、③抗菌剤の使用による薬剤耐性発現の実態調査手法の開発、④黒糖の安全性をさらに向上するための研究、⑤食品中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類に関する研究のうち食用精製油脂中の3-MCPDE、GE濃度の管理技術の開発、⑥食品中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類に関する研究のうち食用精製油脂を用いた加熱調理が加工食品中の3-MCPDE、GE生成に及ぼす影響の解明、⑦肉用鶏農場における食中毒菌（カンピロバクター及びサルモネラ）の汚染リスクを低減するための研究、⑧海洋生物毒生成藻類と海洋生物毒に関する研究	

	(21) 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち短期課題解決型研究 （令和2年度） （関連：2－⑤、⑪）	－	－	－	90	－	食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンス※に属する研究）を、現存する技術シーズや知見を活用して機動的に実施する。 具体的には、食品の安全性の向上のための特定の有害化学物質の低減技術開発、今後問題となりうる動物疾病や植物病害虫の検査法開発、防除法開発などについて、必要とされる研究分野・テーマを詳細に設定し、研究実施機関を公募し、委託事業として実施する。	
	(22) 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究（動物衛生対応プロジェクト） （令和2年度） （関連：2－⑤、⑪）	－	－	－	432	－	①HPAI、FMD等における、野生動物由来の伝播リスク等を解明し、国内侵入の早期摘発やまん延防止等に必要なリスク管理技術を開発 ②ASFワクチン開発の研究、豚熱（CSF）ウイルスのヒトや物、野生動物を介した農場への感染リスクを明らかにする研究、感染動物の早期発見のための検査法の開発・改良、消毒方法に関する研究を実施 ③薬剤耐性菌の発生リスクを低減させるため、養豚農場においてその実態を調査、分析、評価し、従来法より迅速な薬剤耐性菌等の検出技術を開発、抗菌剤使用中止に伴う薬剤耐性率の変化を評価するとともに、家畜常在疾病の発生予防や症状軽減、病原体まん延防止のため、ワクチン開発等を実施。	

政策の予算額[百万円]	10,988 （内数を含む）	11,325 （内数を含む）	10,325 （内数を含む）	11,408 （内数を含む）
政策の執行額[百万円]	10,687 （内数を含む）	10,930 （内数を含む）	10,100 （内数を含む）	

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 【復興庁より】放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策（平成24年度）	89 (63)	81 (68)	77 (55)	65	-	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜産物等の汚染、食品衛生法上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取組の推進に寄与する。	
(2) 【復興庁より】福島県農林水産業再生総合事業（平成29年度）	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	4,841 (4,833)	4,660	-	福島第一原子力発電所事故に伴う風評払拭に必要な取組として実施する、 生産段階においての、第三者認証GAP等の取得、農林水産物等の放射性物質検査、 流通・販売段階においての、農林水産物等の販売不振の実態と要因調査の実施とともに、生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言 等の支援を通じて、食品の安全管理の取組や消費者の信頼確保の取組の推進に寄与する。	

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1．用語解説

注1	有機・副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2	GMP（ガイドライン）	飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範（GMP：Good Manufacturing Practice）を事業者自らが導入するため指針として2015年４月に制定。
注3	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し（危害要因分析）、危害防止につながる特に重要な工程（重要管理点）を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。
注4	レギュラトリーサイエンス	科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省2－⑤）

政策分野名 【施策名】	総合的な食料安全保障の確立	担当部局名	大臣官房政策課食料安全保障室（大臣官房政策課技術政策室、大臣官房政策課環境政策室、大臣官房国際部、消費・安全局、食料産業局、生産局、農村振興局、政策統括官、農林水産技術会議事務局、水産庁） 【大臣官房政策課食料安全保障室、大臣官房政策課技術政策室、大臣官房政策課環境政策室、大臣官房国際部国際政策課/新興地域グループ、消費・安全局植物防疫課/動物衛生課/畜水産安全管理課、食料産業局企画課/生産局農業環境対策課/畜産振興課/飼料課、農村振興局整備部設計課、政策統括官付（農産企画課/穀物課/貿易業務課）、技術会議事務局（研究企画課、研究開発官室）、水産庁資源管理部国際課】
政策の概要 【施策の概要】	不測時に備えた平素からの取組、国際的な食料需給の把握・分析、輸入穀物等の安定的な確保、国際協力の推進、動植物防疫措置の強化	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日） 第3の1(5)	政策評価 実施予定時期	令和4年度

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］	2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー 事業番号
(1) 植物防疫法 （昭和25年） （主）	－	－	－	－	当該法律に基づき、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を防除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることにより、農産物の安定供給に寄与する。	－
(2) 家畜伝染病予防法 （昭和26年） （主）	－	－	－	－	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより畜産の振興を図り、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	－
(3) 家畜保健衛生所法 （昭和25年） （主）	－	－	－	－	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠、その業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。	－
(4) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 （平成6年） （主）	－	－	－	－	主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。	－
(5) 水産防疫対策事業費 （平成15年度） （主）	63 (61)	63 (62)	70 (69)	75	水産動物の疾病の発生予防及びまん延防止のため、養殖水産動物疾病の国内への侵入リスクやまん延リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データの収集や、疾病の診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行うとともに、水産動物の円滑な輸出のため、新たな国際基準・情勢に対応したアクティブサーベイランスの実施や、地域の関係者が一体となって行う防疫体制整備を支援し、疾病のリスクに応じた水産防疫対策の強化を図ることにより、安全な水産物の安定供給に寄与する。	
(6) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業費 （平成22年度） （主）	154 (124)	189 (155)	231 (200)	241	家畜の診療や防疫に従事する産業動物獣医師は、家畜の保健衛生の向上等を通じて、地域の畜産業を支えている。しかしながら、地域によってはその確保が困難となっていることから、地域における産業動物獣医師の育成・確保が課題となっている。 このため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学に入学する高校生等に対する修学資金の貸与、獣医学生や臨床獣医師への実習や研修、女性獣医師等に対する就業支援、遠隔診療の試行的導入により、産業動物獣医師の育成・確保を図る。	
(7) 戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 （平成20年度） （主）	68 (68)	81 (81)	88 (86)	78	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾病の監視・診断体制を整備・強化する。これにより、農林水産業・地域の活力創造プランにある「家畜の伝染性疾病や農産物の病害虫の侵入・まん延の防止」及び「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」にある「国内防疫の徹底」に寄与する。	
(8) 家畜衛生対策事業 （平成17年度） （主）	1,548 (1,492)	1,548 (1535)	1,124 (957)	1102	①我が国におけるBSEの浸潤状況を把握し、飼料規制等のBSE対策の有効性を検証、②畜産経営に大きな影響を及ぼす家畜の伝染性疾病の清浄化対策等に対する生産者の自主的な取組を支援、③国産畜産物の安全性の一層の向上のため、高度な衛生管理を畜産農場に普及、④各都道府県の家畜保健衛生所の家畜疾病検査に係る精度管理体制を構築、⑤疾病流行時等の緊急時におけるワクチン等の流通体制の整備及び安定供給の実施に関する事業を実施することにより、畜産物の安定供給に寄与する。	

(9)	家畜伝染病予防費 (昭和19年度) (主)	3,231 (2,636)	3,153 (2,908)	12,297 (8,486)	8588	主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を講じることにより、安全な畜産物の安定的な供給に寄与する。	
(10)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (主)	3,455の内数 (3,218の内数)	3,710の内数 (3,423の内数)	2,184の内数 (2,036の内数)	3,020の内数	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、②の取組の家畜衛生対策による生産性向上の推進等により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	
(11)	植物防疫事業交付金 (昭和60年度) (主)	290 (290)	290 (290)	291 (290)	291	広域に発生し、急激にまん延して農作物に重大な被害を与える病害虫について、その発生動向等を調査し、防除を要する病害虫や防除対策に関する情報を農業者等に提供することにより、病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、その被害を防止することで、食料の安定供給に寄与する。	
(12)	米管理経費(国内米買入費、輸入米買入費、米管理費) (昭和元年度以前) (主)	177,832 (120,854)	176,588 (105,448)	171750 (未定)	190,887	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定等に基づき、国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を在庫として保有することとしている。このため、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営のための国内米の政府買入れを実施する。 また、ガット・ウルグアイラウンド合意(WTO協定)に基づく国際約束数量(77万玄米トン)を踏まえたMA米(ミニマム・アクセス米)の輸入及びCPTPP協定に基づく豪州枠の入札機会の提供を行う。 さらに、当該買入れ又は輸入した米穀について、売渡しを行うまでの間の保管・備蓄、運送、加工等の業務を民間事業者に委託して行うほか、産地の主体的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る取組への支援を行う。 これらの施策を通じ、国民の主要な食糧である米穀が、主食としての役割を果たし、かつ、我が国農業の重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の保有、機動的な運営、及び国家貿易による輸入から売渡し等に係る措置を総合的に講ずることにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。	
(13)	学校給食用政府備蓄米支援事業 (無償交付　平成10年度、有償交付平成15年度) (主)	－	－	－	－	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施する。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与する。(令和2年度枠:無償交付0.8千トン、有償交付0.4千トン)	
(14)	加工原材料用政府所有米穀導入促進事業 (無償交付　平成10年度、有償交付平成10年度) (主)	－	－	－	－	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施する。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施する。このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要創出に寄与する。(令和2年度枠:無償交付0.2千トン、有償交付0.2千トン)	
(15)	麦管理経費(食糧麦買入費、麦管理費) (昭和20年度) (主)	285,832 (203,431)	298,664 (204,562)	322148 (未定)	319,624	我が国は、麦の需要の約9割を輸入で賄っており、そのうち、汎用性が高く輸入ロットが大きい主要5銘柄の小麦については、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアから競争入札により一般輸入(年間約400万トン)する。また、輸入業者と実需者が結びついて申込みを行うSBS方式(資本要件など飼料用麦を確実に輸入するための最低限の資格を有する輸入業者及び買受者(実需者)が連名で申し込む見積合わせ)により、輸入ロットが小さい主要5銘柄以外を含めた小麦と大麦(年間約100万トン)を輸入している。 また、麦の供給が不足する事態に備え、食糧用輸入小麦の買受資格者が食糧用輸入小麦を一定水準以上備蓄する場合、1.8か月分の備蓄に要する費用を助成するとともに(食糧麦備蓄対策費補助金)、不測の事態が生じた場合において、新たな輸入先国から安全な小麦の輸入を確保できるよう、安全性検査を実施する。さらに、我が国未承認の遺伝子組換え小麦の混入の疑義が生じた場合の確認検査等を行う。 これらの施策を通じ、国民の主要な食糧である麦が、主食としての役割を果たし、かつ、北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、国家貿易による輸入・売渡し・備蓄に係る措置を総合的に講ずることにより、麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。	
(16)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主)	54,670 (11,388)	48,654 (19,516)	46911 (未定)	42,621	国は飼料需給安定法に基づき、輸入飼料用麦の買入れ・売渡しを、SBS方式により実施。	
(17)	飼料穀物備蓄対策事業 (昭和51年度) (主)	1,750 (1,438)	1,750 (1,432)	1,750 (1,118)	1,750	配合飼料の原料である飼料穀物はその大部分を輸入に依存しており、海外での悪天候などによる輸入の途絶といった事態が懸念される。このため、配合飼料製造事業者等の事業継続計画(BCP)に基づく飼料穀物備蓄等の取組を支援することにより、配合飼料の安定供給の確保を通じて、畜産経営の安定及び国民への畜産物の安定供給に寄与する。	

(18)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、基礎的・先導的研究 (平成30年度) (関連:2-11)	－	463 の内数 (463の内数)	508 の内数 (508の内数)	－	国立研究開発法人、大学、企業等からなる研究グループに委託して、次の4つの課題に取り組む。 ① AIを活用した食品における効率的な生産流通に向けた研究開発 ② 民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発 ③ 海外植物遺伝資源の民間等への提供促進 ④ ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発 以上のことにより、無駄のない生産につながることや、民間企業も含めた育種体制を確立することで、現場のニーズに沿った特徴をもった品種を生産できるようになるなど、我が国農林水産業の競争力強化に寄与する。	
(19)	世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 (平成20年度) (主)	152 (144)	132 (129)	133 (124)	144	国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析と効果的な提供を図り、我が国の食料の安定供給向に寄与する。	
(20)	国際機関を通じた農林水産業協力拠出金 (昭和48年度) (主)	1,829 (1,829)	1,906 (1,906)	1840 (1,840)	1840	国連食糧農業機関(FAO)等の農林水産分野の国際機関と連携し、途上国におけるフードバリューチェーンの構築や、アフリカ等における飢餓・貧困対策、気候変動や越境性動物疾病等の地球規模課題への対応を推進することにより、世界の食料安全保障の確保に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(21)	国際農業協力等委託・補助事業 (平成25年度) (主)	138 (137)	170 (164)	166 (161)	160	アジア・アフリカを中心とした開発途上国における飢餓や貧困の削減等の課題に対応すべく、途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、農業生産性の向上のための手法確立及び途上国における地域の農業リーダーのための人材育成等を実施することにより、世界の食料安全保障への貢献を通じ、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(22)	国際漁業協力推進事業 (平成24年度) (主)	550 (538)	600 (597)	620 (619)	623	入漁等我が国との漁業関係がある開発途上国を対象とした漁業技術・資源管理等に関する研修及び水産振興・資源管理を図るための専門家の派遣や資機材の供与など、資源管理の取組への支援等を通じ、国際的な水産資源の持続的利用の推進と我が国漁船の海外漁場における操業の確保を図ることにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(23)	海外農林業開発協力問題調査等事業委託費 (昭和63年度) (主)	114 (102)	104 (97)	108 (103)	102	かんがい排水技術の開発及び普及促進、水田農業の多面的機能等の重要性についての国際的な理解の醸成並びに、開発途上国における農業農村開発技術の実証を通じた展開・普及を図ることにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(24)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (主)	354 (314)	719 (673)	684 (618)	662	官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、二国間政策対話等の開催、海外進出に取り組む民間企業への支援を実施し、我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(25)	国際分担金 (昭和26年度) (主)	632 (593)	645 (639)	678 (636)	653	まぐろ類等の水産資源の管理を行う地域漁業管理機関、動物伝染病の防疫等に関する国際基準等を策定する国際獣疫事務局等の国際機関に対し、条約・規則等に規定された運営費等を加盟各国が分担して支出する義務的経費。農林水産分野における国際貢献や国益の確保に寄与する。	
(26)	海外農業農村開発促進調査等補助金 (平成23年度) (主)	146 (144)	131 (130)	127 (127)	114	開発途上国における貧困等の課題解決のための調査や我が国の農業農村開発協力を促進するための各種取組を実施することにより、世界の食料安全保障に貢献するとともに、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(27)	緊急食糧支援事業 (平成11年度) (主)	8,624 (8,621)	8,502 (8,500)	9076 (8,514)	8,997	我が国は、国連世界食糧計画(WFP)からのアピール等を受け、人道支援の観点から、平成10年度にインドネシアに70万トン、平成12・13年度にWFPの実施する北朝鮮緊急食糧支援事業のために50万トンの政府保有米の貸付けを実施した。当該貸付けの償還は国際価格で行われることから、本事業により、貸付時の国内評価額との差額を補填した上で食料安定供給特別会計に償還する。このことにより、我が国の食料安定供給に寄与する。	
(28)	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費 (平成28年度) (主)	15 (5)	8 (4)	10 (4)	5	馬術競技場及びその周辺の本ダニの生息調査を実施し、的確な駆除計画を策定の上、ダニの駆除を行い同競技場のダニの清浄性を確保することにより馬ピロプラズマ病の我が国への侵入・まん延を防ぎ、我が国の家畜衛生体制の信頼を確保することにより畜産の振興に寄与し、もって畜産物の安定供給に寄与する。また、円滑な馬術競技の実現による2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に寄与する。	
(29)	我が国のOIE認定施設活動支援事業費 (平成28年度) (主)	12 (5)	10 (8)	10 (8)	6	我が国には国際獣疫事務局(OIE)が認定する国際的な診断助言施設であるレファレンス・ラボラトリー等の動物疾病基幹診断施設が14施設あり、これら施設は国内における確定診断、技術普及等において先導的な役割を果たしていることに加え、国際的な診断技術の向上及び防疫体制の確立に貢献している。OIEはこれらの認定基幹診断施設に対し、検査の信頼性を確保するためにISO17025等の外部認証を取得することや、国際的な技術支援等を行うことを求めている。これらの施設が外部精度管理のもと動物疾病に関する検査や診断を行い、OIEの認定レファレンス・ラボラトリー等として国際貢献活動を行うことは、国内の畜産物の安定供給に寄与するほか、我が国の診断・検査体制に関する国際的な信頼の向上につながり、輸出検疫協議の円滑化に資する。	

(30)	輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策事業委託費 (平成29年度) (主)	88 (34)	181 (158)	163 (132)	―	植物検疫上の理由により諸外国への輸出が禁止されている農産物について、解禁要請から植物検疫条件の協議、輸出解禁、輸出農産物の産地形成までのあらゆる段階における植物検疫上の技術的な課題への対応を段階的かつ切れ間無く戦略的に実施し、農産物の輸出が拡大することにより、国内の農業生産の増大に寄与する。	
(31)	食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築 (平成30年度) (主)	－	53 (38)	56 (40)	62	本事業による迅速で精度の高い発生予察から得た病害虫の発生状況データに応じた適時適切な防除の実践、ドローン等の無人航空機を活用した防除方法の確立・実証等により、「農業競争力強化プログラム」における「生産資材費の低減」を図りつつ、病害虫による農作物被害を軽減し、安定生産の確保に寄与する。	
(32)	国際基準を踏まえた防疫指針の策定委託費 (平成31年度) (主)	－	－	20 (9)	16	我が国に発生しておらず、農業に重大な被害を及ぼすおそれのある病害虫について、侵入警戒調査、病害虫が発見された場合の初動防除、撲滅・封じ込め及び防除対策等を効率的に実施するための指針を策定することにより、重要病害虫の定着及びまん延の防止を図るとともに、防除等のコストの大幅な削減に資する。	
(33)	気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 (平成29年度) (関連:2-⑫)	34 (34)	28 (28)	31 (28)	28	遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国における手続・実績を確立し、その手続を活用して我が国に遺伝資源を円滑に導入し、地球温暖化等の気候変動に対応した新品種開発等を促進することで、我が国の食料安定供給に寄与する。	
(34)	動物用ワクチン緊急時増産体制整備事業 (令和元年度補正) (主)	－	－	552 (0)	―	CSFワクチンについて①ウイルス原液の培養装置、ワクチン製造ライン、凍結乾燥機等の施設・設備の増強、②医薬品メーカーOB等から製造メーカーの技術者に対するワクチン製造に必要となるウイルスの培養等の技術伝達を支援する。 当該事業を通じ、CSFワクチンの安定的、継続的な供給を確保することにより、CSFの防疫対応と安定的な食料供給に寄与する。	
(35)	家畜伝染病情報発信委託事業 (令和元年度補正) (主)	－	－	3 (0)	―	生産者向けのパンフレットの作成や講習会の開催等を通じて、生産者自らが侵入要因や対策の意義の理解を醸成し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のために飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることにより、安全な畜産物の安定的な供給に寄与する。	
(36)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究(水産防疫対応プロジェクト) (令和2年度) (関連:2－⑪)	－	－	－	26	国立研究開発法人、大学、県等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の2課題の技術開発等を実施。 ・病原体が不明な4疾病(マダイの不明病、ウナギの板状出血症、ニジマスの通称ラッシュ、アユの通称ボケ病)の診断法と防除法の開発 ・国内に常在する2疾病(海産養殖魚のマダイイリドウイルス病、マス類の伝染性造血器壊死症)について、新たな清浄性管理手法の確立に資する養殖管理技術の開発	
(37)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち短期課題解決型研究 (令和2年度) (関連:2－④、⑪)	－	－	－	90	食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究(レギュラトリーサイエンスに属する研究)を、現存する技術シーズや知見を活用して機動的に実施する。 具体的には、食品の安全性の向上のための特定の有害化学物質の低減技術開発、今後問題となりうる動物疾病や植物病害虫の検査法開発、防除法開発などについて、必要とされる研究分野・テーマを詳細に設定し、研究実施機関を公募し、委託事業として実施する。	
(38)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究(動物衛生対応プロジェクト) (令和2年度) (関連:2－④、⑪)	－	－	－	432	①HPAI、FMD等における、野生動物由来の伝播リスク等を解明し、国内侵入の早期摘発やまん延防止等に必要なリスク管理技術を開発 ②ASFワクチン開発の研究、豚熱(CSF)ウイルスのヒトや物、野生動物を介した農場への感染リスクを明らかにする研究、感染動物の早期発見のための検査法の開発・改良、消毒方法に関する研究を実施 ③薬剤耐性菌の発生リスクを低減させるため、養豚農場においてその実態を調査、分析、評価し、従来法より迅速な薬剤耐性菌等の検出技術を開発、抗菌剤使用中止に伴う薬剤耐性率の変化を評価するとともに、家畜常在疾病の発生予防や症状軽減、病原体まん延防止のため、ワクチン開発等を実施。	
政策の予算額[百万円]		541,581 (内数を含む)	548,342 (内数を含む)	573,629 (内数を含む)	582,237		
政策の執行額[百万円]		357,500 (内数を含む)	352,946 (内数を含む)				

参考：移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー 事業番号
	29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］			
(1) ―	－	－	－	―	－	―

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

（注4）「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑥）

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	担当部局名	経営局（大臣官房） 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農・女性課/保険課】
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する 内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の2（1）（2）（4） 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第1 5 （1） ⑤ 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和元年12月10日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定） Ⅲ 政策の展開方向 3 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手（注）の経営発展を後押しするため、担い手への重点的な支援の実施、農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化、青色申告を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手への重点的な支援の実施

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業経営体のうち認定農業者の割合	20.1 %	元年度	24.0 %	7年度	21.1 %	21.7 %	22.3 %	22.9 %	23.5 %	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（1）①のアの「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成29年から令和元年までの3年間で農業経営体に占める認定農業者の割合は毎年0.5％の伸び率であることから、この伸び率以上に増加させることを目標として、24％を設定。
	把握の方法	出典：「認定農業者の認定状況」（経営局経営政策課調べ） 作成時期：調査年度末 算出方法：農業経営体のうち認定農業者数が占める割合									
	達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク:150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

目標② 【達成すべき目標】	農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業法人経営体数	15,300 法人	26年度	50,000 法人	5年度	38,700 法人	42,600 法人	46,500 法人	50,000 法人	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のイの「農業経営の法人化を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部）において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標(KPI)としている。 このため、平成26年度の15,300法人について、令和5年度までに毎年約3,900法人/年増加させることとして目標を設定。

把握の方法	出典：農林業センサス及び農業構造動態調査 作成時期：調査年度２月 算出方法：法人形態の組織経営体のうち販売目的のものを集計
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク:150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	青色申告の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業経営体のうち青色申告者の割合	39.0 %	元年度	60.0 %	7年度	42.5 %	46.0 %	49.5 %	53 %	56.5 %	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のウ「農業者による青色申告を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年の実績値39%を基準値とし、平成26年から令和元年までの年増加率(2%/年)について、増加率を倍近くに増加させることとして、令和7年の目標値を60%に設定。
	把握の方法		出典：国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査 作成時期：調査年度翌年３月 算出方法：農業所得者の青色申告者数／農業経営体数								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク:150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満								

施策（2）	経営継承や新規就農、人材の育成・確保等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	次世代の担い手への円滑な経営継承、農業を支える人材の育成のための農業教育の充実、青年層の新規就農と定着促進、女性が能力を発揮できる環境整備等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代の担い手への円滑な経営継承

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 経営継承に係る指標 （令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（1）②のア「経営形態に応じた計画的かつきめ細やかな経営継承を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、令和3年度予算要求において、実質化された人・農地プランを踏まえ、中心経営体等の経営資源を次世代の後継者へ円滑に継承するための支援のあり方について検討しているところであり、これを踏まえ、経営継承に係る指標を令和3年度に設定。
	把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－									
	達成度合いの判定方法	－									

目標② 【達成すべき目標】	農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	農業大学校等の就農率 （令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（1）②のイの「将来的に農業を職業として選択する人材を育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、道府県立農業大学校やその他の地域の中核的な農業研修機関の就農率の状況等について把握・分析を行った上で、令和3年度に設定。
	把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
	達成度合いの判定方法	－										

目標③ 【達成すべき目標】	青年層の新規就農と定着促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 40代以下の農業従事者数	31.1 万人	25年 (25年3月末)	40.0 万人	5年 (5年3月末)	37.3 万人	38.2 万人	39.1 万人	40.0 万人	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のウの「青年層の農業内外からの新規就農と定着促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という目標を設定している。 このため、令和5年までに40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することとし、8,900人/年増加することとして目標を設定。
	把握の方法	出典：農林業センサス（農林水産省統計調査）、農業構造動態調査（農林水産省統計調査） 作成時期：調査年翌年６月 算出方法：40代以下の農業従事者数を集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】	女性が能力を発揮できる環境整備

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 認定農業者に占める女性の割合	4.8 %	平成30年度	5.5 %	7年度	5.0 %	5.1 %	5.2 %	5.3 %	5.4 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 認定農業者数は約24万人で推移しており、平成30年度末の女性認定農業者数は11,493人で、これまで少しずつ増加している（割合は4.8%）。女性認定農業者は直近5年間（平成26年度から平成30年度）の平均で毎年約225人ずつ増加しているが、講じる施策により、現状の約1.3倍に当たる毎年約300人ずつ増加させ、令和元年度から令和7年度までに合計1,800人増加させることで、割合を5.5%に上昇させることを目指すこととする。
	把握の方法	出典：認定農業者の認定状況調べ（農林水産省経営局） 作成時期：調査年度末 算出方法：農業経営改善計画認定数のうち、女性の単独申請及び夫婦による共同申請数を調べ、女性の認定農業者数を把握し、女性の割合を算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 農業委員に占める女性の割合	11.8 %	30年度	30 %	2年度	30 %	―	―	―	―	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農業委員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和2年度中に策定される第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、令和3年度に目標値を見直し。
	把握の方法		出典：農業委員への女性の参画状況調べ（農林水産省経営局） 作成時期：調査年度末 算出方法：調査結果を農林水産省にて算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：51%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ウ 農業協同組合の役員に占める女性の割合	8 %	30年度	15 %	2年度	15 %	―	―	―	―	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農協役員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和2年度中に策定される第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、令和3年度に目標値を見直し。
	把握の方法		出典：総合農協統計表（農林水産省経営局） 作成時期：調査年度末 算出方法：調査結果を農林水産省にて算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：52%未満								

施策（3）	次世代型の農業支援サービスの定着
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代型の農業支援サービスの定着

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合 （令和4年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（2）の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。 このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合を測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和3年度に農業者等へのアンケートを実施し、実績を把握するため、令和4年度より目標値を記載する。
把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
達成度合いの判定方法	－										

施策（4）	多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の現場で必要な人材を確保していくため、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりを推進する。
目標① 【達成すべき目標】	誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農の雇用事業を活用する経営体のうち、休憩・休日・年間総労働時間について、就業規則等で他産業並みの基準を設定している経営体の割合（令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（2）の③の「誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、休憩・休日・年間総労働時間について、就業規則等で他産業並みに設定されている農業経営体の割合について把握・分析を行った上で、令和3年度に設定。
把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
達成度合いの判定方法	－										

施策(5)	収入保険制度等の着実な推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定を図るため、収入保険制度等を着実に推進する。
目標① 【達成すべき目標】	収入保険の普及促進・利用拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 収入保険の加入経営体数	2.3万 経営体	30年度	10万 経営体	4年度	5.5万 経営体	R3年度 概算要求時に設定	10万 経営体	－	－	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)①のアの「収入保険の普及促進・利用拡大を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 収入保険の実施主体が令和4年度を見据えた早期に達成すべき加入推進目標を10万経営体と設定しており、その目標が達成できるよう国は推進する立場であることから、令和5年1～12月に保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を10万とする目標値を設定。
	把握の方法	出典：制度実施主体（共済組合等）からの報告により把握（農林水産省経営局） 作成時期：制度実施主体（共済組合等）が取りまとめる時期 算出方法：-									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）=（当該年度実績値／当該年度目標）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 農業保険法（昭和22年）（主）	－	－	－	－	－	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補塡する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与する。	－
(2) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年）（主）	－	－	－	－	－	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。	－
(3) 農業改良資金融通法（昭和31年）（主）	－	－	－	－	－	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－
(4) 農業近代化資金融通法（昭和36年）（主）	－	－	－	－	－	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－
(5) 農業信用保証保険法（昭和36年）（主）	－	－	－	－	－	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等をすることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－
(6) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年）（主）	－	－	－	－	－	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与する。	－
(7) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年）（主）	－	－	－	－	－	（独）農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与する。	－

(8)	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 （平成18年） （主）	－	－	－	－	(1)-②-(ア)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与する。	－
(9)	株式会社日本政策金融公庫法 （平成19年） （主）	－	－	－	－	－	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害（危機）に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－
(10)	被害農家営農資金利子補給等補助金 （昭和28年度） （主）	1 (－)	5 (－)	5 (－)	5	－	天災による被害農林漁業者等に対し、融資機関が貸し付けた経営資金等について地方公共団体が行う利子補給に要する経費に対する補助。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。	
(11)	農林年金給付事業 （昭和33年度） （主）	824 (824)	261 (261)	213 (206)	613	－	農林漁業団体の役職員を対象とした年金制度である農林年金制度の安定的な運営を図るため、農林年金の年金給付費等について他の被用者年金制度と同様に補助することで、農林年金の確実な給付を行い、現在及び将来における約67万人の年金受給権者の老後の生活の安定に寄与する。	
(12)	農業近代化資金利子補給金 （昭和41年度） （主）	1 (1)	2 (0)	0 (0)	1	(1)-②-(ア)	担い手の資金調達を円滑にするため、農林中央金庫が農業近代化資金を融通する際に、国が農林中央金庫に利子補給金を交付。 経営意欲のある農業者等に対し、施設整備等のための資金（農業近代化資金）を低利で融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資することになる。	
(13)	特定地域経営支援対策事業 （昭和51年度） （主）	723 (634)	952 (743)	405 (289)	608	－	北海道におけるアイヌ農家の経営の改善及び沖縄県における農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要な施設・機械等の整備を支援することにより、意欲ある担い手の育成・確保に寄与する。	
(14)	人権問題啓発事業 （平成9年度） （主）	11 (11)	11 (11)	11 (10)	10	－	農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料作成・配布などの啓発活動を支援。 農業を振興する上で阻害要因となっている広範な人権問題の解消を図るための啓発を行い、活力ある地域農業を確立することにより、担い手の育成・確保に寄与する。	
(15)	農業者年金事業 （平成15年度） （主）	119,718 (119,509)	119.291 (119,075)	119,121 (118,908)	119,148	－	担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与する。	
(16)	独立行政法人農業者年金基金運営費 （平成15年度） （主）	3,144 (3,144)	3,352 (3,352)	3,369 (3,369)	3,410	－	独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与する。	

(17)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務補給金 (平成20年度) (主)	16,335 (14,935)	16,171 (14,774)	16,143 (16,143)	16,133	(1)-②-(ア)	日本政策金融公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資することになる。	
(18)	株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	121 (109)	120 (106)	120 (103)	119	-	株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金の交付。 株式会社日本政策金融公庫は指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援。	
(19)	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (平成22年度) (主)	4,676 (4,264)	4,829 (3,485)	3,389 (2,821)	3,958	(1)-②-(ア)	スーパーL資金等の金利負担軽減措置のため、国が(公財)農林水産長期金融協会に補助金を交付し、当該協会が利子助成金を借入農業者等へ交付。 意欲ある農業者等の経営改善を金融面から支援するため、金利負担の軽減を図るとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要となる資金の金利を引き下げることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資することになる。	
(20)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	318 (274)	242 (202)	167 (143)	119	(1)-②-(ア)	農業者等が生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行う場合に必要な資金を無利子で貸し付けた場合に、国が日本政策金融公庫に利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資することになる。	
(21)	経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	18,126 (14,839)	16,059 (11,582)	16,462 (11,223)	-	(2)-③-(ア)	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援。 このような支援により、地域の担い手の育成・確保に寄与する。	
(22)	農業経営改善利子補給金交付事業 (平成23年度) (主)	30 (21)	26 (19)	24 (18)	18	(1)-②-(ア)	担い手が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。 民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、民間金融機関が低利で資金を供給できるようにすることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資することになる。	
(23)	農業人材力強化総合支援事業 (平成24年度) (主)	20,278 (19,615)	23,265 (21,683)	20,987 (8月末確定)	21,255	(2)-③-(ア)	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年農業者への資金の交付、農業法人の雇用就農の促進、地域農業リーダーの人材の層を厚くする農業経営者教育の強化等を支援。 これら総合的な支援により、青年新規就農者の増加に寄与する。	
(24)	新規就農支援緊急対策事業 (令和元年度) (主)	-	-	3,807 (0)	-	(2)-③-(ア)	就農希望者の就農準備への支援や農業大学校等におけるリカレント教育の提供等地域の受入支援体制の構築を支援。これらの取組を通じて、就職氷河期世代を含めた幅広い世代の就農・定着促進に寄与する。	
(25)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (主)	99 (93)	68 (51)	257 (185)	503	(1)-②-(ア)	地域の農業者の徹底した話合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の実質化を支援し、農業の競争力・体質強化を図ることで、農業経営の法人化に寄与する。	

(26)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業 （平成26年度） （主）	313 (290)	282 (242)	163 (106)	94	-	農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、農業界と経済界の新たな連携を創出するとともに、事業により得られた効果を広く普及することにより、農業の競争力強化に寄与する。	
(27)	青年等就農資金 （平成26年度） （主）	196 (157)	219 (136)	184 (150)	326	(1)-②-(ア)	新たな農業経営を営もうとする青年等を対象に、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、将来の農業者となる人材の育成・確保に寄与する。	
(28)	【TPP関連事業】 担い手確保・経営強化支援事業 （平成27年度） （主）	1,373 (1,268)	4,938 (4,492)	4,793 (4,423)	-	(2)-③-(ア)	農業者の減少・高齢化の進展や、TPP等による影響から国内生産額の減少が見込まれる中、将来にわたって地域農業の担い手が創意工夫の下、農業経営の発展に取り組めるよう万全の対策を講じ、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要。 このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入を支援し、農業の構造改革を一層加速化する。	
(29)	農業経営法人化支援総合事業 （旧農業経営力向上支援事業） （平成27年度） （主）	554 (520)	910 (468)	907 (621)	631	(1)-②-(ア)	県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談・経営診断や専門家派遣・巡回指導などの取組を支援するとともに、経営相談等をした集落営農等が法人化及び組織化する取組を支援することにより、農業経営の法人化及び質の向上に寄与する。	
(30)	農業信用保証保険基盤強化事業 （平成27年度） （主）	266 (20)	23 (2)	21 (1)	23	(1)-②-(ア)	被災農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除等するための資金を交付することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援。	
(31)	農協監査・事業利用実態調査費 （平成28年度） （主）	75 (65)	62 (57)	213 (183)	158	-	平成29年度までの調査で明らかとなった、公認会計士監査へ移行した場合の費用負担低減対策を農協が実践する上での課題と取組方向を明らかにするための調査を実施する。また、准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するため、生活インフラサービスへのアクセスに関する調査を実施する。 これらの調査の結果を活用して、農協等の公認会計士監査制度への円滑な移行に資するとともに、准組合員の事業利用規制の在り方についての検討に資する。	
(32)	日本公庫資金円滑化貸付事業出資金 （平成30年度） （主）	- (-)	350 (350)	300 (300)	-	-	日本公庫が、平成30年7月豪雨による被災農業者等に対し、災害関連資金を実質無担保・無保証人にて貸し付けることができるよう、国が日本公庫に対して財務基盤を強化するための出資金を交付することにより、被災農漁業者等の資金調達の円滑化に寄与する。	
(33)	農業支援外国人適正受入サポート事業 （平成30年度） （主）	-	183 (92)	359 (270)	366	-	農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野における外国人材の適正な受入れに向けて、①農業分野での「国家戦略特区農業支援外国人受入事業」における外国人材の人権保護のための苦情・相談窓口の設置及びその活動、②外国人材の農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野に関する知識及び技能を評価・確認するための試験の作成、実施を支援することで、農業の成長産業化に寄与する。	

(34)	女性が変える未来の農業推進事業 (平成30年度) (主)	－	96 (92)	79 (76)	75	(2)-④- (ア)(イ)(ウ)	地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業者を育成するため、経営力向上や地域農業の発展のための問題意識等をもった女性農業者を対象に、農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるブランディング手法の習得等を内容とする実践型研修を実施する。また、女性が働きやすい職場・労働環境の改善等のために、子育てと農作業の両立を地域が一体的にサポートするネットワークの構築を支援し、女性にとって魅力ある職業としての農業が選択されることに寄与する。	
(35)	収入保険制度の実施 (平成30年度) (主)	－	25,978 (23,951)	20,609 (20,121)	21,105	(5)-①-(ア)	①農業経営収入保険料国庫負担金の全国農業共済組合連合会への交付、②農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金の全国農業共済組合連合会への交付、③収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費の全国農業共済組合連合会への補助を行うことにより、農業者の農業経営の安定に寄与する。	
(36)	農業共済事業の実施 (昭和22年度) (主)	99,257 (76,629)	94,383 (84,870)	99,624 (91,801)	88,396	－	①農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金(補助率:農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%))の農業共済組合連合会等への交付(補助率:定率) ②再保険金の農業共済組合連合会等への支払 ③家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付(補助率6／10) ④国の災害対策の基幹である農業共済制度の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体(農業共済組合、農業共済組合連合会)に対し、事業運営に係る基幹的経費(人件費、旅費、庁費、委員手当等)を国から直接交付(定額)する。	
(37)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	332 (281)	393 (274)	291 (8月末確定)	438	－	農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を日本政策金融公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を契機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する日本政策金融公庫に国が利子補給を行うことにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与する。	
(38)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (主)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	6297 (6,229)	6,422	－	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施にあたり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払いの前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要となる経費を助成。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与する。	
(39)	経営所得安定対策 (平成25年度) (主)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)	280,847	－	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の拠出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入影響緩和対策を実施。 上記交付金等を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定に寄与する。	
(40)	【TPP関連事業】 輸出促進等のための投資円滑化事業 (令和元年度) (主)	－	－	2,500 (2,500)	－	(1)-②-(ア)	輸出に取り組む農業法人等の財務基盤の強化を図り、その経営発展を支援するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき承認を受けた投資主体の出資原資を日本政策金融公庫が出資するのに必要な額を、国が日本政策金融公庫へ出資金として交付。担い手への資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、農業経営体の法人化に寄与する。	
(41)	農業経営継承保証保険支援事業 (令和2年度) (主)	－	－	－	38	－	後継農業者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除等するための資金を交付することにより、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者の円滑な経営継承を支援。	

	(42) 保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度) (主)	10,236 (10,607)	10,293 (10,508)	10,630 (10,630)	－	－	共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与する。	－
	(43) 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第10項] (昭和30年度) (主)	80 (51)	49 (108)	73	－	－	日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	－
	(44) 農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記に係る税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度) (主)	530 (546)	534 (501)	507 (727)	－	－	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4／1,000 → 1.5／1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－
	(45) 農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置[固定資産税:地方税法349条の3第4項] (昭和49年度) (主)	281 の内数 (286 の内数)	265 の内数 (436 の内数)	328 の内数	－	－	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分に限り価格の1/2とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	－
	(46) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第11号] (農業信用基金協会:昭和50年度) (主)	32 (24)	31 (22)	30 (17)	－	－	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	－

	(47)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号、第68条の75] (昭和49年度) (主)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 130 (120) (法人税) 1 (0)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 110 (30) (法人税) 0 (1)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 80 (−) (法人税) 0 (−)	−	−	組合員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。	−
	(48)	企業年金等の積立金に対する課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の4] (平成11年度) (主)	4,430 (4,430)	4,437 (4,437)	4,436 (4,436)	−	−	共済連が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与する。	−
	(49)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度) (主)	313 (293)	1,066 (3,346)	328	−	−	農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。	−
	(50)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65] (平成19年度) (主)	12,305 (14,464)	13,074 (13,803)	12,730	−	−	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与する。	−
政策の予算額[百万円]			562,851	600,059	594,782	564,819		
政策の執行額[百万円]			475,784	474,019				

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 【参考：復興庁より】農業経営復旧・復興対策特別保証事業（平成24年度）	32 (23)	29 (20)	21 (17)	16	－	被災農業者等が民間金融機関から借り入れる復旧・復興関係資金について、実質無担保・無保証人（担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）での借入れが可能となるよう、基金協会が債務保証をする際の保証料を無償とするために必要な資金を基金協会に対して交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	
(2) 【参考：復興庁より】農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業（平成24年度）	1,351 (1,292)	1,138 (1,044)	971 (908)	894	－	被災農業者等が復旧・復興の取組のために借り入れた資金について、借入者の金利負担軽減を図り、復旧・復興の取組を金融面から支援するため、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成金を交付する際に必要となる財源を国が同協会に交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	
(3) 【参考：復興庁より】農業改良資金利子補給金（平成24年度）	9 (9)	7 (7)	6 (6)	5	－	日本公庫が、被災農業者等に対して農業改良資金（無利子）を貸し付けた場合に、日本公庫に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	
(4) 【参考：復興庁より】農水産業協同組合貯金保険機構への出資金（平成24年度）	－	660 (660)	－	－	－	農水産業協同組合貯金保険機構を経由した（株）東日本大震災事業者再生支援機構への追加出資を通じて、同支援機構の財務基盤強化を図ることにより、同支援機構が行う、東日本大震災により二重ローンを抱える事業者に対する、金融機関等からの債権買取や債務免除等を通じた円滑な事業再生支援を推進することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1．用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 〇認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体（個人・法人） 〇認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体（個人・法人） 〇基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体（個人・法人） ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 〇集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 ① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 ② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑦）

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保	担当部局名	経営局（農村振興局） 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地（注1）の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する 内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の2（3） 土地改良長期計画（注2）（平成28年8月24日閣議決定） 第3 3 （1） 政策目標2 ア ①農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 政策目標2 ア ②担い手への農地の集積・集約化の加速化 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第1 5 （1） ⑤ 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和元年12月10日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定） Ⅲ 政策の展開方向 3	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	担い手への農地集積・集約化の加速化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手への農地集積・集約化の加速化に向けて、人・農地プランの実質化、農地中間管理機構（注3）のフル稼働等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手への農地の集積・集約化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 担い手が利用する農地面積の割合	49 %	25年度	80 %	5年度	14万ha (70.6%)	14万ha (73.7%)	14万ha (76.9%)	14万ha (80.0%)	―	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の①「担い手への農地の集積・集約化」に該当するアウトカムとして設定。 担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要がある。このため、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部）において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、これを活用し平成25年から令和5年までの10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立することとしていることから、毎年14万ha集積することを目標値として設定。
	把握の方法		出典：農林水産省経営局調べ 作成時期：毎年７月中に集計予定 算出方法：「耕地及び作付面積統計調査」（農林水産省統計部）及び経営局調査により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策（2）	荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	荒廃農地の発生防止・解消に向けて、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による支援等を戦略的に進めるとともに、優良農地（注4）の確保と有効利用に向けて、農業振興地域（注5）制度及び農地転用許可制度の適切な運用を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	荒廃農地の発生防止・解消

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 荒廃農地の再生利用面積	0 千ha /年	27年度	45 千ha	7年度	4.1 千ha /年	4.1 千ha /年	4.1 千ha /年	4.1 千ha /年	4.1 千ha /年	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 ・食料・農業・農村基本計画第3の2（3）の②「荒廃農地の発生防止・解消」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月変更）」において、令和7年時点で確保される農用地区域（注6）内の農地面積の目標を403万ヘクタールとしている。これを達成するためには、令和7年までに荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを目標として設定。 ・各年の目標値については、目標年までの11年間（H27～R7）において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定。
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度12月頃（暫定値は調査年度翌年７月頃把握予定） 算出方法：各都道府県から前年度の荒廃農地の再生利用面積の実績値について報告を受け集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク:150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	優良農地の確保と有効利用										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農用地区域内農地面積	405 万ha	26年度	403 万ha	7年度	403.9 万ha	403.7 万ha	403.5 万ha	403.4 万ha	403.2 万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 ・食料・農業・農村基本計画第3の2（3）②「優良農地の確保と有効利用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、令和7年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を、基準年となる平成26年(405万ヘクタール)よりも2万ヘクタール減の403万ヘクタールとしたことから、これを目標年度及び目標値として設定。 ・年度ごとの目標値については、基準年（H26）から目標年（R7）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして設定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度12月頃（暫定値は調査年度翌年７月頃把握予定） 算出方法：各都道府県から農用地区域内の農地面積について報告を受け集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク:150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 土地改良法（昭和24年）（関連：2-⑧、⑬）	－	－	－	－	(2)-①-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	－
(2) 農業委員会等に関する法律（昭和26年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与する。	－
(3) 農地法（昭和27年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。 【(1)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。	－
(4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与する。	－

(5)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年) (主)	－	－	－	－	(1)-①-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(6)	集落地域整備法 (昭和62年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-(ア)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進するため、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	－
(7)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-(ア)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	－
(8)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:2-⑧、⑬)	－	－	－	－	(2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	－
(9)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年) (主)	－	－	－	－	(1)-①-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。	－
(10)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年) (関連:2-⑧)	－	－	－	－	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与する。	－
(11)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (関連:2-⑥)	99 (93)	68 (51)	257 (185)	503	(1)-①-(ア)	地域の農業者の徹底した話合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の実質化を支援し、農業の競争力・体質強化を図ることで、農業経営の法人化に寄与する。	
(12)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	77 (46)	72 (49)	62 (45)	63	(1)-①-(ア)	優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県等が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	
(13)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (昭和29年度) (主)	514 (514)	514 (514)	515 (513)	523	(1)-①-(ア)	都道府県農業委員会ネットワーク機構が農地法に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	

(14)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,718 (4,717)	4,718 (4,718)	4,718 (4,696)	4,718	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員会が農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行うために必要な経費を交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与する。	
(15)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	15,961 (7,849)	11,160 (8,739)	10,044 (7,542)	9,500	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	
(16)	国有農地等管理処分事業 (平成26年度) (主)	2,229 (1,857)	2,070 (1,829)	1,931 (1,712)	2,070	(1)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売払いに関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	
(17)	農地利用最適化交付金 (平成28年度) (主)	6,993 (1,747)	8,010 (2,817)	6,713 (2,865)	5,682	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費について、活動実績及び成果実績に応じて交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与する(改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象とする。)。	
(18)	荒廃農地等利活用促進交付金 (平成29年度) (主)	223 (137)	165 (140)	2 (2)	–	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	荒廃農地を再生利用する担い手農業者等の取組を支援。 本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として荒廃農地の解消と担い手への農地集積に寄与する。	
(19)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:2-⑧)	2,615 (2,566)	4,080 (4,032)	5,596 (調査中)	6,285	(2)-①-(ア)	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	
(20)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (関連:2-⑭、⑮)	26,300 (26,112)	26,340 (26,183)	26,344 (26,333)	26,100	(2)-①-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与する。	
(21)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:2-⑭)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	10,010	(2)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画に基づく対策を効果的に実施するため、対策の体制整備等を支援することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	
(22)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (関連:2-⑭)	48,251 (48,250)	48,401 (48,401)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動への支援により、荒廃農地の発生防止・解消に寄与する。	

(23)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:2-⑧、⑬、⑭、⑮、⑲、⑳、㉑、㉔)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(2)-②-(ア)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援することにより、農用地区域への編入促進や除外の抑制を図るなどの計画的な土地利用の推進等により農用地区域内農地面積の確保に寄与する。	
(24)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2] (昭和26年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-②-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	－
(25)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度) (主)	472 (0)	0 (0)	－	－	(2)-②-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	－
(26)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予[贈与税:租税特別措置法第70条の4] (昭和39年度) (主)	458 (123)	301 (465)	307	－	(1)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(27)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税:地方税法附則第12条] (昭和41年度) (主)	32 (31)	33 (20)	30	－	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(28)	特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75] (昭和42年度) (主)	1,325 (1,205)	1,300 (1,153)	1,218	－	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等に買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－

(29)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税：租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度) (主)	8,946 (10,053)	8,837 (9,243)	9,355	－	(1)-①-(ア) (2)-②-(ア)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあっせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得（譲渡利益）を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあっせん等を行うもの。 当該あっせん等において、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。	－
(30)	農地中間管理事業等に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税：地方税法第73条の27の6] (昭和46年度) (主)	15 (18)	16 (20)	17	－	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内（5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内）に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与する。	－
(31)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税：租税特別措置法第70条の6] (昭和50年度) (主)	43,085 (40,405)	41,858 (46,659)	42,755	－	(1)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(32)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税：地方税法第73条の14] (昭和50年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-②-(ア)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地（優良農地（注2））の確保と有効利用に寄与する。	－

(33)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条] (昭和56年度) (主)	53 (53)	52 (55)	53		－	(1)-①-(ア)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(34)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度) (主)	71 (74)	73 (76)	76		－	(1)-①-(ア)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(35)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和60年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－		－	(2)-②-(ア)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	－
(36)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度) (主)	43,085 の内数 (40,405 の内数)	41,858 の内数 (46,659 の内数)	42,755 の内数		－	(1)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
(37)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度) (主)	43,085 の内数 (40,405 の内数)	41,858 の内数 (46,659 の内数)	42,755 の内数		－	(1)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－

	(38) 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税・贈与税：租税特別措置法第70条の4の2] (平成24年度) (主)	458 の内数 (123 の内数)	301 の内数 (465 の内数)	307 の内数	－	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
	(39) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税：租税特別措置法第77条の2] (平成26年度) (主)	24 (15)	21 (14)	18	－	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→ 10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
	(40) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置 〔固定資産税・都市計画税・地方税法附則第15条第42項〕 (平成28年度) (主)	72 (75)	161 (164)	234	－	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する(軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間)。 農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	－
政策の予算額[百万円]		126,297 (内数 を含む)	126,669 (内数 を含む)	125,858 (内数 を含む)	123,911 (内数 を含む)			
政策の執行額[百万円]		111,382 (内数 を含む)	115,565 (内数 を含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
【参考：国土交通省より】 (1) 北海道開発事業のうち農地の整備（直轄）（昭和24年度）	29,109 (28,982)	15,018 (14,992)	36,603 (36,578)	23,872	(2)-①-(ア)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1．用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構で、同法第2条第3項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。
注4	優良農地	集団的な農地（効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。）や農業用用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注5	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。
注6	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑧）

政策分野名 【施策名】	農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】
政策の概要 【施策の概要】	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策等	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の2（5） 新成長戦略（平成22年6月18日） 第3章　7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果（4）観光立国・地域活性化戦略 我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日） Ⅲ　戦略6　（1）地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し 土地改良長期計画（注1）（平成28年8月24日閣議決定） 第3　3　（1）　政策目標1　ア　①農業生産の拡大・多様化による収益の増大 ②6次産業化等による雇用と所得の創出 政策目標2　ア　①農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 ②担い手への農地の集積・集約化の加速化 （3）　政策目標5　ア　①農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減 ②農業水利施設の機能強化による災害リスクの軽減 政策目標6　ア　①農村協働力を活かした防災・減災力の強化 国土強靱化基本計画（注2）（平成26年6月3日）　第3章　2　（9）農林水産 社会資本整備重点計画（注3）（平成27年9月18日） 農業・農村の復興マスタープラン（注4）（平成29年6月13日）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の成長産業化に向けて、農地の大区画化、産地収益力向上のための高収益作物の導入を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地の大区画化、高収益作物の導入

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 大区画化に係る指標（令和3年度に設定を検討）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	－	【測定指標の選定理由】 － 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 － ※大区画化に係る指標について、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等の検討を行った上で、令和3年度に新たな指標を設定予定。
把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
達成度合いの判定方法	－										

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合	21 %	27年度	30 %	2年度	30 %	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上することとしていることから、これを測定指標の目標値として設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：毎年度末 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

施策（2）	農業水利施設の戦略的な保全管理
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業水利施設機能の安定的発揮に向けて、戦略的な保全管理を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農業水利施設の機能を安定的に発揮

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合	45 %	元年度	50 %	2年度	50 %	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)②の「農業水利施設の機能を安定的に発揮」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画では、戦略的な保全管理の推進に向け、現状の実績を踏まえて、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を令和2年度までに約5割とすることとしていることから、これを測定指標として設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：毎年度末 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

施策（3）	農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農村の強靱化に向けて、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	国土強靱化計画を踏まえた農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア　ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	0 万ha	27年度	約34 万ha	2年度	約34 万ha	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)③の「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画では、豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進することとし、5年間に農地及び周辺地域約34万ha（うち農地約28万ha）の湛水被害等の防止を図ることとしていることから、これを測定指標の目標値として設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：毎年度末 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定率	1%	26年度	100 %	2年度	100 %	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」の3つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、 戦略的な維持管理・更新等を推進することから、「海岸の長寿命化計画（個別施設計画）の策定率」を指標として、令和2年度までに約100%と設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな社会資本整備重点計画における測定指標や成果目標等検討結果を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法		出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：海岸堤防等の長寿命化計画を策定した地区海岸数を集計し把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ウ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	約39％	26年度	約69％	2年度	約69％	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」の3つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進することから「海岸堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）」を指標として、令和2年度までに約69％と設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな社会資本整備重点計画における測定指標や成果目標等検討結果を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している延長を集計し把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
エ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約43％	26年度	約82％	2年度	約82％	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川・海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」の3つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、 津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖することから「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として、令和2年度までに約82％と設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな社会資本整備重点計画における測定指標や成果目標等検討結果を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等の対策を実施した施設数を集計し把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額）			2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
	29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］				
(1) 土地改良法（昭和24年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)－①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本法に基づき　農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	－
(2) 海岸法（昭和31年）（主）	－	－	－	－	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与するものである。	－
(3) 地すべり等防止法（昭和33年）（主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	－
(4) 活動火山対策特別措置法（昭和48年）（主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	火山の爆発による被害を防除し、農業の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与するものである。	－

(5)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (主)	―	―	―	―	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与するものである。 【(3)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	-
(6)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年) (主)	―	―	―	―	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与するものであり、加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与するものである。	-
(7)	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年) (主)	―	―	―	―	(3)-①-ア	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	-
(8)	農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	67,726 (67,428)	73,278 (71,090)	74,276 (73,324)	65,191	(3)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(9)	農業用用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	107,633 (整理中)	61,014	(1)-①-ア (2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(1)－①との関連】 水田の有効活用に向け、排水対策の効率的かつ効果的な整備を推進することにより、水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	

(10)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (主)	2,615 (2,566)	4,080 (4,032)	5,596 (整理中)	6,285	(1)-①-ア	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。	
(11)	海岸事業(農地) (昭和33年度) (主)	2,992 (2,965)	2,731 (2,718)	3,221 (3,214)	3,540	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から優良農地等を防護するため、海岸堤防・護岸等の海岸保全施設の新設や改良等を行う事業。 本事業の実施により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(12)	農業用用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	8,711 (8,572)	8,700 (8,623)	9,450 (8,963)	9,329	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理、土地改良区等が管理する農業用用排水施設について定期的に行う整備補修等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
(13)	農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主)	16,357 (15,681)	17,467 (17,081)	22,369 (22,132)	25,656	(3)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(14)	有明海再生関係事業 (平成21年度) (主)	1,000 (976)	1,000 (984)	1,000 (991)	1,000	(1)-①-ア	本事業で得られた成果は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づき、環境省に設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会の検討に供され、平成29年3月にとりまとめた委員会報告の今後の再生方策や課題に反映。 例えば、次のようなものが新たに盛り込まれている。 ① タイラギの浮遊幼生の量を増やすための広域的な母貝集団ネットワークの形成 (浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植等) ② アサリの浮遊幼生を増やすための母貝生息適地の保全再生、稚貝の量や生存率を高めるための採苗器の設置 ③ 魚類等の広域的な連携を含めた種苗放流の推進 (例えば、ガサミは、4県が協調した取組を進めており、平成28年度には低コストな手法での量産レベルの種苗生産に成功) また、本事業等の取組を通じて、有明海の二枚貝類の資源・生産の状況に、次のような効果をもたらしている。 ① アサリについては、平成27年に有明海全域で稚貝が大量発生し、移植・放流や食害防止などにより、福岡県では、推定資源量が平成26年の220トンから平成29年は5,500トンに増大。また、カキ筏を活用した垂下養殖の導入が諫早湾で行われ、平成27年から販売を開始。 ② アゲマキについては、平成21年に人工稚貝の量産化技術を構築し、平成28年には、佐賀県の放流漁場において生息数が例年の10倍に増加。 ③ カキについては、平成28年には、諫早湾及びその近傍海域で約120基の養殖筏が設置され、諫早湾では、高付加価値化のための養殖技術を導入し、平成24年には日本一決定戦で一位となり、平成27年からは、カキの周年出荷の試みもスタート。 以上のように本事業の取組により、諫早湾干拓と周辺の環境との調和に配慮しつつ、良好な営農状況を備えた農地及び国営土地改良施設等を保全し、良好な営農状況の継続に寄与するものである。	

	(15)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (主)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	80,732 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
	(16)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主)	47,222 (46,803)	48,406 (48,260)	83,384 (整理中)	59,766	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)－①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与するものである。	
	(17)	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 (平成24年度) (主)	182 (168)	282 (260)	356 (318)	300	(3)-①-ア	火山の爆発により被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への降灰による被害の防除・最小化のために必要な施設整備等を実施。 本事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与するものである。	
	(18)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (平成30年度) (主)	－	10,614 (10,614)	30,219 (21,519)	25,813	(2)-①-ア (3)-①-ア	農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援することで、農業の持続的な発展に寄与するものである。	
	(19)	農業用用排水施設の整備・保全(特会) (昭和24年度) (主)	9,223 (8,963)	8,984 (8,905)	10.712 (整理中)	4,473	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
	(20)	農地の防災保全(特会) (平成元年度) (主)	6,049 (5,666)	7,703 (7,549)	3,979 (3,964)	2,218	(3)-①-ア	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修を実施するもの。これにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	

	(21) 多面的機能支払交付金 （平成26年度） （関連：2-⑭）	48,251 (48,250)	48,401 (48,400)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、施設の保全管理の充実、強化に寄与するものである。	
	(22) 農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：2-⑦、⑬、⑭、⑮、⑲、⑳、㉑、㉔）	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。 【(1)－①との関連】 本交付金において、農地の排水対策の向上を図ることにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2)－①との関連】 本交付金において、食料生産に不可欠な基本インフラの保全管理を図ることにより、老朽化が進行する基幹的農業水利施設に対する機能診断を実施し、農業水利施設の戦略的な保全管理に寄与する。 【(3)－②との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に整備を推進し、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	

政策の予算額[百万円]	360,124 (内数を含む)	385,359 (内数を含む)	442,734 (内数を含む)	403,774 (内数を含む)
政策の執行額[百万円]	355,211 (内数を含む)	379,161 (内数を含む)		

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 【参考：内閣府より】農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24 年度）	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	8,907 (6,732)	6,607	⑵-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は50ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
(2) 【参考：国土交通省より】奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24年度）	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	3,024 (2,366)	1,946	⑵-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は50ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
(3) 【参考：国土交通省より】北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24年度）	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	42,638 (32,339)	23,453	⑵-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は100ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	

(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	5,934 (5,931)	5,919	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)－①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与するものである。	
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	1,233 (1,233)	910 (907)	1,173 (1,173)	958	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)－①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与するものである。	
(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	3,265 (3,265)	2,599	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)－①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与するものである。	
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	42,013 (41,915)	17,530	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)－①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与する。 【(2)－①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与するものである。	

(8)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備(直轄) (昭和24年度)	29,109 (28,932)	15,018 (14,992)	36,603 (36,578)	23,872	(1)-①-ア	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。	
(9)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全(直轄) (昭和63年度)	1 (1)	2 (1)	161 (153)	29	(3)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全(直轄) (昭和63年度)	5,419 (5,352)	6,357 (6,349)	10,004 (9,988)	13,144	(3)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(11)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全(補助) (昭和24年度)	60 (60)	93 (93)	170 (164)	400	(3)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(12)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保全(補助) (昭和24年度)	547 (546)	594 (594)	695 (666)	526	(3)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
(13)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地の防災保全(補助) (昭和24年度)	151 (151)	105 (105)	84 (84)	189	(3)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	

	(14)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全 (補助) (昭和24年度)	827 (826)	1,019 (1,018)	967 (955)	708	(3)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
	(15)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,870 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
	(16)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	1,491 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	

	(17)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	11,588 の内数 (11.581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	11,657 の内数 (11,619 の内数)	11,382 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	
	(18)	【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 (平成24年度)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	10,975 の内数 (10,021 の内数)	15,085 の内数 (14,271 の内数)	18,108 の内数	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)－①との関連】 本交付金の事業内容の一つである海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、津波・高潮被害等の災害発生の防止に寄与するものである。	
	(19)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の維持・保全 (昭和37年度)	930 (930)	1,067 (1,067)	1,279 (1,188)	1,693	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
	(20)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 (昭和37年度)	9 (9)	10 (10)	8 (8)	10	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
	(21)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 (昭和37年度)	10 (10)	22 (22)	17 (17)	30	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	

	(22)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 (昭和37年度)	866 (866)	875 (875)	949 (940)	965	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	
	(24)	【参考:国土交通省より】 水資源開発事業のうち農業生産基盤整備事業費補助 (平成15年度)	6,608 (6,608)	7,389 (7,389)	10,225 (8,164)	7,238	(2)-①-ア	国土交通大臣が水資源開発水系に指定し、水資源開発基本計画を決定した水系において、水資源機構が行う用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び施設の操作、維持、修繕その他の管理に対する支援を実施する。 このことにより、用水路等施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を一期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5	ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑨）

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	担当部局名	生産局（政策統括官） 【生産局総務課／園芸作物課／地域対策官／技術普及課／農業環境対策課／畜産企画課／畜産振興課／飼料課／牛乳乳製品課／食肉鶏卵課、政策統括官農産企画課／穀物課】
政策の概要 【施策の概要】	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）（第3の2（6））	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	畜産の競争力強化に向けて生産基盤の強化、生産基盤強化を支える環境整備を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	牛肉・牛乳乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応、国産畜産物の生産・流通の円滑化、国産飼料の生産・利用を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 生乳の生産量	728万トン	30年度	780万トン	12年度	737万トン	741万トン	745万トン	750万トン	754万トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内重要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の生乳生産量780万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法	出典：「牛乳乳製品統計」（生乳生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度４月頃（速報値） 算出方法：上記統計の生乳生産量（全国）から記載									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 牛肉の生産量	33万トン	30年度	40万トン	12年度	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内重要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の牛肉40万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 なお、前回指標は枝肉ベースであったが、今回は部分肉ベース。
	把握の方法		出典：「食肉流通統計」（部分肉生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：上記統計の生産量から記載（部分肉ベース）								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ウ 豚肉の生産量	90万トン	30年度	92万トン	12年度	90万トン	91万トン	91万トン	91万トン	91万トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内重要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の豚肉92万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 なお、前回指標は枝肉ベースであったが、今回は部分肉ベース。
	把握の方法		出典：「食肉流通統計」（部分肉生産量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：上記統計の生産量から記載（部分肉ベース）								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
エ 鶏肉の生産量	160万トン	30年度	170万トン	12年度	162万トン	163万トン	164万トン	165万トン	166万トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内重要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法	出典：「食肉の需給動向」（鶏肉需給の推移）（独立行政法人農畜産業振興機構） 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：上記調査の鶏肉需給の推移から記載									
	達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
オ 鶏卵価格の安定化	±27.5%	16-21年度の変動幅を基に算出	±25%以内	毎年度	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	O＝－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内重要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 過去の1エッグサイクル（6年）における変動幅の実績（平成16－21年度までの各年度の鶏卵の卸売価格の変動幅の平均：±27.5%）を踏まえ、年度ごとの目標値を±25%以内に設定。
	把握の方法		出典：ＪＡ全農調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：「たまご東京Ｍ相場」（卸売価格）								
	達成度合いの判定方法		Ａ（おおむね有効）：±25%以内、Ｂ（有効性の向上が必要である）：±25%超±27.5%以下、Ｃ（有効性に問題がある）：±27.5%超								

目標② 【達成すべき目標】	国産飼料の生産・利用を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 飼料作物の生産量	350万 TDNトン	30年度	519万 TDNトン	12年度	378万 TDNトン	392万 TDNトン	406万 TDNトン	420万 TDNトン	435万 TDNトン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「国産飼料の生産・利用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の飼料作物519万TDNトンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。

把握の方法	出典：作物統計、農林水産省生産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度８月頃 算出方法：作物統計の作付面積と単収等より算出。
達成度合いの判定方法	（当該年度の実績値/当該年度の目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

施策（2）	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制を強化に向けて、野菜、果樹、花き、茶及び薬用作物等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	加工・業務用野菜の生産体制の強化、豊作時の価格低落や不作時の価格高騰の防止・緩和

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 指定野菜（ばれいしょを除く）における加工・業務用野菜の出荷量	98万トン	29年度	145万トン	12年度	103万トン	107万トン	112万トン	117万トン	122万トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「加工・業務用野菜の国産シェアの奪還」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 現在、増加している国産野菜の加工・業務用需要について、今後も増加が見込まれると見込み、過去10年の増加率の2倍のペースと見通して5割増として目標値を設定。 ※(施策(3)の水田の高収益等への転換の指標としても使用)
	把握の方法	出典：「野菜生産出荷統計」（加工向け及び業務用の出荷量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度１２月末頃 算出方法：上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し、記入。									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成29年度基準値）／（当該年度目標値－平成29年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 野菜の取引価格の安定化	56%	28年	68%	7年	63%	64%	65%	66%	67%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「豊作時の価格低落や不作時の価格高騰を防止・緩和」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 野菜の取引価格の安定化(±20%以内の変動幅)に収まる期間の年間割合を過去の割合から算出。
	把握の方法		出典：東京都中央卸売市場調べ 作成時期：調査年の翌年３月頃 算出方法：指定野菜14品目の旬別市場価格が概ね平年並みである平年比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合								
	達成度合いの判定方法		（当該年の実績値/当該年の目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

目標② 【達成すべき目標】	優良品目・品種への転換										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 果実の生産量	283万トン	30年度	308万トン	12年度	287万 トン	289万 トン	291万 トン	293万 トン	295万 トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる果実の生産努力目標308万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法	出典：「食料需給表」（農林水産省） 作成時期：調査年度の翌年度８月頃 算出方法：食料需給表の国内生産量の果樹の項目から記載									
	達成度合いの 判定方法	達成度合（%）＝（当該年度の実績値／当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	国内需要への安定供給及び国内シェアの回復										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 花きの産出額	3,687億円	29年	4,500億円	12年	3,567 億円	3,745 億円	3,829 億円	3,913 億円	3,997 億円	F↑－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「国内需要への安定供給及び国産シェアの回復」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和12年に4,500億円と設定。 目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度（平成30年度）の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。
	把握の方法	出典：「生産農業所得統計」（農林水産省統計部）及び「花木等生産状況調査」（花きの産出額）（農林水産省生産局園芸作物課調べ） 作成時期：調査年の翌々年８月頃 算出方法：生産農業所得統計のうち年次別農業総産出額の切り花類、鉢物類、花き苗類、球根類の項目と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被植物類の出荷額を合算し算出 ※　年ごとの実績値と目標値は、前々年の値。									
	達成度合いの 判定方法	達成度合（%）＝[当該年実績値－｛平成29年基準値－（年平均減少額×基準値以降の経過年数）｝]／[当該年目標値－｛平成29年基準値－（年平均減少額×基準値以降の経過年数）｝]×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】	茶の更なる輸出拡大、薬用作物の産地の育成										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 茶の輸出額	153億円	30年	312億円	7年	170億円	195億円	220億円	250億円	280億円	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の、「茶の更なる輸出拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 令和2年4月3日に開かれた農林水産物・食品輸出本部会合において、新たな輸出額の目標について、2030 年に750億円の達成を目指すこととし、中間目標として、2025年に312億円の達成を目指していくとされたことから、これを目標値として設定。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向等を踏まえ、毎年25～30億円程度増加すると設定。
	把握の方法	出典：「貿易統計」（緑茶）（HSコード：090210100、090210900、090220100及び090220900）（財務省） 作成時期：調査年の翌年2月頃 算出方法：上記統計のＨＳコードの輸出額（年内累計金額）を合算し算出									
	達成度合いの 判定方法	達成度合（％）＝（当該年実績値－平成30年基準値）／（当該年目標値－平成30年基準値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 薬用作物の栽培面積	550ha	30年	630ha	7年	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「薬用作物について、産地の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を平成30年の550haから令和7年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定。
	把握の方法	出典：「地域特産作物（工芸作物、薬用作物及び和紙原料等）に関する資料」（公益財団法人日本特産農産物協会） 作成時期：調査年の翌々年３月頃 算定方法：上記資料から薬用作物の品目を集計し算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前年の値。									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年実績値－平成30年基準値）／（当該年目標値－平成30年基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策（3）	米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換に向けて、消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等（高収益作物）への転換、米粉用米・飼料用米の需要に応じた生産、米・麦・大豆等の流通の合理化を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	米の1人当たり消費量の減少傾向への歯止め、事前契約

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 1人あたり米の消費量	53.6kg/人/年	30年度	50.0kg/人/年	12年度	52.5kg/人/年	52.0kg/人/年	51.7kg/人/年	51.3kg/人/年	51.0kg/人/年	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる食料消費の見通し米の1人当たり消費量50kgを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとした目安値を便宜的に記載している。

把握の方法	出典：食料需給表（大臣官房政策課食料安全保障室）により把握 作成時期：調査年度の翌年度８月頃（調査年度とは調査の対象となる年度を示す） 算出方法：食料需給表の米の１人あたり供給純食料、年間１人あたり数量から記載
達成度合いの判定方法	※達成度合（%）＝（当該年度実績値－当該年度の前年度実績値）/当該年度の前年度実績値×100 A（おおむね有効）：前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B（有効性の向上が必要である）：前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△１ポイントまで C（有効性に問題がある）：前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△１ポイント未満

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 事前契約に係る指標 （令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※　令和2年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度に新たな指標を設定。
	把握の方法		出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－								
	達成度合いの判定方法		－								

目標② 【達成すべき目標】	実需者の求める量に着実に応える										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 小麦の生産量	764,900トン	30年度	1,080,000トン	12年度	810,167トン	833,795トン	858,113トン	883,139トン	908,896トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる小麦の生産努力目標108万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法	出典：「作物統計」（麦類（子実用）の収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度３月頃（調査年度は収穫年度を示す） 算出方法：麦類（子実用）の収穫量から記載									
	達成度合いの 判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 大豆の生産量	211,300トン	30年度	340,000トン	12年度	228,733トン	237,982トン	247,605トン	257,617トン	268,034トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる大豆の生産努力目標34万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典：「作物統計」（豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度４月頃（調査年度は収穫年度を示す） 算出方法：豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量から記載								
	達成度合いの判定方法		達成度合（％）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

目標③ 【達成すべき目標】	実需者の求める安定的な供給										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飼料用米・米粉用米の生産量	454,216トン（飼料用米：426,521トン、米粉用米：27,695トン）	30年度	830,000トン（飼料用米：700,000トン、米粉用米：130,000トン）	12年度	509,683トン（飼料用米：472,101トン、米粉用米：37,582トン）	537,188トン（飼料用米：494,891トン、米粉用米：42,297トン）	565,389トン（飼料用米：517,681トン、米粉用米：47,708トン）	594,386トン（飼料用米：540,471トン、米粉用米：53,915トン）	624,298トン（飼料用米：563,261トン、米粉用米：61,037トン）	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める安定的な供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 飼料用米・米粉用米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、同じ新用途米穀として一体的に基本方針を定め、それに基づく生産を推進していることから、基本計画に掲げる生産努力目標70万トン（飼料用米）及び13万トン（米粉用米）の合計値である83万トンを設定した。なお、当該項目については需要が減少傾向にある主食用米から麦、大豆、野菜、果樹、輸出用米等への生産転換の見通しを踏まえて設定しているものの、政策の実施に当たってはその時々の国内外の需要に臨機応変に対応することとしているため、目標の評価に当たってもこの点を考慮する必要。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法	出典：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告（農林水産省政策統括官穀物課調べ） 作成時期：調査年度の翌年度７月頃（調査年度は収穫年度を示す） 算出方法：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載									
	達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

目標④ 【達成すべき目標】	効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 輸送効率に係る指標 （令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※　令和2年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度に新たな指標を設定。
	把握の方法		出典：　－ 作成時期：　－ 算出方法：　－								
	達成度合いの 判定方法		－								

施策（4）	農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業生産工程管理の推進、農作業等安全対策の展開
目標① 【達成すべき目標】	令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 国際水準GAPを実施する農業者数	0 経営体	元年度	240,000 経営体	12年度	22,000 経営体	44,000 経営体	66,000 経営体	88,000 経営体	110,000 経営体	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 GAPの推進にあたっては東京2020大会までを第1期、大会終了後から2030年までの第2期として施策を進めているところ。第2期は「2030年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されること」を目標としていることから、「国際水準GAPを実施する農業者数」を目標として設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。
	把握の方法	出典：農林水産省生産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（％）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

目標② 【達成すべき目標】	農作業事故の防止対策を効果的に推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農作業事故による死亡者数	304人	29年度	185人	5年度	287人	253人	219人	185人	－	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「農作業事故の防止対策を効果的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 平成29年の死亡者数304人を基準値とし、死亡事故が多く発生している農業機械作業に係る死亡者数（29年：211人）の半減させるとともに、農業機械作業以外の死亡者数も減少させる目標を設定。 なお、「令和2年春の農作業安全確認運動の実施について（令和2年1月30日生産局長通知）」においても、農業機械作業に係る死亡者数の半減について目標を設定。
	把握の方法	出展：「人口動態調査」（死亡票の集計）（厚生労働省） 作成時期：調査年度の翌年度５月頃 算出方法：農林水産省が人口動態調査の死亡票及び死亡個票（電子データ）から取りまとめ。									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値−平成29年基準値）／（当該年度目標値−平成29年基準値）×100 A’ランク：150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

施策（5）	良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農産物の生産・流通・加工の合理化に向けて農業者が自らの努力のみでは対応できない良質かつ低廉な農業資材の供給を推進
目標① 【達成すべき目標】	良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 担い手の米の生産コストにおける生産資材費（農機具費、肥料費、農業薬剤費）と労働費	6,497円／60kg(個別経営) 6,491円／60kg(組織法人経営)	26年度	5,470円／60kg（個別経営・組織法人経営）	6年度	個別経営：5,881円/60kg 組織法人経営：5,878円/60kg	個別経営：5,778円/60kg 組織法人経営：5,776円/60kg	個別経営：5,675円/60kg 組織法人経営：5,674円/60kg	個別経営：5,573円/60kg 組織法人経営：5,572円/60kg	個別経営：5,470円/60kg 組織法人経営：5,470円/60kg	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合（27年12月開催）における当該指標の初年度評価の比較対象となった平成26年産の担い手のコメの生産コストにおける生産資材費（農機具費、肥料費、農業薬剤費）と労働費を個別経営及び組織法人経営でそれぞれ設定。 目標値は、担い手のコメの生産コストのKPIのうち、生産資材費と労働費の合計（5,470円/60kg）を設定。 目標年度及び目標値は日本再興戦略で定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、一定の割合で減少させた数値を目標として設定。

把握の方法	出典：「農業経営統計調査」（農産物生産費統計）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度５月頃 算出方法：上記調査のうち、米生産費（60kg当たり）の物財費のうち、肥料費、農業薬剤費、農機具費及び労働費を集計し算出
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（平成26年基準値－当該年実績値）／（平成26年基準値－当該年目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 農業改良助長法（昭和23年）（主）	—	—	—	—		効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	－
(2) 家畜商法（昭和24年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	－
(3) 家畜改良増殖法（昭和25年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
(4) 牧野法（昭和25年）（主）	—	—	—	—	(1)-②-ア	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
(5) 飼料需給安定法（昭和27年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
(6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。	－
(7) 家畜取引法（昭和31年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	－

(8)	養鶏振興法 （昭和35年） （主）	―	―	―	―	(1)-①-エ (1)-①-オ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
(9)	果樹農業振興特別措置法 （昭和36年） （主）	―	―	―	―	(2)-②-ア	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	-
(10)	畜産経営の安定に関する法律 （昭和36年） （主）	―	―	―	―	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、（独）農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け（脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け）の生乳を対象として、（独）農畜産業振興機構が補給金等を交付 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(11)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 （昭和40年） （主）	―	―	―	―	―	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	-
(12)	野菜生産出荷安定法 （昭和41年） （主）	―	―	―	―	(2)-①-ア (2)-①-イ (3)-③-ア	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	-
(13)	肉用子牛生産安定等特別措置法 （昭和63年） （主）	―	―	―	―	(1)-①-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
(14)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 （平成21年） （主）	―	―	―	―	(3)-④-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料用等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-

	(15)	お茶の振興に関する法律 （平成23年） （主）	―	―	―	―	(2)-④-ア	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	－
	(16)	花きの振興に関する法律 （平成26年） （主）	―	―	―	―	(2)-③-ア	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	－
	(17)	養豚農業振興法 （平成26年） （主）	―	―	―	―	(1)-①-ウ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	－
	(18)	農業競争力強化支援法 （平成29年） （関連2-⑥）	―	―	―	―	(3)-⑤-ア (5)-①-ア	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることから、農業者による農業の競争力の許可の取組を支援し、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。	－
	(19)	食品安定供給施設整備資金（米穀新用途利用促進） （平成21年度） （主）	300 の内数	200 の内数	100 の内数	100 の内数	(3)-④-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を（株）日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	
	(20)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大施設整備事業 （平成27年度） （関連：2-①、②）	9,224 の内数 (9,214 の内数)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	7,943の 内数 (6,775の 内数)	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (3)-①-ア	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な共同利用施設等の整備を支援する。 産地が農業の成長産業化を図るため、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化に資する生産・流通体制の強化に寄与する。	

(21)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物グローバル産地緊急対策 （平成30年度） （関連：2-②）	－	0 (0)	200 (69)	－		国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与する。	
(22)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策 （平成30年度） （関連：2-②）	－	0 (0)	200 (27)	－	(2)-④-ア	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与する。	
(23)	経営所得安定対策等推進事業 （平成25年度） （関連：2-⑥）	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	6,297 (6,229)	6,422	－	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払の前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要となる経費を助成する。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与する。	
(24)	経営所得安定対策 （平成25年度） （関連：2-⑥）	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)	280,847	－	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の拠出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施する。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産農産物の安定供給の確保に寄与する。	
(25)	野菜価格安定対策事業 （昭和41年度） （主）	202 (202)	2,115 (2,029)	3,000 (3,000)	5,300	(2)-①-ア (2)-①-イ (3)-③-ア	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金等の交付等により、野菜の生産・出荷の安定等を図ることで、野菜生産者の経営の安定化と消費者への野菜の安定供給に寄与する。	
(26)	協同農業普及事業交付金 （昭和58年度） （主）	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,431 (2,431)	2,431	－	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	
(27)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 （平成13年度） （主）	7,398 (7,398)	7,205 (7,205)	6,861 (6,861)	8,569	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	家畜改良センター法に基づき、①家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、②飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・配布やこれらの業務に関する調査研究・講習指導等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図るとともに、③家畜改良増殖法に基づく種畜検査、④種苗法に基づく指定種苗の集収、⑤遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく検査、⑥牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛個体識別台帳の作成・保存等を実施する。 これらの取組により、我が国畜産の発展と国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に寄与。	

	(28) 独立行政法人農畜産業振興機構運営費 （平成15年度） （主）	1,648 (1,648)	2,441 (2,441)	2,608 (2,608)	2,653	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-①-イ	機構が行う農畜産物生産者等の経営安定のための補給金等の交付業務や農畜産物の需給安定・価格調整対策等により、需要構造等の変化に対応した農畜産物の生産・供給体制の改革に寄与する。	
	(29) 強い農業づくり交付金 （平成17年度） （主）	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	13,065 の内数 (12,394 の内数)	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア (3)-④-ア (4)-①-ア (4)-②-ア	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	
	(30) 果樹農業好循環形成総合対策事業 （平成28年度） （主）	5,660 (5,499)	5,783 (4,818)	202 (202)	―	(2)-②-ア	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与する。	
	(31) 産地活性化総合対策事業 （平成22年度） （主）	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	2,003 の内数 (61 の内数)	－	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	
	(32) 次世代施設園芸拡大支援事業 （平成25年度） （主）	501 (333)	447 (286)	－	－	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-③-ア	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組む次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援することで、野菜を始めとする国産園芸作物の供給拡大に寄与する。	

	(33) 【TPP関連事業】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 （平成27年度） （主）	82,801 (81,952)	59,533 (54,386)	64,746 (-)	40,601	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業】 ・地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や全国的な普及活動を推進 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入を支援 【畜産経営基盤継承支援事業】 ・後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農者等）のマッチングの取組、経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援 【生産基盤拡大加速化事業（肉用牛・乳用牛）】 ・畜産クラスター計画に基づき、牛肉の輸出拡大や都府県酪農の生産基盤強化のため、繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭を支援 【畜産・酪農生産力強化対策事業】 ・畜産クラスター計画等に基づき、肉用牛経営・酪農経営の連携の下、受精卵移植による乳用牛由来の肉用牛の生産の促進、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保や、畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上等の取組を支援 【畜産経営体質強化支援資金融通事業、乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業】 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を措置 ・畜産農家が乳用牛・繁殖牛の増頭に向けた資金を調達する際の債務を農業信用基金協会が保証する場合の保証料免除を措置 【畜産環境対策総合支援事業】 ・増頭のボトルネックとなる畜産環境問題を解決するため、堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通や海外輸出を促進する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援 これらの取組により、畜産の生産基盤の強化に寄与。	
	(34) 【TPP関連事業】 産地生産基盤パワーアップ事業 （平成27年度） （主）	46,617 (42,443)	53,083 (35,670)	27,475 (21,183)	-	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア (4)-①-ア (4)-②-ア	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者ニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備等を支援する。 地域の営農戦略としての計画に基づき、意欲ある農業者等による生産体制の強化を図ることにより産地の競争力の強化に寄与する。	
	(35) 【TPP関連事業】 加工施設再編等緊急対策事業 （平成27年度） （主）	1,000 (771)	2,500 (2,151)	2,401 (2,278)	-	(1)-①-ア	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が合意したことに伴い、「総合的なTPP関連政策大綱」が取りまとめられ、国際競争力のある産地イノベーションを促進する対策を講ずることとされ、国産農畜産物の流通に必須となる加工施設（食肉処理施設、乳業工場、製粉工場、製精糖工場等）について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組を支援することにより、国内農業の国際競争力の強化に寄与する。	

(36)	【TPP関連事業】 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 （平成27年度） （主）	993 (502)	399 (339)	200 (167)	－	(1)-①-ア	産地と複数年契約を締結する外食・加工業者等の連携により、国産農林水産物(果実、土地利用作物、畜産物、魚介類、特用林産物等)を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援することにより、国産農林水産物の需要拡大に寄与する。	
(37)	新しい園芸産地づくり支援事業 （平成28年度） （主）	2,273 (828)	1,406 (909)	－	－		産地の生産・供給体制の構造改革に向け、水田を活用した新たな園芸産地の育成による生産拡大や加工・業務用野菜の生産基盤強化に係る取組を支援することにより、事業実施地区における成果に加え、産地全体への波及効果も含めて国産供給力が強化されることで、園芸作物の生産量の増大に寄与する。	
(38)	【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 （平成28年度） （主）	801 (694)	503 (443)	485 (435)	0	(1)-②-ア	自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、以下の取組を支援 ①従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組 また、飼料生産基盤を有効活用するため、以下の取組を支援 ②公共牧場の活用拡大と機能強化に係る取組 ③高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給に係る取組 これらの取組により、飼料作物の増産に寄与。	
(39)	農業用ハウス強靭化緊急対策事業 （平成30年度） （主）	－	0.8 (0.8)	1,037 (582)	523	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア	老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定する上で実施する災害被害防止講習会や農業用ハウスの補強、防風ネットの設置等を支援し、災害による被害防止を図ることにより、園芸作物の安定供給に寄与する。	
(40)	中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業 （平成30年度） （主）	－	187 (187)	187 (186)	－	(2)-③-ア	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与する。	
(41)	国際養蚕委員会日本大会開催事業 （平成30年度） （主）	－	1 (0.8)	25 (25)	－		平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	

(42)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （令和元年度） （主）	—	—	16,086 (9,139)	20,263	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア (3)-④-ア (4)-①-ア (4)-②-ア	産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援する。 国産農畜産物の安定供給体制の構築や地域の将来を担う中心的経営体の育成・確保に寄与する。	
(43)	持続的生産強化対策事業 （令和元年度） （主）	—	—	21,769 (19,773)	21,207	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア (4)-①-ア (4)-②-ア	現場の課題が迅速に解決されるよう、各品目に関する支援メニューを設けつつ、現場のニーズに応じた重点課題の解決に向けた取組を支援するとともに、都道府県のイニシチアチブの下で行う各産地の課題解決に向け、野菜、果樹をはじめとした品目対策、畜産対策、GAP、農作業安全対策等について総合的に支援 これらの取組により、生産基盤強化に寄与。	
(44)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 （令和元年度） （主）	—	—	490 (229)	177	(1)-②-ア	①未利用資源を活用した飼料の普及・有効活用のためのシステム構築、地域の稲わら等未利用資源の有効活用の取組やエコフィード生産拡大 ②肉用繁殖雌牛等の放牧を通じた地域内一貫生産体制の構築、放牧による有機畜産に係る事例調査、放牧利用畜産物の普及の取組を支援 ③国産濃厚飼料の生産利用拡大等の取組を支援【令和2年度より組換減】 これらの取組により、飼料作物の生産に寄与。	

(45)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 （令和元年度） （主）	—	—	352 (334)	334	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	①乳用牛の改良の推進のため、遺伝子解析情報を活用した改良手法の活用により、長命連産に優れた乳用牛を作出する取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組を支援する。 ②肉用牛の改良の推進のため、遺伝子解析情報を活用した新たな近交係数の上昇抑制に資する改良手法の確立、多様な種雄牛の活用を促進するための調査、産肉能力以外の形質を含めた遺伝的能力評価のためのデータ収集・活用等の取組を支援。 ③豚の改良の推進のため、遺伝子解析情報を活用した改良のためのデータの収集、遺伝的能力評価の基礎となる全国レベルでの血縁構築、ベンチマークの検討・導入の取組を支援。 　これらの取組により、我が国の畜産の生産基盤の強化に寄与。	
(46)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 （令和元年度） （主）	—	—	247 (219)	119	(1)-②-ア	不安定な気象に対応したリスク分散を図るための複数草種の導入等による装置改良、飼料作物の優良品種の迅速な促進等の取組を支援。 これらの取組により、飼料作物の生産に寄与。	
(47)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策 （令和元年度） （主）	—	—	150 (30)	165	(1)-②-ア	①　飼料生産組織によるICTの活用等による効率的な作業体制構築の実証を支援 ②　民間や法人経営が公共牧場を活用して効率的・省力的な飼料生産・飼養管理行うための放牧地整備等の取組を支援 ③　国産濃厚飼料の生産利用拡大等の取組を支援【令和2年度より組換拡充】 これらの取組により、飼料作物の生産に寄与。	
(48)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 （令和元年度） （主）	—	—	145 (25)	105	(1)-①-イ	肉用牛生産によりおける繁殖肥育一貫化を進めるため、以下の支援を行う。 ①交雑種雌牛への受精卵移植による和牛生産を推進するため、交雑種雌牛の導入や受精卵を移植する取組に対し補助金を交付 ②地域内一貫生産への円滑な移行対策を推進するため、地域内での一貫生産体制の構築に向けた検討会の開催や専門家による現地指導に要する経費を支援 ③一貫化に必要な人材の育成、飼料の確保及び公共牧場等の利用促進のためのマッチングの取組を支援 これらの取組により、我が国の畜産の生産基盤の強化に寄与。	
(49)	花き産業成長・花き文化振興調査委託事業 （令和元年度） （主）	—	—	13 (13)	-	(2)-③-ア	我が国花き産業の成長産業化及び花き文化の振興に関する課題とその課題解決のための方向性・具体策についてとりまとめる。その上で、国際園芸博覧会を活用した国際競争力強化と我が国花き文化の国際的な発信の観点から具体化するため、現状と課題を総合的に調査・分析し、今後の国際園芸博覧会等の施策の企画・立案に反映させることにより、国産花きの産出額及び輸出額の増大に寄与する。	

(50)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 （昭和40年度） （主）	11,495 (11,391)	11,237 (10,652)	11,218 (11,176)	11,359	—	（独）農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金（さとうきび）及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病害虫等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与する。	
(51)	水田活用の直接支払交付金 （平成25年度） （主）	319,964 (314,078)	305,904 (298,604)	295,425 (293,768)	305,000	(3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付するとともに、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。 上記交付金を活用することにより、水田をフル活用し国産農産物の安定供給の確保に寄与する。	
(52)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 （平成28年度） （主）	35 (25)	35 (28)	29 (23)	25	(3)-③-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援する。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与する。	
(53)	畑作構造転換事業 （平成29年度） （主）	172 (158)	2,892 (2,405)	2,939 (2,793)	—	—	ばれいしょ・てん菜等について、畑作営農の大規模化に伴う労働力不足や頻発する異常気象による湿害等に対応し、早急に生産の高度化・安定化を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、労働負担の小さい作物への転換、種ばれいしょの生産性向上等を支援する。 畑作産地の労働力不足に対応しつつ、先進的生産技術や省力作業体系の導入等の取組を支援することにより、加工用ばれいしょをはじめとする畑作産地の生産性の向上に寄与する。	
(54)	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業 （平成30年度） （主）	—	579 (514)	1,390 (916)	16	—	さとうきび、かんしょの農業機械の導入等による生産の省力化、土づくりの推進や新品種への転換、早植えマルチ栽培の推進による単収向上等の取組のほか、分みつ工場等における人員配置の改善の検討や施設整備等の労働効率を高める取組を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与する。	
(55)	【TPP関連事業】 食肉流通再編・輸出促進事業 （令和元年度） （主）	—	—	5,000 (-)	3,000	(1)-①-イ	家畜市場を近代的な市場に再編整備する場合に必要な施設整備、機械導入等の支援及び、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、国産食肉の生産・流通対策を強化するための5カ年計画の策定や計画に基づき実施する食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援することにより、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大に寄与した。※R2年度当初から食肉処理施設の支援メニューのみ。	

(56)	公共牧場活用和子牛等増産対策事業 （令和元年度） （主）	－	－	0 (0)	1,951	(1)-①-イ (1)-②-ア	地方公共団体の公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力のフル活用により、省力的かつ低コストで輸出に適した優良な和牛を増産するため、 以下の取組を支援 ・地方公共団体の公共牧場・試験場等における繁殖雌牛の導入費用の一部、導入に必要な施設・機械、放牧地の整備等 また、自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るとともに、飼料生産基盤を有効活用するため、以下の取組を支援 ・従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証及び駆除対策の活用・普及等の取組・高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給に係る取組 これらの取組により、肉用牛、飼料作物の生産に寄与。	
(57)	甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業 （令和元年度） （主）	－	－	585 (482)	1,420	－	地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた特に重要な取組、かんしょの高単収新品種や生分解性マルチの普及、サツマイモ基腐病等重要病害虫の防除、農業機械等の導入等による甘味資源作物の生産性向上及び分みつ糖工場等の労働効率向上やいもでん粉工場の衛生管理を高度化する取組等を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与する。	
(58)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 （平成15年度） （関連：2-⑪）	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	1,497 (1,497)	1,724	(4)-②-ア	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	
(59)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 （昭和31年度） （主）	＜－＞ (〈11,704〉)	－				農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
(60)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 （昭和42年度） （主）	＜14,554＞ (〈31,821〉)	＜26,517＞ (＜28,408＞)	＜26,517＞ (＜－＞)		(1)-①-イ	農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円（交雑種は80万円、乳用種は50万円）未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得税及び住民税を免除し、農地所有適格法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。	－
(61)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 （昭和53年度） （主）	－	－	－	－		ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	－

	(62) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 （平成10年度） （主）	－	－	－	－	－	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30％の特別償却又は7％の税額控除（資本金3千万円以下）の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
	(63) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） （平成25年度） （主）	－	－	－	－	－	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30％の特別償却又は7％の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	－
政策の予算額[百万円]		811,941	806,242	799,280	714,311			
政策の執行額[百万円]								

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省2－⑩）

政策分野名 【施策名】	農業のデジタルトランスフォーメーションの推進	担当部局名	大臣官房政策課、大臣官房政策課技術政策室、大臣官房広報評価課情報管理室（生産局、経営局、農村振興局、農林水産技術会議事務局） 【生産局技術普及課/農業環境対策課/生産推進室、経営局就農・女性課、農村振興局農地資源課/水資源課、農林水産技術会議事務局研究推進課】
政策の概要 【施策の概要】	スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用の推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の2(7)	政策評価実施予定時期	令和5年度

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額）29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー事業番号
(1) 農林水産省共通申請サービス(eMaff)の整備及び運用（令和元年度）（主）	－	－	623 (441)	719	・法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行うことができるシステム。それにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性を向上。また、申請の処理を担当する自治体を含む関係機関の職員の業務を効率化。 ・農林漁業者等からの申請データをデジタル化することにより、農業経営や農林水産行政等のデータを集約・分析できる環境を整備し、政策の効果測定や農林水産施策の推進に活用。各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することにより、データ駆動型農林水産業を実現。 ・本年4月から一部手続のオンライン申請の受付を開始し、令和4年度のオンライン化率100%を目指し、添付書類や申請パターン等の抜本見直しを行いつつ、各手続のeMAFFへの実装作業を順次実施。 ・eMAFFを利用してオンライン申請を行うことにより、令和7年度に申請者が申請に要する時間が総計1,060万時間程度削減される見込み。また、令和7年度に自治体を含む関係機関の職員が処理に要する時間が総計760万時間程度削減される見込み。	－
(2) スマート農業技術の開発・実証プロジェクト（平成30年度）（主）	－	6,153 (6,153)	7,150 (7,150)	－	生産現場が抱える課題を解決するため、 ①ロボット・AI・IoT等を用いた先端技術や栽培体系の高度化等を図るための生産・加工・流通関連技術の開発の推進に寄与する。併せて、 ②開発された先端技術等を生産現場に導入・実証し、経営効果を明らかにする取組を推進するとともに、異業種やベンチャー等を含め、地域の多様な関係者が参画して、シェアリング・リース等のスマート農業技術の導入コスト低減を図る新サービスのモデル実証の推進に寄与する。	
(3) スマート農業加速化実証プロジェクト（令和元年度）（主）	－	－	505 (505)	－	現在の技術レベルで最先端のロボット・AI・IoT等の技術を生産現場に導入し、一連の技術体系の実証により技術の効果を明らかにするとともに、そこで得られた様々な実証データを基に経営分析を行う取組を推進する。さらに、分析結果を踏まえ、技術・経営面で最大限の効果を発揮する最適な技術体系について、生産者に情報発信していくことで、生産者のデータを活用した農業の実践に寄与する。	
(4) スマート農業総合推進対策事業（令和2年度）（主）	－	－	－	1,500	農業の担い手の減少や高齢化の進行により労働力不足が深刻化する中、我が国農業の成長産業化を実現するためには、ロボット・AI・IoT・ローカル5G等の先端技術を活用したスマート農業を生産現場に実装し、得られたデータを基に農業経営の改善を図っていくことが必要である。 このため、スマート農業技術の生産現場への導入・実証を行うとともに、スマート農業の実装・普及に向けた環境整備として、地域における戦略づくりや科学的データに基づく土づくり、農業大学校等における教育の推進、農業データ連携基盤(WAGRI)の活用促進のための環境整備等の取組の総合的な推進に寄与する。	
(5) 農業人材力強化総合支援事業（平成24年度）（関連：2－⑥）	20,278 (19,615)	23,265 (21,683)	20,987 (8月末に執行額の整理が完了する予定)	21,255	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年農業者への資金の交付、農業法人の雇用就農の促進、地域農業リーダーの人材の層を厚くする農業経営者教育の強化等を支援。これら総合的な支援により、青年新規就農者の増加に寄与する。	

(6)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（令和元年度） （関連：2-③、⑨、⑫）	－	－	16,086 (9,139)	20,263	産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための新たな生産事業モデルの育成を支援。	
(7)	農地耕作条件改善事業 （平成27年度） （関連：2-⑧）	22,526 (22,223)	32,232 (32,137)	39,724 (8月末に執行額の整理が完了する予定)	24,990	基盤整備と一体的に行うGNSS（注1）基地局の設置等のスマート農業の導入を支援。	
(8)	農地の整備（直轄） （昭和24年度） （関連：2-⑧）	2,615 (2,566)	4,081 (4,032)	5,596 (8月末に執行額の整理が完了する予定)	6,285	自動走行に適した農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を支援。	
(9)	農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （関連：2-⑧）	47,222 (46,803)	48,406 (48,260)	83,384 (8月末に執行額の整理が完了する予定)	59,766	自動走行に適した農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を支援。	
政策の予算額[百万円]		92,641	114,137	174,055	134,778		
政策の執行額[百万円]		91,207	112,265	(8月末に執行額の整理が完了する予定)			

参考：移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段（開始年度）		予算額計（執行額） 29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 当初予算額 [百万円]	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー事業番号
(1)	－	－	－	－	－		

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。
（注4）「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

参考資料

1．用語解説

注1	GNSS	Global Navigation Satellite Systemの略で、人工衛星からの信号を受信することにより、世界のどこにいても現在位置を正確に割り出すことができる測位システムのこと。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑪）

政策分野名 【施策名】	イノベーション創出・技術開発の推進	担当部局名	農林水産技術会議事務局 （大臣官房政策課技術政策室、林野庁、水産庁） 【大臣官房政策課技術政策室、農林水産技術会議事務局研究調整課/研究企画課/研究推進課/国際研究官室/研究統括官室/研究開発官室、林野庁研究・保全課、水産庁増殖推進部研究指導課】
政策の概要 【施策の概要】	研究開発の推進、国際農林水産業研究の推進、科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進、戦略的な研究開発を推進するための環境整備、開発技術の迅速な普及・定着	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の2（7） 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日）	政策評価 実施予定時期	令和5年度

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］	2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー 事業番号
(1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 （平成13年） （主）	－	－	－	－	農林水産研究基本計画を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標（平成28年度～令和2年度（5年間））の達成のため、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を推進する。	－
(2) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法 （平成13年） （主）	－	－	－	－	農林水産研究基本計画を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標（平成28年度～令和2年度（5年間））の達成のため、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を推進する。	－
(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 （平成13年） （主）	－	－	－	－	森林・林業基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う森林・林業・木材産業に関する総合的な試験及び研究等により、農林水産分野における研究・技術開発に寄与する。	－
(4) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法 （平成13年） （主）	－	－	－	－	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	－
(5) 農林水産政策研究調査委託費 （平成21年） （主）	53 (53)	47 (36)	41 (38)	41	大学等の研究機関等に委託して、長期的視点から農林水産政策の企画立案・推進に必要な研究のうち、専門性等の観点から、農林水産政策研究所自らが実施するよりも、外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と考えられる政策研究課題について、科学的・客観的な研究を実施する。 このことにより、農林水産政策の企画・立案に際し、科学的・客観的な知見を提供し、地球規模の食料・環境問題への対処、輸出促進、安全で信頼される食料の安定供給及び農林水産業の持続化・安定化等、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。	
(6) 沖縄県試験研究機関整備の助成に要する経費 （昭和47年度） （主）	41 (41)	41 (39)	41 (39)	41	亜熱帯気候である沖縄県に適合する新品種の導入・育成や栽培・管理技術の開発、沖縄県固有の貴重な遺伝資源を活用した農林水産物の安定的生産技術の確立・普及等に係る試験研究の推進に必要な施設及び備品を整備する。 整備した施設及び備品を活用し、沖縄県が農林水産業の発展に資する試験研究を実施することにより、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。	
(7) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費 （平成13年度） （主）	50,077 (49,965)	50,113 (50,107)	50,342 (50,342)	49,690	農林水産研究基本計画を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標（平成28年度～令和2年度（5年間））の達成のため、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等の実施に必要な資金の交付及び効率的かつ効果的な研究を推進する上で必要な研究施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 国立研究開発法人が中長期目標に基づき作成した中長期計画及び年度計画に掲げる、①生産現場の強化・経営力の強化、②強い農業の実現と新産業の創出、③農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保、④環境問題の解決・地域資源の活用に係る研究開発等を推進する。	

(8)	国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに要する経費 （平成13年度） （主）	3,677 (3,676)	3493 (3,490)	3,566 (3,566)	3,546	農林水産研究基本計画を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標（平成28年度～令和2年度（5年間））の達成のため、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等の実施に必要な資金の交付及び効率的かつ効果的な研究を推進する上で必要な研究施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 国立研究開発法人が中長期目標に基づき作成した中長期計画及び年度計画に掲げる、①開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発、②熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発、③開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発、④国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供を推進する。	
(9)	国立研究開発法人森林研究・整備機構研究・育種勘定に要する経費 （平成13年度） （主）	11,239 (11,239)	10,485 (10,485)	10,651 (10,647)	10,677	森林・林業基本計画を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う森林・林業・木材産業に関する総合的な試験及び研究等を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究を推進する上で必要な研究施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 中長期目標の達成に向け、法人が策定した中長期計画及び年度計画を確実に実施することにより、農林水産分野における研究・技術開発に寄与する。	
(10)	国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 （平成13年度） （主）	19,553 (19,545)	17,371 (17,371)	17,228 (17,228)	17,284	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究等を推進する上で必要な施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 中長期目標の達成に向け、法人が策定した中長期計画及び年度計画を確実に実施することにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	
(11)	「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業 （平成26年度） （主）	2388 (2,380)	4.751 (4,741)	4,798 (4,787)	4,578	異分野の知識・技術等を導入した産学官連携研究を促進する「知」の集積と活用の場の各種取組への支援とともに、提案公募型の研究開発を実施。 (1)「知」の集積による産学連携推進事業：産学官連携協議会が行うセミナー・ワークショップ等の運営、研究開発プラットフォームの研究戦略づくり等を支援。 (2)イノベーション創出強化研究推進事業：基礎段階から実用化段階の提案公募型研究により、企業や大学等で構成される研究コンソーシアムによる研究開発等を支援。	
(12)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、生産現場強化のための研究開発 （平成26年度） （主）	837 (837)	491 (491)	411 (411)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の3つの課題に取り組む。 ①花きの日持ち性向上技術、自給濃厚飼料の生産・調製・利用技術、大豆等の収量の高位安定化技術、効果的な施肥技術等の開発 ②牛の繁殖性を向上させる技術の開発 ③森林資源を最適に利用するための技術開発 このことにより、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が目指す農山漁村の所得増大に向けて、効率的で力強い生産現場の構築に寄与する。	
(13)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち農林水産分野における気候変動対応のための研究開発 （平成28年度） （主）	728 (728)	455 (455)	451 (451)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、農林水産分野における気候変動の影響評価及び適応技術の開発を実施する。 このことにより、気候変動に負けない強靭な産地の形成及び国土保全に寄与する。	
(14)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、市場開拓に向けた取組を支える研究開発 （平成28年度） （主）	309 (309)	204 (204)	129 (129)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の2つの課題に取り組む。 ①カンゾウ、トウキ等の需要が多い薬用作物の生産性を向上させる技術を15以上開発 ②地域の機能性表示食品を3品目以上開発 このことにより、意欲的な生産者や事業者の技術的課題の解決に寄与する。	
(15)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、人工知能未来農業創造プロジェクト （平成29年度） （主）	480 (480)	418 (418)	357 (357)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の4つの課題に取り組む。 ①AIを活用した病害虫診断技術の開発 ②AIを活用した土壌病害診断技術の開発 ③AIを活用した栽培・労務管理の最適化技術の開発 ④栽培・労務管理の最適化を加速するオープンプラットフォームの整備 このことにより、人工知能（AI）やIoT等の最新技術を活用し、飛躍的な生産性の向上等に寄与する。	
(16)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、蚕業革命による新産業創出プロジェクト （平成29年度） （主）	160 (160)	139 (139)	119 (119)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、カイコからバイオ医薬品等に必要な有用物質を効率的に生産させるための基盤技術や遺伝子組換えカイコを効率的に養蚕する技術体系（「スマート養蚕システム」）の開発を実施する。 なお、遺伝子組換えカイコによる有用物質を生産する技術を活用した新たな養蚕業の重要性や必要性については、イベント等を通じて情報発信することに努める。 このことにより、中山間地域等に農業生物を用いた新たな産業を創出し、農業の持続的発展に寄与する。	

(17)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発 （平成29年度） （主）	150 (143)	120 (120)	103 (103)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、次の5つの課題に取り組む。 ①薬剤耐性の発生の実態解明及び危害要因の特定 ②薬剤耐性菌の迅速検出技術の開発 ③抗菌剤の使用中止による耐性率の変化の解明 ④発病抑制・治療・予防のためのワクチンを含む免疫誘導技術の開発 ⑤発病・伝播リスクの高い家畜を摘発する技術の開発 このことにより、我が国農林水産業の競争力強化、並びに持続性確保に寄与する。	
(18)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、農業における花粉媒介昆虫等の積極的利活用技術の開発 （平成29年度） （主）	140 (140)	105 (105)	90 (90)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、農業において昆虫等を花粉媒介者として積極的に利用する技術の開発に取り組む。 このことにより、我が国農林水産業の競争力強化、並びに持続性確保に寄与する。	
(19)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、農業分野における気候変動緩和技術の開発 （平成29年度） （主）	120 (120)	104 (104)	90 (90)	－	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、畜産分野からの温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスを低減する飼養管理技術（家畜排泄物管理を含む。）の開発や、温室効果ガスの発生が少ない牛の生体・個体差等に関する研究開発を実施する。 このことにより、我が国農林水産業の競争力強化、並びに持続性確保に寄与する。	
(20)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、現場ニーズ対応型研究 （平成30年度） （主）	－	760 (760)	804 (804)	－	国立研究開発法人、大学、企業等及び農林漁業者等からなる研究グループに委託して、次の16の課題に取り組む。 ① 青果用かんしょの省力機械移植栽培体系の確立 ② 茶葉の低温保管システムの開発と作期拡大を可能とする新品種の育成 ③ ドローンやほ場設置型気象データセンサー等センシング技術を活用した栽培管理効率化・安定生産技術の開発 ④ 総合的な悪臭低減、臭気拡散防止技術の開発 ⑤ 成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発 ⑥ クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のための早期採卵・人工種苗育成技術や低環境負荷養殖技術の開発 ⑦ 有害化学物質・微生物の動態解明によるリスク管理技術の開発 ⑧ 家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスクの管理技術の開発 ⑨ 国際連携による農業分野における温室効果ガス削減技術の開発 ⑩ ドローン等を活用した農地・作物情報の広域収集・可視化及び利活用技術の開発 ⑪ 直播栽培拡大のための雑草イネ等難防除雑草の省力的防除技術の開発 ⑫ 南西諸島の気候風土に適した高収益品目の検討及び栽培技術体系の確立 ⑬ 畑作物生産の安定・省力化に向けた湿害、雑草害対策技術の開発 ⑭ 高品質茶生産拡大のための適期被覆技術体系の確立 ⑮ 繋ぎ牛舎でも利用できる高度な搾乳システムの開発 ⑯ 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発 以上のことにより、農作物等の生産性向上等に資する農業技術が開発・確立されることで我が国農林水産業の競争力強化に寄与する。	
(21)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、基礎的・先導的研究 （平成30年度） （主）	－	463 (463)	508 (508)	－	国立研究開発法人、大学、企業等からなる研究グループに委託して、次の4つの課題に取り組む。 ① AIを活用した食品における効率的な生産流通に向けた研究開発 ② 民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発 ③ 海外植物遺伝資源の民間等への提供促進 ④ ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発 以上のことにより、無駄のない生産につながることや、民間企業も含めた育種体制を確立することで、現場のニーズに沿った特徴をもった品種を生産できるようになるなど、我が国農林水産業の競争力強化に寄与する。	
(22)	戦略的国際共同研究推進事業（国益に直結した国際連携の推進に要する経費） （平成26年度） （主）	125 (116)	126 (125)	148 (148)	143	二国間のハイレベルでの合意事項や行政ニーズに基づき、研究課題を選定し、海外の農業研究機関の優れた研究成果や知見等を国内の研究に取り入れることにより、国内の農林水産業の発展につながる研究の高度化や加速化を図るとともに、一国だけでは解決できない地球規模の課題に対処するための国際共同研究を支援する。	
(23)	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究 （平成28年度） （主）	108の内数 (102の内数)	97の内数 (92の内数)	94の内数 (94の内数)	―	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病害虫の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与する。	

(24)	農林水産先端技術の社会実装の加速化のためのアウトリーチ活動強化 （平成28年度） （主）	11 (11)	9 (8)	10 (9)	－	ゲノム編集技術等を利用した医薬品の製造や健康機能性を高めた農林水産物の開発などの研究成果の社会への受容環境を整えるため、研究開発者等から広く一般市民や食品業界に対し、研究成果の意義や効果等を分かりやすく伝えるアウトリーチ活動を推進することにより、研究成果の社会実装の加速化に寄与する。	
(25)	戦略的研究推進事業 （平成30年度） （主）	－	102 (102)	55 (54)	－	戦略的な技術開発と研究成果の社会実装を一層進めるための環境整備の一環として、次の2つの課題に取り組む。 ①急激に変化する研究開発の動向について、異分野・海外も含めて把握するとともに、終了課題の追跡調査を行い、研究開発マネジメントの課題を把握 ②知財マネジメントに係る優良事例の調査・分析等を実施し、知財マネジメントに関する実践的なマニュアルを作成。その成果を活用しつつ、公的研究機関等への専門家による知財マネジメントに係る指導・助言の実施 このことにより、戦略的な技術開発と研究成果の社会実装の推進に寄与する。	
(26)	アグリビジネス展開支援事業 （平成30年度） （主）	－	50 (45)	47 (47)	－	高齢化等による担い手不足が深刻化する中、ICTやAI、ロボット等の先端技術の活用により、生産現場の生産性向上や省力化等を図るためには、その使い手となる農業者による先端技術に対する認知度・理解度を高めていく必要がある。本事業では、民間事業者が行う、先端技術の活用に係る周知活動や技術の効用を最大化するための効果分析等、技術の橋渡し機能の強化に係る活動を支援するとともに、民間事業者が行う技術の橋渡し機能の強化に係る取組やその成果の横展開を促し、先端技術の有用性や活用方法を広く周知するため、シンポジウムや技術展示・実演会を開催し、その成果の整理・分析を行うことにより、民間事業者が技術の橋渡し役となって先端技術の社会実装を推進する新たなモデルを構築することに寄与する。	
(27)	ムーンショット型農林水産研究開発事業 （令和2年度） （主）	－	－	5,000 (5,000)	100	CSTIが決定した6つのムーンショット目標の達成に向け、ムーンショット型研究開発制度に基づき、関係府省が連携して実施する。ムーンショット型研究開発の実施にあたっては、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要となることから、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要である。このため、関係省は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ法）に基づき資金配分機関に基金を設置し、外部有識者等で構成される戦略協議会での議論を踏まえ、研究開発を推進する。本事業では、ムーンショット目標5を達成するため、生物系特定産業技術研究支援センターに基金を設置し、その実現に向けた様々な研究アイデアを結集した研究開発を推進する。	
(28)	新たな連携研究スキームによる研究 （農林水産政策研究調査委託費） （令和2年） （主）	－	－	－	60	従来から行政部局との連携を図りつつ政策研究を実施してきた農林水産政策研究所と大学等が、大学等で蓄積されてきている研究の成果も効果的に活用し、質の高い研究を連携して行うことで、新たな研究ニーズに対応するとともに、行政部局に農林水産政策の推進方向に対応した政策の選択肢を提言することができ、安全で信頼される食料の安定供給及び農林水産業の持続化・安定化等、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。	
(29)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究（食品安全対応プロジェクト） （令和2年度） （主）	－	－	－	86	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関に委託して、次の技術開発等を実施。 ①省力的かつ現場で使い易いコメの無機ヒ素低減技術の開発、②国産農産物中のかび毒及びかび毒類縁体の動態解明並びに汚染の防止及び低減に関する研究、③抗菌剤の使用による薬剤耐性発現の実態調査手法の開発、④黒糖の安全性をさらに向上するための研究、⑤食品中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類に関する研究のうち食用精製油脂中の3-MCPDE、GE濃度の管理技術の開発、⑥食品中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類に関する研究のうち食用精製油脂を用いた加熱調理が加工食品中の3-MCPDE、GE生成に及ぼす影響の解明、⑦肉用鶏農場における食中毒菌（カンピロバクター及びサルモネラ）の汚染リスクを低減するための研究、⑧海洋生物毒生成藻類と海洋生物毒に関する研究	
(30)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究（水産防疫対応プロジェクト） （令和2年度） （主）	－	－	－	26	国立研究開発法人、大学、県等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の2課題の技術開発等を実施。 ・病原体が不明な4疾病(マダイの不明病、ウナギの板状出血症、ニジマスの通称ラッシュ、アユの通称ボケ病）の診断法と防除法の開発 ・国内に常在する2疾病（海産養殖魚のマダイイリドウイルス病、マス類の伝染性造血器壊死症）について、新たな清浄性管理手法の確立に資する養殖管理技術の開発	
(31)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち短期課題解決型研究 （令和2年度） （主）	－	－	－	90	食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンス※に属する研究）を、現存する技術シーズや知見を活用して機動的に実施する。 具体的には、食品の安全性の向上のための特定の有害化学物質の低減技術開発、今後問題となりうる動物疾病や植物病害虫の検査法開発、防除法開発などについて、必要とされる研究分野・テーマを詳細に設定し、研究実施機関を公募し、委託事業として実施する。 ※ レギュラトリーサイエンス：科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学	
(32)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち課題解決型プロジェクト研究（動物衛生対応プロジェクト） （令和2年度） （主）	－	－	－	432	①HPAI、FMD等における、野生動物由来の伝播リスク等を解明し、国内侵入の早期摘発やまん延防止等に必要なリスク管理技術を開発 ②ASFワクチン開発の研究、豚熱（CSF）ウイルスのヒトや物、野生動物を介した農場への感染リスクを明らかにする研究、感染動物の早期発見のための検査法の開発・改良、消毒方法に関する研究を実施 ③薬剤耐性菌の発生リスクを低減させるため、養豚農場においてその実態を調査、分析、評価し、従来法より迅速な薬剤耐性菌等の検出技術を開発、抗菌剤使用中止に伴う薬剤耐性率の変化を評価するとともに、家畜常在疾病の発生予防や症状軽減、病原体まん延防止のため、ワクチン開発等を実施。	

(33)	農林水産研究推進事業 (令和2年度) (主)	－	－	－	2,293	農林水産業・食品産業の競争力強化に向けて、現場ニーズへの対応や品種開発力の強化等、国主導で実施すべき重要な研究開発について、戦略的に推進するとともに、研究開発と研究成果の社会実装を効果的に行えるよう、アウトリーチ活動や知的財産の保護等、研究開発環境の整備を一体的に実施するものであり、農業の持続的な発展に寄与するものである。	
(34)	試験研究を行った場合の特別税額控除制度 (昭和42年度) (主)	3,451 (2,295)	2,413 (3,539)	0 (9月頃把握予定)	9月頃把握予定	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ　試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 Ⅱ　国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%、25%又は30%を税額控除 Ⅲ　平均売上金額に占める試験研究費の割合が10%超の場合には、控除率を上乗せ 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。	－
(35)	技術研究組合が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳 (昭和36年度) (主)	16 (10)	6 (0)	0 (9月頃把握予定)	9月頃把握予定	技術研究組合法に基づき、技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用資産を1円まで圧縮記帳。 技術研究組合制度による共同体制での研究開発を促進することにより、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。	－
	政策の予算額[百万円]	93,663 (内数を含む)	92,363 (内数を含む)	95,083 (内数を含む)	89,087		
	政策の執行額[百万円]	92,350 (内数を含む)	93,439 (内数を含む)				

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 当初予算額 [百万円]	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー事業番号
(1)	【参考:復興庁より】 食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (平成24年度)	1,132 (1,128)	903 (900)	824 (12月頃把握予定)	824	被災産地の状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現場への実装に向けた現地実証を行うとともに、被災地に設置する社会実装拠点を核として組織的な技術導入を行うことにより、実用化された技術体系の迅速かつ広範な社会実装を図ることにより、被災産地の復興・創生に寄与する。	
(2)	【参考:復興庁より】 福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業 (平成28年度)	86 (79)	135 (124)	135 (127)	135	福島県浜通りや避難区域の15市町村において農林業に関する作業の効率化、省力化、軽労化に資するロボットの研究開発として、①除染後農地の地力測定ロボットの開発及び実証 ②ブロッコリー収穫ロボットの開発及び実証 ③高品質米生産管理技術の開発及び実証 ④ICT活用による和牛肥育管理技術の開発 の4課題に取り組むことにより、地域の農林水産業の復興・再生に寄与する。	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3)複数政策に関連する予算については、＜＞外書きで記載している。
(注4)「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑫）

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進	担当部局名	大臣官房政策課環境政策室（大臣官房国際部、消費・安全局、食料産業局、生産局、農林水産技術会議事務局、水産庁） 【大臣官房政策課環境政策室、大臣官房国際部新興地域グループ、消費・安全局農産安全管理課、食料産業局バイオマス循環資源課、生産局総務課／園芸作物課／農業環境対策課、農林水産技術会議事務局研究企画課／研究開発官（基礎・基盤、環境）室、水産庁増殖推進部栽培養殖課】
政策の概要 【施策の概要】	気候変動による緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（8） 地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定） 気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定） パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月11日閣議決定） 革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定） 生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	気候変動による緩和・適応策の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果ガスの排出削減目標の確実な達成に向けて、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地による吸収源対策等の推進、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量（吸収量）目標の達成	757 万t-CO2	25年度	696～890 万t-CO2	12年度	708～828万t-CO2	708～828万t-CO2	708～828万t-CO2	598～814万t-CO2	598～814万t-CO2	F↑－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農地による吸収源対策等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 農林水産省地球温暖化対策計画の目標は、2013～2020年度は708～828万トン-CO2、2021～2025年度は598～814万トン-CO2、2026～2030年度は696～890万トン-CO2と定められており、これに基づき目標値を設定。 「地球温暖化対策計画」における農地土壌炭素吸収源対策の目標値と、地球温暖化対策推進本部公表の農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量（吸収量）の実績値との比較によって施策の効果を把握・評価する。

把握の方法	出典：「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」（地球温暖化対策推進本部） 作成時期：調査翌々年度３月末頃 算出方法：全国の農地・草地の鉱質土壌における土壌炭素貯留量を算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値の下限値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 農林水産分野の温室効果ガスの排出量	5,149万t-CO2	25年度	4,845万t-CO2	12年度	5,014万t-CO2	4,929万t-CO2	4,921万t-CO2	4,913万t-CO2	4,905万t-CO2	F↓-差	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 基準年（2013年度）の農林水産分野の温室効果ガス総排出量（出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2020年）から、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いた値を目標値として設定。
	把握の方法	出典：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（国立環境研究所地球環境研究センター　温室効果ガスインベントリオフィス） 作成時期：調査翌々年度４月頃 算出方法：農林水産分野の温室効果ガス総排出量を集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値-基準値）／（当該年度目標値-基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策（2）	生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性の保全や有機農業の更なる推進に向けて、生物多様性保全に効果の高い取組を推進するとともに、有機農業の取組面積の拡大等を図る。
目標① 【達成すべき目標】	・有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進、有機農業の取組面積拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 有機農業の取組面積	23.5 千ha	29年度	63 千ha	12年度	29 千ha	31 千ha	33 千ha	35 千ha	38 千ha	S↑－直	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)②の「有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進」及び基本計画第3の2(8)③の「有機農業の取組面積」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について」において、令和12年までに有機農業の取組面積を6万3千haにする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。

把握の方法	出典：「国内における有機ＪＡＳほ場面積」（農林水産省食料産業局食品製造課調べ） 「有機農業の取組面積に係る実態調査」（有機農業の取組面積）農林水産省生産局農業環境対策課調べ 作成時期：調査翌々年度７月頃 算出方法：上記調査から有機ＪＡＳ認証を取得している農地と、有機ＪＡＳ認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満

施策（3）	土づくりの推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	土づくりを推進するため、農地への堆肥等の活用を促進
目標① 【達成すべき目標】	堆肥等の活用の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 単位面積（1ha）当たりの堆肥の施用量	0.60トン	30年度	1.05トン	12年度	0.64トン	0.67トン	0.71トン	0.75トン	0.79トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2（8）④の「堆肥等の活用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 たい肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度となる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。

把握の方法	出典：「農業経営統計（米生産費）」（農林水産省） 作成時期：調査翌年度10月頃 算出方法：上記統計の原単位量（10a当たり）のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－平成30年度基準値）／（当該年度目標値－平成30年度基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

施策（4）	農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業分野のプラスチックごみ問題の対応に向けて、廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、生分解マルチの利用拡大を推進する
目標① 【達成すべき目標】	廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、生分解性マルチの利用拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 施設園芸におけるプラスチック排出量に対する再生処理量	72.5 %	28年度	80 %	8年度	74 % （実績値）	75 % （実績値）	76 % （実績値）	77 % （実績値）	78 % （実績値）	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 プラスチック資源循環戦略（消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）では、2035年までにプラスチックのリサイクル率（熱回収を含む）100%とされている。 そのため、2019年の最新のリサイクル値（H28）が70%台であったことから、2025年80%、2030年90%、2035年100%を経過目標とし、隔年の調査周期も踏まえて設定。 なお、調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。

把握の方法	出典：「園芸用施設の設置等の状況」　（農林水産省生産局園芸作物課調べ） 作成時期：調査年度３月末頃（隔年調査） 算出方法：上記調査の農業用廃プラスチック処理量のうち再生処理されたものの割合 ※　実績値と目標値は調査前年度の数値である。また、隔年で調査するため、調査を実施しなかった年度の実績値は前々年度の数値である。
達成度合いの判定方法	達成度合い（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上、90%未満、Cランク：50%未満

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 生分解性マルチの年間利用量	3,400トン	30年度	4,600トン	5年度	3,400トン	3,600トン	3,900トン	4,200トン	4,600トン	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 生分解性マルチについて事業終了予定である2023年度（令和5年）までの目標値を、これまでの利用実績及び今後の利用見込みを考慮し設定。
	把握の方法		出典：生分解性マルチの利用状況（出荷量調査）（農業用生分解性資材普及会調べ） 作成時期：調査翌年度12月末頃 算出方法：農業用生分解性資材普及会が行う生分解マルチの利用状況（出荷量調査）を集計 ※　年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月末に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入								
	達成度合いの判定方法		達成度合い（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上、90%未満、Cランク：50%未満								

施策（6）	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	SDGsの達成に向けて、有機農業をはじめとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、自然資本を管理・増大させる取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	持続可能な消費行動を促す取組の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている消費者の割合	59.3 %	30年度	100%	7年度	65.0 %	71.0 %	77.0 %	84.0 %	92.0 %	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑥の「持続可能な消費行動を促す取組の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）設定の根拠】 令和2年3月公表の「持続可能な生産消費形態のあり方検討会中間取りまとめ」において、2025年（令和7年）にはすべての消費者が持続可能な商品・サービスを利用することを目標としているため。

把握の方法	出典：消費者意識基本調査（消費者庁） 作成時期：調査翌年度６～７月頃 算出方法：環境に配慮した商品やサービスを選択することを「かなり心掛けている」者と「ある程度心掛けている」者の割合を合計
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 地力増進法（昭和59年）（主）	—	—	—	—	(2)-①-ア (3)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-
(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年）（主）	-	-	-	—	(1)-①-ア (1)-①-イ	地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図る。	-
(3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年）（主）	—	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-
(4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年）（関連：2-⑨）	—	—	—	—	(2)-①-ア (3)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-
(5) 有機農業の推進に関する法律（平成18年）（主）	—	—	—	—	(2)-①-ア (3)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	-
(6) 生物多様性基本法（平成20年）（主）	-	-	-	—	(2)-①-ア	生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定等を規定している。生物多様性の保全及び利用に関する政策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。	-

(7)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 （平成20年） （関連：2-⑬）	－	－	－	－	(1)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用が促進され、地球温暖化対策の推進に寄与する。	－
(8)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平成27年） （関連：2-⑭）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	－
(9)	気候変動適応法 （平成30年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	政府による気候変動適応計画の策定、気候変動影響評価の実施等の措置を講ずることにより、気候変動への適応を推進する。	－
(10)	国際機関を通じた農林水産業協力拠出金 （昭和48年度） （関連：2-⑤、㉒）	1,829 (1,829)	1,906 (1,906)	1,840 (1,840)	1,840	(1)-①-ア (1)-①-イ	国連食糧農業機関（FAO）等の農林水産分野の国際機関と連携し、途上国におけるフードバリューチェーンの構築や、アフリカ等における飢餓・貧困対策、気候変動や越境性動物疾病等の地球規模課題への対応を推進することにより、世界の食料安全保障の確保に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。	
(11)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （令和元年度） （関連2-⑨）	－	－	23,241 の内数	20,262 の内数	(3)-①-ア	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。 堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	
(12)	持続的生産強化対策事業 （令和元年度） （関連2-⑨）	－	－	20,079 の内数	19,371 の内数	(1)-①-イ (2)-①-ア	農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援する。産地の持続的な生産力強化等に寄与する。 有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、有機農業者のネットワーク構築や実需者との意見交換等のオーガニックビジネス実践拠点づくり、販売戦略の企画・提案、自治体間のネットワーク構築を支援する。有機農業の取組面積の拡大に貢献しており、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。 生産者・実需者等が一体となって省エネ対策に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、温室効果ガス排出削減対策の促進に寄与する。	
(13)	戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、農業分野における気候変動緩和技術の開発 （平成29年度） （関連：2-⑪）	120 (120)	104 (104)	90 (90)	－	-	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、畜産分野からの温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスを低減する飼養管理技術（家畜排泄物管理を含む。）の開発や、温室効果ガスの発生が少ない牛の生体・個体差等に関する研究開発を実施する。 このことにより、我が国農林水産業の競争力強化、並びに持続性確保に寄与する。	

	(14) 戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、農業における花粉媒介昆虫等の積極的利活用技術の開発 （平成29年度） （関連：2-⑪）	140 (140)	105 (105)	90 (90)	―	-	国立研究開発法人、大学、企業等の研究機関からなる研究コンソーシアムに委託して、農業において昆虫等を花粉媒介者として積極的に利用する技術の開発に取り組む。 このことにより、我が国農林水産業の競争力強化、並びに持続性確保に寄与する。	
	(15) 戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、現場ニーズ対応型研究 （平成30年度） （関連：2-⑪）	―	760 (760)	804 (804)	―	-	国立研究開発法人、大学、企業等及び農林漁業者等からなる研究グループに委託して、次の16の課題に取り組む。 ① 青果用かんしょの省力機械移植栽培体系の確立 ② 茶葉の低温保管システムの開発と作期拡大を可能とする新品種の育成 ③ ドローンやほ場設置型気象データセンサー等センシング技術を活用した栽培管理効率化・安定生産技術の開発 ④ 総合的な悪臭低減、臭気拡散防止技術の開発 ⑤ 成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発 ⑥ クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のための早期採卵・人工種苗育成技術や低環境負荷養殖技術の開発 ⑦ 有害化学物質・微生物の動態解明によるリスク管理技術の開発 ⑧ 家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスクの管理技術の開発 ⑨ 国際連携による農業分野における温室効果ガス削減技術の開発 ⑩ ドローン等を活用した農地・作物情報の広域収集・可視化及び利活用技術の開発 ⑪ 直播栽培拡大のための雑草イネ等難防除雑草の省力的防除技術の開発 ⑫ 南西諸島の気候風土に適した高収益品目の検討及び栽培技術体系の確立 ⑬ 畑作物生産の安定・省力化に向けた湿害、雑草害対策技術の開発 ⑭ 高品質茶生産拡大のための適期被覆技術体系の確立 ⑮ 繋ぎ牛舎でも利用できる高度な搾乳システムの開発 ⑯ 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発 以上のことにより、農作物等の生産性向上等に資する農業技術が開発・確立されることで我が国農林水産業の競争力強化に寄与する。	
	(16) 戦略的プロジェクト研究推進事業のうち、基礎的・先導的研究 （平成30年度） （関連：2-⑤、⑪）	―	463 (463)	508 (508)	―	-	国立研究開発法人、大学、企業等からなる研究グループに委託して、次の4つの課題に取り組む。 ① AIを活用した食品における効率的な生産流通に向けた研究開発 ② 民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発 ③ 海外植物遺伝資源の民間等への提供促進 ④ ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発 以上のことにより、無駄のない生産につながることや、民間企業も含めた育種体制を確立することで、現場のニーズに沿った特徴をもった品種を生産できるようになるなど、我が国農林水産業の競争力強化に寄与する。	
	(17) 気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 （平成29年度） （主）	34 (34)	28 (28)	31 (28)	28	(1)-①-イ (2)-①-ア	遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国における手続・実績を確立し、その手続の活用して我が国に遺伝資源を円滑に導入し、地球温暖化等の気候変動に対応した新品種開発等を促進することで、生物多様性（遺伝資源含む）の持続的な利用及び気候変動に対応する適応策の推進に寄与する。	

(18)	農林水産分野における地域気候変動適応推進事業 （令和元年度） （主）	－	－	18 (17)	17	(1)-①-イ	各都道府県において、地域の気候条件等に即した具体的かつ実効的な気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定し、実践することにより、気候変動の影響による被害の防止・軽減等に寄与する。	
(19)	輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策事業委託費 （平成24年度） （主）	13 (10)	12 (11)	10 (10)	10	－	本事業は、輸入時の検査に用いる検査法を確立する事業であり、この成果を活用して、我が国で未承認の遺伝子組換え農作物の流入を防止することにより生物多様性の保全に寄与する。	
(20)	農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 （平成29年度） （主）	52 (52)	47 (47)	48	48	(1)-①-ア (1)-①-イ	農地・草地における温室効果ガス吸収・排出量の国連への報告（温室効果ガスイベントリ報告）に必要なデータを収集するため、農地土壌中の炭素貯留量等の調査及び温室効果ガス排出削減に資する農地管理技術の検証を行うことにより、地球温暖化対策の推進に寄与し、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	
(21)	環境保全型農業直接支払交付金 （平成23年度） （関連：2-⑭）	2,410 (2,404)	2,460 (2,383)	2,451	2,451	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	市町村を通じて有機農業等環境保全効果の高い営農活動を支援し、有機農業の取組面積の拡大、市町村における有機農業等の推進体制の整備、さらには、環境保全型農業の推進に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。 支援する取組のうち、地球温暖化防止に効果の高い営農活動については、慣行農業に比べより多くの炭素を土壌に貯留することから、農地土壌におけるCO_2排出量の抑制に効果があり、政府の地球温暖化対策計画での農地土壌炭素吸収源対策によるCO_2吸収量の目標の達成、さらには気候変動の緩和に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	
(22)	養殖対策 （平成22年度） （関連：2-㉒）	236 (235)	245 (234)	582 (357)	387	(1)-①-イ	研究等から得られたノリ高水温適応素材を用いた養殖試験を実施し、高水温適応品種の実用化に向けた性能評価を行う等、環境変化に適応し たノリの養殖技術を開発することで、養殖水産物の安定的な供給を確保する。	
(23)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち農畜産業プラスチック対策強化事業 （令和2年度） （主）	－	－	－	11	(4)-①-ア (4)-②-ア	「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等に基づき、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、各業界におけるプラスチックごみ対策を強力に推進する。	
(24)	農林水産研究推進事業 （令和2年度） （関連：2-⑪）	－	－	－	2,293	－	農林水産業・食品産業の競争力強化に向けて、現場ニーズへの対応や品種開発力の強化等、国主導で実施すべき重要な研究開発について、戦略的に推進するとともに、研究開発と研究成果の社会実装を効果的に行えるよう、アウトリーチ活動や知的財産の保護等、研究開発環境の整備を一体的に実施するものであり、農業の持続的な発展に寄与するものである。	

(25)	フードサプライチェーンの環境調和推進事業 （令和2年度） （主）	－	－	－	25	(1)-①-イ (2)-①-ア (6)-①-ア	脱炭素化フードサプライチェーンの「見える化」、フードサプライチェーンにおける生物多様性保全、農山漁村と企業等の連携を推進する。本事業を通じ、フードサプライチェーンにおける環境と調和した取組が推進されることにより、農林水産業の持続可能な発展に寄与する。	
(26)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備（エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備）に係る固定資産税の課税標準の特例［固定資産税：地方税法附則第15条第23項］ （平成20年度） （関連：2-⑬）	71 (30)	15 (20)	29 (8)	18	(1)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。	－
政策の予算額［百万円］		4,905	6,145	49,821 （内数含む）	46,761 （内数含む）			
政策の執行額［百万円］		4,854	6,061					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）		予算額計（執行額）			2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
		29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］				
(1)	－	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑬）

政策分野名 【施策名】	地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	担当部局名	農村振興局（食料産業局） 【食料産業局バイオマス循環資源課/産業連携課、農村振興局農村計画課/地域振興課/都市農村交流課/鳥獣対策・農村環境課/地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保、地域経済循環の拡大、多様な機能を有する都市農業の推進	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の3（1） 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和元年12月10日改訂） Ⅲ．7．人口減少社会における農山漁村の活性化 ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日） 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6．(2) v) ① ア）生産現場の強化（生産性の向上、人材の育成等） 6．(2) v) ① ア）生産現場の強化(農地の集積・集約化) 6．(2) ix）① 観光立国の実現 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 目次囲い書き 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第2章 3．(2) ① 観光の活性化 第2章 3．(2) ② 農林水産業の活性化 まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 第3章 1．(2) ② (a) 地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり 第3章 2．(2)関係人口の創出・拡大 4．(1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進に向けて、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数	0 地区	元年度	350 地区	7年度	60 地区	100 地区	140 地区	280 地区	320 地区	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（1）①の「中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保」に向けて各種整備等を行う旨の基本計画の内容に対応するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、地域の中で自らの創意工夫により事業目標を達成した地区の割合が「8割」となるように目標値（地区数）を設定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：事業目標を達成した地区数を集計（累計）									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

施策（2）	地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保に向けて、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化、農泊、ジビエ利活用の拡大、農福連携、農村への農業関連産業の導入等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 地域資源を活用し、所得と雇用機会を創出する取組を実施する地域のうち、事業目標を達成した地域数	0 地域	元年度	30 地域	7年度	5 地域	10 地域	15 地域	20 地域	25 地域	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の（1）②アの「農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保」に該当するアウトカム指標を設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）において、農村発イノベーションに取り組む令和2年度の地区数を5地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：事業実施主体への調査
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標② 【達成すべき目標】	農泊の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	1,290 万人/年	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（1）②イの「農泊の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。 ①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27～H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。 ②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」における訪日外国人旅行者数の目標（2030年に6,000万人）から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。

把握の方法	出典：「農林業センサス及び漁業センサス」（農林水産省統計部）、「訪日外客数統計」（日本政府観光局）及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標③ 【達成すべき目標】	ジビエ利活用の拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア ジビエ利用量	調査中 (9月末公表予定)	元年度	4,000 トン	7年度	(9月末公表により設定)	(9月末公表により設定)	(9月末公表により設定)	(9月末公表により設定)	(9月末公表により設定)	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②ウの「ジビエ利活用の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和7年度までに令和元年度の水準から倍増させる目標を設定。 （参考:H30ジビエ利用量:1,887t）

把握の方法	出典：野生鳥獣資源利用実態調査（農林水産省大臣官房統計部） 作成時期：調査年度の翌年度９月末（速報） 算出方法：食品衛生法に基づき食肉処理業の許可を有し野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を対象に調査を実施
達成度合いの判定方法	達成度合＝｛（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）｝×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標④ 【達成すべき目標】	農福連携の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農福連携に新たに取り組む主体数	0件	元年度	3,000件	6年度	500件	1,050件	1,650件	2,320件	3,000件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（1）②エの「農福連携の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農福連携等推進ビジョン（令和元年6月農福連携等推進会議決定）」において定められた目標（農福連携に新たに取り組む主体を新たに3,000創出：令和6年度まで）に基づき、令和元年度時点で既に農福連携に取り組んでいる主体数（5,000と推計）から、対前年度10％程度増加するものとして設定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度５月頃 算出方法：厚生労働省及び各県からの聞き取り結果を農林水産省にて集計
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標⑤ 【達成すべき目標】	農村への農業関連産業の導入

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農村産業法を活用した産業の立地・導入に向け、市町村との調整を了した企業数	0社	元年度	60社	7年度	10社	20社	30社	40社	50社	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②オの「農村への農業関連産業の導入」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 直近約10年である平成17年～平成26年までの間に調査を3回実施しており、その間に増加した操業企業数を根拠に目標値を設定した。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：農村産業法に基づき農林水産大臣に送付される市町村実施計画を基に、必要に応じて市町村に対し聞き取りを行い把握
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

施策（3）	地域経済循環の拡大
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域経済循環の拡大に向けて、バイオマス・再生可能エネルギーの導入・地域内活用、農畜産物や加工品の地域内消費、農村における SDGs の達成に向けた取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、活用

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合	約20 %	27年度	30 %以上	2年度	30 %以上	－	－	－	－	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③の「小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を令和2年度までに約3割以上にする」ことを測定指標として設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
		把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：整備済小水力等発電施設の発電容量を集計									
		達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	296.6 億円	30年度	600 億円	5年度	420 億円	480 億円	540 億円	600 億円	－	Ｓ↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが肝要であり、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースを勘案し、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定。 長期にわたる戦略的な取組であり、必ずしも短期間で効果が現れるものではないが、施策の進捗を適時適切に評価する観点から、年度毎の目標値を設定するように見直し、基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
	把握の方法		出典：農林水産省食料産業局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：取組主体からの調査結果（発電容量、供給熱量等）及び固定価格買取制度調達価格（経済産業省公表データ）により試算								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農産物直売所等での提供・販売

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数	3,000件	30年度	6,000件	2年度	6,000件	－	－	－	－	S↑-直	【測定指標の選定理由】 ・ 基本計画第3の3(1)③イの「農産物直売所での提供・販売」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月農林水産省告示）において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数」を把握するための指標として選定。 ※令和2年度中に見直し予定の「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、令和3年度に指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：「６次産業化総合調査」（農林水産省大臣官房統計部） 作成時期：調査年度の翌々年度６月 算出方法：常設施設・通年営業の事業体数×１億円以上の事業体数割合									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

施策（4）	多様な機能を有する都市農業の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	多様な機能を有する都市農業の推進に向けて、農業経営の維持発展等を促進するとともに、都市の農地の有効な活用や適正な保全を図り、農と住の調和するまちづくりを推進する。
目標① 【達成すべき目標】	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号）の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積	30 ha	元年度	255 ha	6年度	75 ha	120 ha	165 ha	210 ha	255 ha	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（1）④の「「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号）の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 生産緑地12,700ha（H30.3.31時点）のうち将来農地を貸す可能性がある農業者の割合が2割（東京都都市農地保全調査（令和元年度）より）であることから、12,700ha×20%＝2,540ha うち5年間で貸付を希望する面積の割合1割を目標値として見込む。 2,540ha×10%≒255ha（目標値） 255ha(目標)-30ha(基準)=225ha（増加面積） 225ha÷5年=45ha（年間増加面積）
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：農地の貸借面積について、各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 土地改良法（昭和24年）（関連：2-⑦、⑧、⑰）	－	－	－	－	(1)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)－①との関連】 本法に基づき、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を事業対象地域として農地、農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備を行うことにより、中山間地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。	
(2) 農山漁村電気導入促進法（昭和27年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られるものである。	
(3) 山村振興法（昭和40年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、中山間地域等の営農と所得の確保や生活改善等に寄与するものである。	
(4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年）（主）	－	－	－	－	(2)-⑤-ア	農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講ずる。	
(5) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年）（主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。	
(6) 市民農園整備促進法（平成2年）（主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。	

(7)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 （平成5年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られるものである。	
(8)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 （平成6年） （主）	―	―	―	―	(2)-②-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	
(9)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 （平成19年） （関連：2-⑦、⑧、⑰）	―	―	―	－	(2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	
(10)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年) （関連：2-⑭）	－	－	－	－	(2)-③-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与するとともに、捕獲した鳥獣の食品(ジビエ)としての利用等を推進する。	
(11)	観光園の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 （平成20年） （主）	―	―	―	―	(2)-②-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	
(12)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 （平成20年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	－

(13)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年) (関連:2-①、③)	－	－	－	－	(3)-②-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	－
(14)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-イ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行により再生可能エネルギー供給設備の導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	－
(15)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-イ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、農林漁業の発展に資する再生可能エネルギー供給設備の適切な導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	－
(16)	都市農業振興基本法 (平成27年) (主)	―	―	―	―	(4)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与する。	
(17)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年) (主)	―	―	―	―	(4)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与する。	
(18)	中山間地域所得向上支援事業 (主)	9,615 (8,813)	10,028 (7,333)	8,074 (5,883)	―	(1)-①-ア	収益性の高い農産物の生産・販売等を本格的に取り組む場合に策定する実践的な計画に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援する。	

(19)	農業用用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:2-⑧)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	107,633 (整理中)	61,014	(3)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(20)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:2-⑦、⑧、⑲、㉔)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	80,732 の内数	(3)-①-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(21)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:2-⑧、⑩)	47,222 (46,803)	48,406 (48,260)	83,384 (整理中)	59,766	(3)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(22)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (平成29年度) (関連:2-⑧、⑰)	－	10,614 (10,614)	30,219 (21,519)	25,813	(3)-①-ア	農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策についての取り組みを支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の長寿命化対策に資する整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、維持管理コストの低減に寄与する。	
(23)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:2-⑭、⑲、㉔)	9,715の 内数 (9,608の 内数)	11,547の 内数 (10,810 の内数)	10,886の 内数 (10,591 の内数)	10,010の内数	(2)-③-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲鳥獣のジビエの利用拡大に向けた取組等を支援する。 鳥獣被害対策により捕獲した鳥獣のジビエ利用量を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減を図るとともに地域資源の有効活用に寄与する。	
(24)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (主)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-④-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、中山間地域等の営農と所得の確保、農林水産業に関わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化及び自立化の後押し、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	
(25)	中山間地域農業農村総合整備事業 (令和2年) (主)	－	－	－	5,000	(1)-①-ア	中山間地域を対象に農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施し、地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立と所得の確保に寄与する。	

	(26)	持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (関連:2-①)	224 (194)	167 (153)	99 (97)	98	(3)-①-イ	持続可能な社会を構築していくため、食品産業における食品ロスの削減等の環境負荷低減を図るための取組の支援を行うとともに、農山漁村におけるバイオマス等の循環資源から得られるエネルギー等を活用する取組を通じた新たな産業創出及び地域活性化につながる持続的な仕組みづくりの支援を行うなど、経済、社会及び環境の三側面からの支援を行う。 この取組により、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	
	(27)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:2-①、③)	－	1,678 の内数 (1,463 の内数)	1,434 の内数 (867 の内数)	2,534 の内数	(3)-①-イ (3)-②-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげる。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援する。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援する。 これらの支援措置により、地域の農林漁業の発展を促進し、新たな産業創出及び地域活性化を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	
	(28)	【TPP関連事業】 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業 (令和元年度) (主)	－	－	1,000 (0)	－	(3)-①-イ	家畜排せつ物等の地域資源を積極的に活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援することにより、家畜排せつ物等処理の円滑化・高度化による生産コスト低減及び収益力強化を実現する。 この取組により、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	
	(29)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度) (主)	《貸付枠》 300 (678)	《貸付枠》 300 (0)	《貸付枠》 150 (137)	《貸付枠》 150	(1)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。	－
	(30)	中山間地域活性化資金 (平成2年度) (主)	《貸付枠》 5,460 (19,930)	《貸付枠》 14,300 (26,100)	《貸付枠》 12,400 (16,104)	《貸付枠》 23,000	(1)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化に図られるものである。	－

(31)	特定地域（過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島）における工業用機械等の割増償却・特別償却 （主）	＜595＞ （〈291〉）	＜482＞	－	－	(1)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 （振興山村） 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 （機械・装置等）普通償却限度額の24％の割増償却 （建物等）普通償却限度額の36％の割増償却 （過疎地域） 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 （機械・装置等）取得価額の10％の特別償却 （建物等）取得価額の6％の特別償却 （半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島） 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 （機械・装置）普通償却限度額の32％の割増償却 （建物・附属設備、構築物）普通償却限度額の48％の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図られるものである。	－
(32)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例［揮発油税・地方揮発油税：租税特別措置法第88条の7］ （平成20年度） （主）	39,327 (44,904)	44,904 (44,526)	44,526 (42,767)	42,767	(3)-①-イ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	－
(33)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備（エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備）に係る固定資産税の課税標準の特例［固定資産税：地方税法附則第15条第23項］ （平成20年度） （主）	71 (30)	15 (20)	29 (8)	18	(3)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	－

	(34) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税：地方税法附則第15条第30項]（平成25年度）（主）	13,361 (18,353)	8,561 (11,450)	2,150 （令和3年2月把握予定）	1,772	⑶-①-イ	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この特例措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	－
政策の予算額[百万円]		216,582 （内数を含む）	236,153 （内数を含む）	328,403 （内数を含む）	254,772 （内数を含む）			
政策の執行額[百万円]		212,591 （内数を含む）	229,284 （内数を含む）					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 【参考：内閣府より】農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24年度）	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	8,907 (6,732)	6,607	(3)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は50ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(2) 【参考：国土交通省より】奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24年度）	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	3,024 (2,366)	1,946	(3)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は50ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(3) 【参考：国土交通省より】北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄）（昭和24年度）	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	42,638 (32,339)	23,453	(3)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上（畑地の場合は100ha以上）の地域を対象として、特に基幹的農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
(4) 【参考：内閣府より】農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業（平成24年度）	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	5,934 (5,931)	5,919	(3)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	

	(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	1,233 (1,233)	910 (907)	1,173 (1,173)	958	(3)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
	(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	3,265 (3,265)	2,599	(3)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
	(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	42,013 (41,915)	17,530	(3)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(3)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
	(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,870 の内数	(3)-①-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
	(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	1,491 の内数	(3)-①-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	
	(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	11,588 の内数 (11.581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	11,657 の内数 (11,619 の内数)	11,382 の内数	(3)-①-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与する。	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑭）

政策分野名 【施策名】	中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局（生産局） 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課、生産局農業環境対策課】
政策の概要 【施策の概要】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の3（2） 土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定） 第3　3　(2)　政策目標3　ア　①農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化 政策目標4　ア　①農村の生活基盤の効率的な保全管理	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	地域コミュニティ機能の維持や強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域コミュニティ機能の維持や強化に向けて、世代を超えた人々による地域のビジョンづくり、「小さな拠点」の形成等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農用地や集落の将来像の明確化を支援、地域の活動計画づくり等を支援

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、集落戦略を策定した協定の割合	0 %	元年度	100 %	6年度	ー	ー	60 %	80 %	100 %	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（2）①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度（第5期対策：R2～R6）において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、R6までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、R6における目標値を100％に設定している。 また、中間年（R4）までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、R4の目標値を過半となる60％に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、R2、R3の目標値は定めない。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度８月頃 算出方法：毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標② 【達成すべき目標】	「小さな拠点」の形成の推進

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	地域活性化対策において、地域の将来を構想する計画等を策定した地区数	0 地区	元年度	90 地区	7年度	15 地区	30 地区	45 地区	60 地区	75 地区	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す」に該当する指標を設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 地域の将来ビジョンづくりに取り組むR2の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎にR7まで積み上げた地区数を目標値として設定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：事業実施主体への調査
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

施策（2）	多面的機能の発揮の促進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	多面的機能の発揮の促進に向けて、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度による多面的機能の発揮の促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 多面的機能支払交付金における持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合	27.4 %	26年度	40 %	2年度	40 %	ー	ー	ー	ー	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を令和2年度までに約4割以上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定。 ※今後、令和2年度に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
イ	多面的機能支払交付金における持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合	35 %	26年度	50 %	2年度	50 %	ー	ー	ー	ー	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を令和2年度までに約5割以上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定。 ※今後、令和2年度に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
		把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出								
		達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ウ	中山間地域等直接支払交付金の第5期対策期間（R2～R6）において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積	7.5 万ha/年	30年度	7.5 万ha/年	6年度	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（2）②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3％（平成22年及び平成27年の耕地面積の比較）に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万haを乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。
		把握の方法		出典：「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」（農林水産省農村振興局）及び農林業センサス（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度８月頃 算出方法：① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業ｾﾝｻｽから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率（5年間）を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。								
		達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
H	環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	14万tCO2/年	30年度	14万tCO2/年	6年度	14万tCO2/年	14万tCO2/年	14万tCO2/年	14万tCO2/年	14万tCO2/年	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第1期(H27年度～R元年度)の最終評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が14万tCO2/年と算出されたため、第2期（R2年度～R6年度）においては、14万tCO2/年を目標とする。
		把握の方法		出典：「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」（農林水産省調べ） 作成時期：毎年度８月末に前年度実績を把握 算出方法：単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出								
		達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策（3）	生活インフラ等の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	定住条件整備に向けて、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保、定住条件整備のための総合的な支援を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農村に住み続けることができるよう、定住条件を整備

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	地域活性化対策において、農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組の目標を達成した地域数	0 地域	元年度	60 地域	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の（2）③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標を設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）において、定住条件整備に取り組む令和2年度の地区数を10地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：事業実施主体への調査
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

施策（4）	鳥獣被害対策等の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	鳥獣被害対策等の推進に向けて、鳥獣被害対策実施隊の体制の強化等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 鳥獣被害対策実施隊の隊員数	37,279人	30年度	43,800人	7年度	39,100人	40,000人	41,000人	41,900人	42,900人	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（2）④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、鳥獣被害防止総合対策交付金等による活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度（30年4月末時点）を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定（年間950人程度増加）。 ※令和2年度に被害の実態や対策との関係に関する調査の実施を検討しており、その結果も踏まえ、令和3年度に新たな指標の設定を検討。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度10月頃 算出方法：都道府県を通じた聞き取り調査により把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝｛（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）｝×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成20年）（主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	－
(2) 中山間地域等直接支払交付金（平成12年度）（主）	26,300 (26,112)	26,340 (26,183)	26,344 (26,333)	26,100	(1)-①-ア (2)-①-ウ	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与する。	
(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金（平成20年度）（主）	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	10,010	(4)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画に基づく対策を効果的に実施するため、対策の体制整備等を支援することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	
(4) 多面的機能支払交付金（平成26年）（主）	48,251 (48,250)	48,401 (48,401)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア (2)-①-イ	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加に寄与する。	
(5) 農山漁村振興交付金（平成28年度）（関連：2-⑦、⑧、⑬、⑮、⑲、⑳、㉑、㉔）	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-②-ア (3)-①-ア	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等により支援。	

	(6) 環境保全型農業直接支払交付金（平成23年度）（主）	2,410 (2,404)	2,460 (2,383)	2,451 (2,406)	2,451	(2)-①-エ	市町村を通じて有機農業等環境保全効果の高い営農活動を支援し、有機農業の取組面積の拡大、市町村における有機農業等の推進体制の整備、さらには、環境保全型農業の推進に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。 支援する取組のうち、地球温暖化防止に効果の高い営農活動については、慣行農業に比べより多くの炭素を土壌に貯留することから、農地土壌におけるCO2排出量の抑制に効果があり、政府の地球温暖化対策計画での農地土壌炭素吸収源対策によるCO2吸収量の目標の達成、さらには気候変動の緩和に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与する。	
政策の予算額[百万円]		95,278 (内数を含む)	98,272 (内数を含む)	97,471 (内数を含む)	97,018 (内数を含む)			
政策の執行額[百万円]		94,260 (内数を含む)	95,059 (内数を含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑮）

政策分野名 【施策名】	農村を支える新たな動きや活力の創出	担当部局名	農村振興局 【農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	地域を支える体制及び人材づくり、農村の魅力の発信、多面的機能に関する国民の理解の促進等	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の3（3）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	地域を支える体制及び人材づくり
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域を支える体制及び人材づくりに向けて、地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大、多様な人材の活躍による地域課題の解決等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、集落戦略を策定した協定の割合（再掲）	0 %	元年度	100 %	6年度	－	－	60 %	80 %	100 %	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3（3）①アの「中山間地域等において地域づくりの取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度（第5期対策：R2～R6）において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、R6までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、R6における目標値を100％に設定している。 また、中間年（R4）までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、R4の目標値を過半となる60％に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、R2、R3の目標値は定めない。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度８月頃 算出方法：毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握										
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満										

目標② 【達成すべき目標】	関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 地域活性化対策において、農山漁村の関係人口の拡大に資する取組を実施した地域数	0 地域	元年度	60 地域	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の(3)①ウの「関係人口の創出・拡大」に該当。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 関係人口の創出・拡大に取り組む令和2年度の地区数を10地区程度見込んでおり、この見込みを各年度ごとに令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。 ※本指標はアウトプット指標であるが、今後、「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」の議論を踏まえ検討を行い、令和3年に関係人口に係るアウトカム指標を設定予定。
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：事業実施主体への調査								
	達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満								

目標③ 【達成すべき目標】	多様な人材の活躍による地域課題の解決										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地域活性化対策における地域課題の解決に取り組む地域のうち、外部人材を活用した地域数	0 地域	元年度	30 地域	7年度	5 地域	10 地域	15 地域	20 地域	25 地域	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の(3)①エの「農村地域外の人材を活用する取組を推進」に該当。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）活動計画策定事業のうち専門的スキルを有する人材を活用した採択地区の例年の実績を鑑み設定。 ※本指標はアウトプット指標であるが、今後、「新しい農村政策の在り方検討会」での議論を踏まえ検討を行い、令和3年に農村地域以外の人材活用に関するアウトカム指標を設定予定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度７月頃 算出方法：事業実施主体への調査									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

施策（2）	農村の魅力の発信
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示、棚田地域の振興と魅力の発信、様々な特色ある地域の魅力の発信を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	半農半X、二拠点居住などの多様なライフスタイルに係る指標（令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	－	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②の「多様な農への関わりへの支援体制のあり方を示す」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※令和2年度に「新しい農村政策の在り方検討会」での多様なライフスタイルの在り方の議論を踏まえ、令和3年度に半農半X、二拠点居住などの多様なライフスタイルに関連するアウトカム指標を設定予定。
		把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－									
		達成度合いの判定方法	－									

目標② 【達成すべき目標】	棚田地域の振興と魅力の発信

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 指定棚田地域振興計画を策定した地域数	0 地域	元年度	100 地域	6年度	60 地域	80 地域	90 地域	100 地域	100 地域	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②の「棚田地域の保全と振興を図るため、「棚田地域振興法」に基づき支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 棚田地域振興に向けて棚田面積の維持、生産額、来訪者数等の目標及びそれらの目標を達成するための具体的な活動を地域の発意と主体性に基づいて定める指定棚田地域振興活動計画の策定地域数を指標として設定し、棚田地域振興コンシェルジュの支援等を通じて、地域の積極的な計画策定を促す。 指定棚田地域振興活動計画策定を出口要件とする棚田地域振興緊急対策交付金を活用して80地域で同計画を策定することとし、R3新規要求事業や他事業等を活用して20地域における計画策定の上積みを行い、令和6年度までに計100地域で計画を策定するものとし設定。

把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：随時 算出方法：指定棚田地域振興活動計画申請の際に、同計画の策定地域数を把握。
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

目標③ 【達成すべき目標】	様々な特色ある地域の魅力の発信

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	新たに景観農業振興地域整備計画又は歴史的風致維持向上計画(農村景観等農村の風致を計画の中に位置付けたものに限る。)を策定した市町村数	47 市町村	30年度	75 市町村	7年度	54 市町村	59 市町村	64 市町村	69 市町村	74 市町村	Ｓ↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②ウの「歴史的風致維持向上計画等の制度を活用した特色ある地域の魅力の発信」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 要望量から年間歴まち計画策定件数を算出し、基準年度における全歴まち計画に占める農村景観を記載している計画の割合を乗じて設定。 ※令和2年度に共官省庁である国土交通省において目標の見直しを実施することとしており、令和3年度に国土交通省での検討結果を踏まえ、景観農業振興地域整備計画、歴史的風致維持向計画に係る測定指標を設定予定。
		把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度末 算出方法：認定等された計画数を集計									
		達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150%超、Ａランク：90%以上150%以下、Ｂランク：50%以上90%未満、Ｃランク：50%未満									

施策（3）	多面的機能に関する国民の理解の促進等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の多面的機能に関する国民の理解の促進に向けて、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産等について、国民の認知度向上の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	多面的機能に関する国民の理解の促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業農村の多面的機能に関する認知度	48.9 %	元年度	60 %	7年度	50 % 実績値	52 % 実績値	54 % 実績値	56 % 実績値	58 % 実績値	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の（3）③の「多面的機能に関する国民の理解の促進」に該当するアウトカム指標を設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農業・農村の多面的機能及び棚田に関する意向調査」（R1.10官房統計部農林水産統計）の実績値を鑑み設定。 ※令和3年度に実施する「農業農村の多面的機能に関する認知度」の調査結果を踏まえ、令和4年度に測定指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：令和３年度末 算出方法：国民へのアンケート調査									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 棚田地域振興法（令和元年）（主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与する。	
(2) 中山間地域等直接支払交付金（平成12年度）（関連：2-⑭）	26,300 (26,112)	26,340 (26,183)	26,344 (26,333)	26,100	(1)-①-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与する。	
(3) 農山漁村振興交付金（平成28年度）（関連：2-⑦、⑧、⑬、⑭、⑲、⑳、㉑、㉔）	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-②-ア (1)-③-ア	農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等により支援。	
(4) 棚田地域振興緊急対策交付金（令和元年度）（主）	－	－	1 (0)	－	(2)-②-ア	棚田地域振興法に基づき棚田地域の振興に取り組む地域に対し、法第8条に基づく指定棚田地域振興活動計画の作成k等に必要な調査及び体制づくり並びに棚田保全及び棚田地域の振興の取組に必要な周辺環境整備を緊急的に支援する。	
政策の予算額[百万円]	34,902 (内数を含む)	35,864 (内数を含む)	35,483 (内数を含む)	35,905 (内数を含む)			
政策の執行額[百万円]	33,998 (内数を含む)	33,465 (内数を含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額）			2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
	29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］				
(1) －	－	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑯）

政策分野名 【施策名】	東日本大震災からの復旧・復興	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（生産局、農村振興局） 【大臣官房地方課災害総合対策室、生産局総務課生産推進室、農村振興局防災課】
政策の概要 【施策の概要】	地震・津波災害からの復旧・復興、原子力災害からの復旧・復興	政策評価体系上の位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の4（1）	政策評価 実施予定時期	令和3年7月
施策（1）	地震・津波災害からの復旧・復興		
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地震・津波被災地域からの復旧・復興に向けて、農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。		
目標① 【達成すべき目標】	農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。		

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 津波被災地域における営農再開が可能となる農地面積	18,390 ha	元年度	18,680 ha	2年度	18,680 ha	－	－	－	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 ・基本計画第3の4（1）①の「農地等の整備の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。 ・東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・被災各県を通じて最新の復旧状況を市町村から聞き取り、令和2年度までに18,680haの農地が営農再開可能と見込まれることから、これを目標値として設定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：災害復旧事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

施策（2）	原子力災害からの復旧・復興
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	原子力災害からの復旧・復興に向けて、食品の安全を確保する取組や、農業者の経営再開の支援、国内外の風評払拭に向けた取組等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	収穫後の検査等の取組を推進

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の割合	0%	30年度	0.0001%以下	7年度	0.0001%以下	0.0001%以下	0.0001%以下	0.0001%以下	0.0001%以下	O=-他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4（1）②の「農産物の出荷前の放射性物質の検査の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）に基づき、農畜産物に含まれる放射性物質の検査を引き続き実施することとしており、最近の検査結果の動向を踏まえて目標値を設定。
		把握の方法		出典：食品中の放射性物質検査の結果について(厚生労働省)、被災17都県等における調査 作成時期：調査年度末 算出方法：上記調査を農林水産省が確認し整理。								
		達成度合いの判定方法		A（おおむね有効）：0.0001％以下、B（有効性の向上が必要である）：0.0001％超～0.0002％以下、C（有効性に問題がある）：0.0002％超								

目標② 【達成すべき目標】	原子力被災12市町村における営農再開										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 原子力被災12市町村の営農再開面積	5,038 ha	30年度	－	12年度	P 実績	P 実績	P 実績	P 実績	P 実績	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 ・基本計画第3の4（1）の「農業者の経営再開の支援を引き続き推進する」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・令和2年度末に公表される福島県農林水産物振興計画を踏まえ、令和3年度に目標値を設定。
	把握の方法		出典：福島県調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：原子力被災12市町村の営農再開面積について、福島県から入手する。								
	達成度合いの判定方法		達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満								

目標③ 【達成すべき目標】	福島県など被災地域の農産物・食品の販売拡大の後押し

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 大都市圏への福島県産の主要青果物の供給量	38,721トン	23年度	45,000トン	2年度	45,000トン	P	P	P	P	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 ・基本計画第3の4（1）の「福島県など被災地域の農産物・食品の販売拡大の後押し」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・現在の目標値については、福島県農林水産物振興計画（H25.3月）により設定。 ・令和3年度以降の目標は、令和2年度末に公表される福島県農林水産物振興計画を踏まえ、令和3年度に設定 ・主要青果物：キュウリ、トマト、モモ、ナシ、アスパラガス

把握の方法	出典：農業・農村の動向等に関する年次報告（福島県調べ） 作成時期：調査年度末 算出方法：大消費地（東京都、横浜市、大阪市、札幌市）中央卸売市場において1年間に取り扱われる福島県産の主要青果物の重量を調査により集計
達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値）／（当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 福島復興再生特別措置法	－	－	－	－	(1)－①ア (2)－①ア (2)－②ア (2)－③ア	帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。	－
政策の予算額［百万円］							
政策の執行額［百万円］							

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
【復興庁より】（主）(1) 農地・農業用施設等の復興関連事業（平成24年度）	40,776 (37,858)	33,132 (31,957)	24,834 (22,891)	19,256	(1)－①ア	東日本大震災の被災地を災害に強い新たな食料供給基地として、再生・復興させるため、農地や農業用施設等の復旧・整備を実施する。 農地等の復旧・整備を行うことにより、津波被災地域における営農再開が可能となる農地面積の増加に直接寄与する。	
【復興庁より】（主）(2) 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策（平成23年度）	89 (63)	81 (68)	77 (55)	65	(2)－①ア	東日本大震災における福島第一原発事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、農畜産物・特用林産物・農地土壌等の放射性物質濃度の調査を実施。	
【復興庁より】（主）(4) 福島県営農再開支援事業（平成24年度）	(3,356)	(3,729)	(3,933)	－	(2)－②ア	福島県に基金を造成し、営農再開に向けた一連の取組を、農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて支援（事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等）。	
【復興庁より】（主）(4) 東日本大震災農業生産対策交付金（平成23年度）	2,591 (761)	4392 (2,137)	2,840 (－)	210	(2)－②ア	東日本大震災からの農業生産の復興に向け、被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。	
【復興庁より】（主）(5) 福島県農林水産業再生総合事業（平成29年度）	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	4,841 (4,833)	4,660	(2)－①ア (2)－③ア	福島第一原子力発電所事故に伴う風評払拭に必要な取組として実施する、生産段階においての、第三者認証GAP等の取得、農林水産物等の放射性物質検査、流通・販売段階においての、農林水産物等の販売不振の実態と要因調査の実施とともに、生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言等の支援。	

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑰）

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害への備え	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（食料産業局、経営局、農村振興局、政策統括官付） 【大臣官房地方課災害総合対策室、食料産業局食品流通課、経営局保険監理官、農村振興局防災課、政策統括官付農産企画課/貿易業務課】
政策の概要 【施策の概要】	災害に備える農業経営の取組の全国展開等、農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策、不測時における食料安定供給のための備えの強化等	政策評価体系上の位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の4（2）	政策評価実施予定時期	令和3年7月

施策（1）	災害に備える農業経営の取組の全国展開等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、産地の分散、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、事業計画計画（BCP）の普及など、災害に備える農業経営に向けた取組を全国展開する。
目標① 【達成すべき目標】	農業保険等の普及促進・利用拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 農業保険の加入率 （園芸施設共済）	55 %	30年度	80 %	3年度	70 %	80 %	―	―	―	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4（2）の①の「農業保険等の普及促進・利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値【水準・目標年度）の設定の根拠】 近年の異常災害により、農業用ハウスに大きな被害が発生しており、園芸施設共済の加入推進が喫緊の課題である。施設園芸を営む農業者の太宗が園芸施設共済に加入するよう、令和3年度に加入率8割を目指して加入推進を図っていることから、平成30年度の加入率55％を基準とし、令和3年度以降80%とすることとして設定。
	把握の方法	出典：共済組合等からの報告（農林水産省経営局調べ） 作成時期：調査年度の翌年、５～６月頃 算出方法：有資格者に占める共済加入者の割合									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）=（当該年度実績値／当該年度目標）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

施策（2）	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策に向けて、農業水利施設等の耐震化、非常用電源の設置等のハード対策と、ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせて推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農業水利施設等の耐震化、非常用電源の設置等

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（再掲）	0 ha	27年度	約34 万ha	2年度	約34 万ha	－	－	－	-	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4（2）③の「農業水利施設等の耐震化、非常用電源の設置等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 土地改良長期計画では、豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進することとし、5年間に農地及び周辺地域約34万ha（うち農地約28万ha）の湛水被害等の防止を図ることとしており、これを測定指標の目標値として設定。 ※今後、令和2年度中に策定される新たな土地改良長期計画における測定指標や成果目標等検討を行った上で、令和3年度に本指標を見直す予定。
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度６月頃 算出方法：対象地域への聞き取りにより算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合＝（当該年度実績値／当該年度目標値）×100 A’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満									

施策（3）	不測時における食料安定供給のための備えの強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	不測時における食料安定供給のための備えの強化に向けて、大規模自然災害の発生時に、食料のサプライチェーンの機能を維持し、食料供給の確保を図るとともに、主食である米等の適正な備蓄水準を確保する。
目標① 【達成すべき目標】	食品産業事業者による事業継続計画（BCP）の策定の促進

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア	食品産業事業者における事業継続計画（BCP）の策定に係る指標（令和3年度に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	ー	【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 今後、食品産業事業者における事業継続計画（BCP）の策定状況に関する調査を行った上で、令和3年度に新たな測定指標を設定予定。
	把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
	達成度合いの判定方法	－										

目標② 【達成すべき目標】	米の適正な備蓄水準を確保

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由 （及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）
ア 政府備蓄米の備蓄水準	91 万トン	30年度	100 万トン程度	各年度	100 万トン程度	100 万トン程度	100 万トン程度	100 万トン程度	100 万トン程度	S=ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)⑤の「米や麦、飼料穀物の適正な備蓄水準を確保する」に該当。本指標は、災害への備えという性格上アウトプット指標。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備える必要があることから、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として設定。

把握の方法	出典：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（農林水産省） 作成時期：調査年度の７月頃 算出方法：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の毎年6月末備蓄量から記載。
達成度合いの判定方法	（当該年度の実績値/当該年度の目標値）×100 Ａ’ランク：150％超、Ａランク：90％以上150％以下、Ｂランク：50％以上90％未満、Ｃランク：50％未満

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 農業共済事業の実施（昭和22年度）（関連:2-⑥）	99,257 (76,629)	94,383 (84,870)	99,624 (91,801)	88,396	(1)-①-(ア)	①農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金（補助率:農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%））の農業共済組合連合会等への交付（補助率:定率） ②再保険金の農業共済組合連合会等への支払 ③家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付（補助率6／10） ④国の災害対策の基幹である農業共済制度の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体（農業共済組合、農業共済組合連合会）に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費、委員手当等）を国から直接交付（定額）する。	
(2) 米管理経費（国内米買入費、輸入米買入費、米管理費）（昭和元年度以前）（関連:2-⑤）	177,832 (120,854)	176,588 (105,448)	171,750	190,887		主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定等に基づき、国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を在庫として保有することとしている。このため、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営のための国内米の政府買入れを実施する。	
(3) 農地の防災保全（補助）（昭和24年度）（関連:2-⑧）	67,726 (67,428)	73,278 (71,090)	74,276 (73,324)	65,191	(2)-①-(ア)	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(4) 農地の防災保全（直轄）（昭和63年度）（関連:2-⑧）	16,357 (15,681)	17,467 (17,081)	22,369 (22,132)	25,656	(2)-①-(ア)	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設（国営造成）の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(5) 特殊自然災害対策施設緊急整備事業（平成24年度）（関連:2-⑧）	182 (168)	282 (260)	356 318	300	(2)-①-(ア)	火山の爆発により被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への降灰による被害の防除・最小化のために必要な施設整備等を実施。 本事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与する。	
(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業（平成30年度）（関連:2-⑧）	－	10,614 (10,614)	30,219 (21,519)	25,813	(2)-①-(ア)	農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援することで、農業の持続的な発展に寄与する。	

	(7) 農地の防災保全(特会) (平成元年度) (関連:2-⑧)	6,049 (5,666)	7,703 (7,549)	3,979 (3,964)	2,218	(2)-①-(ア)	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修を実施するもの。これにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
	(8) 土地改良法 (昭和24年) (関連:2-⑦、⑧、⑬)	—	-	-	-	(2)-①-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
	(9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:2-⑦、⑧、⑬)	—	-	-	-	(2)-①-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
	(10 地すべり等防止法 (昭和33年) (関連:2-⑧)	—	-	-	-	(2)-①-(ア)	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
	(11 活動火山対策特別措置法 (昭和48年) (関連:2-⑧)	—	-	-	-	(2)-①-(ア)	火山の爆発による被害を防除し、農業の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与する。	-
	(12 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年) (関連:2-⑧)	—	-	-	-	(2)-①-(ア)	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
	(13 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成7年) (関連:2-⑤)	-	-	-	-		主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		367,403	380,315	402,573	398,461			
政策の執行額[百万円]		286,426	296,912					

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段（開始年度）	予算額計（執行額） 29年度［百万円］	30年度［百万円］	元年度［百万円］	2年度当初予算額［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1) 【内閣府より】農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（直轄）（昭和63年度）	1 (1)	2 (1)	161 (153)	29	(2)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設（国営造成）の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(2) 【国土交通省より】北海道開発事業のうち農地の防災保全（直轄）（昭和63年度）	5,419 (5,352)	6,357 (6,349)	10,004 (9,988)	13,144	(2)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設（国営造成）の突発事故被害の復旧工事を実施するもの ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(3) 【内閣府より】農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（補助）（昭和24年度）	60 (60)	93 (93)	170 (164)	400	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(4) 【国土交通省より】離島振興事業のうち農地の防災保全（補助）（昭和24年度）	547 (546)	594 (594)	695 (666)	526	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	
(5) 【国土交通省より】奄美群島振興開発事業のうち農地の防災保全（補助）（昭和24年度）	151 (151)	105 (105)	84 (84)	189	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	

	(6) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全 (補助) (昭和24年度)	827 (826)	1,019 (1,018)	967 (955)	708	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省２－⑱）

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害からの復旧	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（農村振興局） 【大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課】
政策の概要 【施策の概要】	被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、災害査定の効率化の推進、査定前着工制度の活用を促進し、農地・農業用施設等の早期復旧を進める。また、被災した地方公共団体等への国の技術職員（MAFF-SAT）の派遣により、迅速な早期復旧を支援する。	政策評価体系上の 位置付け	大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の4（3）	政策評価 実施予定時期	令和4年度

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］	2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー 事業番号
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業 （昭和24年度） （主）	27,803 （26,045）	44,793 （39,858）	62,345 （57,361）	8,314	異常な天然現象により被災した、農地及び農業用施設の復旧を行う。	
(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 （昭和31年度） （主）	462 （143）	242 （231）	565 （142）	25	異常な天然現象により被災した、農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設（農林産業倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設）の復旧に要する経費の一部を国が負担。	
政策の予算額[百万円]	28,265	45,035	62,910	8,339		
政策の執行額[百万円]	26,188	40,089	57,503			

参考：移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］	2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年行政事業レビュー 事業番号
(1) －	－	－	－	－	－	－

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。
（注4）「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省2－㉕）

政策分野名 【施策名】	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	担当部局名	大臣官房統計部統計企画管理官
政策の概要 【施策の概要】	農政を支える情報インフラ等として、経営所得安定対策をはじめとした政策ニーズ等を踏まえた的確な農林水産統計の作成と利用の推進を図る。	政策評価体系上の位置付け	横断的に関係する政策
政策に関係する内閣の重要政策	－	政策評価 実施予定時期	令和7年度

政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 29年度 ［百万円］	30年度 ［百万円］	元年度 ［百万円］	2年度 当初予算額 ［百万円］	政策手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー 事業番号
(1) 農林漁業センサス （農林業センサス：昭和24年度） （漁業センサス：昭和23年度） （主）	12 (5)	654 (651)	4,853 (4,853)	266	5年ごとに我が国の農林漁業の生産・就業構造及び農山漁村地域の実態を的確に把握し、各種施策の企画・立案・推進・評価に係る基礎資料を整備・提供するとともに、各種農林水産統計調査を実施するために必要な母集団を整備する。	
(2) 競争導入公共サービス農林水産統計調査業務（農業物価統計調査） （平成21年度） （主）	116 (113)	116 (113)	140 (136)	139	農業経営に直接関係する農産物及び農業生産資材の物価を把握した結果を総合して農業物価指数を作成し、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための基礎資料を整備することを目的として行う「農業物価統計調査」について、「公共サービス改革法」（注1）に基づく民間競争入札の実施により、全国の農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場、農業生産資材を販売する小売店等を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施する。	
(3) 競争導入公共サービス農林水産統計調査業務（内水面漁業生産統計調査） （平成21年度） （主）	50 (46)	58 (54)	55 (53)	55	内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として行う「内水面漁業生産統計調査」について、「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、河川及び湖沼で内水面漁業を営む内水面漁業協同組合及び漁業経営体、ます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖するすべての内水面養殖業経営体、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関（注2）、漁業経営体及び養殖業経営体を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施する。	
(4) 競争導入公共サービス農林水産統計調査業務（牛乳乳製品統計調査） （平成20年度） （主）	20 (19)	20 (19)	20 (19)	20	牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的として行う「牛乳乳製品統計調査」について、「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、牛乳処理場及び乳製品工場を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施する。	
(5) 競争導入公共サービス農林水産統計調査業務（木材流通統計調査のうち木材価格統計調査） （平成20年度） （主）	8 (7)	8 (7)	8 (8)	7	木材の価格を的確に把握し、林業・木材産業行政の基礎資料を整備することを目的として行う「木材流通統計調査」のうち「木材価格統計調査」について、「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、製材工場、合単板工場、木材チップ工場及び木材流通業者を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施する。	
政策の予算額［百万円］	3,378	4,619	9,190	6,460		
政策の執行額［百万円］	3,116	4,223				

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。
（注3）「政策の執行額」欄について、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

参考資料

1．用語解説

注1	公共サービス改革法	正式名称を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」といい、公共サービスの担い手を官と民とが対等な立場で競争に参加する官民競争入札（市場化テスト）の実施方法などを定めた法律。公共サービスの質維持向上及び経費削減を図る改革を実施することを目的とし、平成18年に施行された。
注2	水揚機関	具体的には次に掲げるものをいう。 (1) 内水面漁業経営体が陸揚げする魚市場 (2) 内水面漁業経営体から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受ける漁業協同組合、漁業会社、冷凍・冷蔵工場、水産加工場等の事業所。なお、荷さばき所を有していない漁業協同組合であっても、内水面漁業経営体が地元外で陸揚げした生産量が水揚記録等で把握できる場合は、これを水揚機関に含む。 (3) 漁業者から直接生産物を集荷する問屋